

平成二十八年十二月定例会

平成 28 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 28 年 12 月 2 日～12 月 9 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成28年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12／2	金	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
12／3	土	休会
12／4	日	休会
12／5	月	一般質問（4人）
12／6	火	一般質問（2人）
12／7	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12／8	木	休会（議事整理）
12／9	金	議案審議（議案第46号～諮問第2号）・質疑・討論・表決・閉会

平成28年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P23～)	1. 個人情報保護について	<p>(1)町の公共施設使用時に、使用者の半数以上が町外者の場合は3倍の額になるが、直近3か月（8月～10月）の町外者、町内者利用の数値はどのようになっているのか。</p> <p>(2)町内外者の把握はどのようになっているのか。また、施設に応じて違いがあるのか。</p> <p>(3)施設使用時に提出された名簿は個人情報と考えているのか。</p> <p>(4)個人情報を取得するときの手順と取扱い及び安全管理はどのようになっているのか。</p>
		2. 食品ロス削減について	<p>(1)学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思うが、どのように考えているのか。</p> <p>(2)平成28年度学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業に係る実施市区町村の公募に対し、菊陽町はエントリーしているのか。また、どのように考えているのか。</p> <p>(3)家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取組をはじめ、飲食店等における「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取組を進めることが重要であると考えているがどのように考えているのか。</p>
		3. 学童保育について	<p>(1)新年度の学童保育の見込み人数はどのようになっているのか、今後将来も含めて定員オーバー等の施設に対する過不足の問題点はないのか。</p> <p>(2)本年度に実施予定の施設整備の進捗状況はどのようになっているのか。</p> <p>(3)学童保育への民間活用を町はどのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	川俣 鐵也 (P37～)	1. スポーツ振興について	(1) スポーツを通じた健康づくりの取組はどのようなになっているのか。 (2) スポーツ施設の充実とスポーツを通じた菊陽町のPRについてを問う。 ①大会誘致等による町外からの利用促進について ②町外利用者への農産物のPRの促進について (3) 町総合計画にある生涯スポーツ推進の取組はどのようなになっているのか。
		2. 菊陽町童謡の日の制定について	(1) 町民の故郷づくりのために「菊陽町童謡の日」制定を提案するが、制定する考えはないか。
3	甲斐 榮治 (P46～)	1. 諸記録・文物等のとりまとめについて	(1) 町の歴史・史跡・災害等について、後世のためにまとめた記録を残すための部署を設置し、それらに関連する予算措置をすべきではないか。 (2) 町の歴史を示す文物等の収集を開始し、それらを陳列・収納する博物館的施設建設の準備をすべきではないか。
		2. 町財政について	(1) 臨時財政対策債とは何か。現在その累積額はどうか。（以上は再確認）将来、国が財源を補填し得る見込みについてどう考えているか。 (2) 平成28年熊本地震による災害復旧・復興での地方債発行の財源は補償されているか。またそれは今後とも増え続けると推測されるが、町は財政運営にどういう原則で臨み、どういう見込みを持っているか。
		3. 公立保育所の民営化計画について	(1) 平成28年11月21日現在で、3回の「公立保育所民営化計画検討委員会だより」が発行され、委員会の透明性が確保されているが、民営化の趣旨が経済的側面については理解できるが、民営化の理念についてももう一步踏み込むべきではないか。 (2) 民営化する保育園の数・公有財産の処置の仕方・参入事業者関連事項・町職員の処置・合同保育・民営化後の問題の調整協議について、執行部は現在のところどう考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3)民営化の日程がおおまかに示されているが、事業者の選定などの作業に入るのは平成29年4月以降、また公立保育所の民間移管は平成30年4月以降と考えてよいか。
4	吉本 孝寿 (P60～)	1. 地域情報化の推進について	(1)行政サービスにおける情報発信の現状とその課題は何か。 (2)町が提供する防災や子育てなどの生活情報を町民目線で発信するならば、福岡市、渋谷区がサービスを計画しているLINEを活用した情報発信が必要だと思うが、どのように考えるのか。
		2. 熊本版コミュニティ・スクールについて	(1)学校応援団は組織化しているのか。 (2)学習支援活動は行われているのか。 (3)学校で学ぶことが一番だが、多くの児童、生徒が塾に通っている現状がある。経済的な問題により、塾に通えない児童、生徒について、町はどのように考えているのか。
		3. 小学校運動部活動について	(1)熊本県教育委員会によると、「平成30年度末には、各市町村において社会体育移行が達成できるようにする。」とあるが、菊陽町においては、スムーズに行えるのか。 (2)スポーツクラブきくようは、対応できるのか。
		4. 女子サッカークラブ支援について	(1)本年4月の熊本地震発生以降、練習の場を失っている女子サッカークラブが、菊陽町で練習場を確保することはできないか。
5	小林久美子 (P81～)	1. 学童保育について	(1)菊陽西小校区の学童保育については、学校敷地内に建設予定と聞いているが、今後の建設計画はどうなっているのか。 (2)来年度の学童保育については、利用希望児童に対応できる体制になっているのか。
		2. 保育所の民営化計画について	(1)民営化検討委員会の審議内容はどうなっているのか。 (2)公立保育所の役割については、障がい児保育など重要な内容があると思うが、どう考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 熊本地震災害対策について	<p>(1) 熊本地震のような大規模の災害の場合、避難所の問題や、福祉避難所の機能なども課題があると思うが、町としては、どう総括し、今後の防災計画に反映させていくのか。</p> <p>(2) 地域の公民館の耐震化や一定の備蓄や発電機の設置など必要ではないか。</p> <p>(3) 熊本地震の義援金の配分については、どのように検討しているのか。</p>
6	那須真理子 (P94～)	1. 農業用水について	<p>(1) 上井手、下井手、津久礼井手は、いつ利用できるのか。</p> <p>(2) 白水台地の農業用水の確保はできるのか。それは、どんな方法で行うのか。</p>
		2. 自助、共助、公助について	<p>(1) 災害時（特に初期）における自助、共助、公助について町としてどう考えるのか。</p> <p>(2) 町民の自助に対する意識向上の為の考えはあるか。</p> <p>(3) 学校における児童・生徒に対しての自助の教育はどうしているか。</p> <p>(4) 地域コミュニティにおける共助の促進を町はどう図るのか。</p>
		3. 支援物資について	<p>(1) 国や県とどのような連携で支援物資を円滑に配給するのか。</p> <p>(2) 災害時における災害時相互応援協定による姉妹都市を作ってはどうか。</p>
		4. 保育園・学校等における「PTSD」について	<p>(1) 「PTSD」（心的外傷後ストレス障害）の子どもへのケアはどうしているか。</p>
		5. 総合体育館建設について	<p>(1) 震災を受け老朽化が進んだ体育館を今後どうしていくつもりか。</p>

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成28年12月2日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成28年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成28年12月2日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第46号から諮問第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	徳 淵 盛 也 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福祉生活部長	佐 藤 清 孝 君
産業建設部長兼 商工振興課長	松 本 洋 昭 君	会計管理者兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総務部審議員兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総合政策課長	阪 本 浩 徳 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 務 課 長	酒 井 章 彦 君

人權教育・啓発課長 高 木 定 伸 君
 健康・保険課長 阪 本 章 三 君
 町民課長 宮 川 照 之 君
 産業建設部審議員兼 志 垣 敏 夫 君
 農政課長 大 山 陽 祐 君
 産業建設部審議員兼 中 島 秀 樹 君
 都市計画課長 古 賀 直 之 君
 総務課長補佐兼 川 上 一 弘 君
 総務法制係長
 生涯学習課長兼
 中央公民館長
 農業委員会事務局長

福祉生活部審議員兼 宮 本 義 雄 君
 子育て支援課長 市 原 憲 吾 君
 介護保険課長 服 部 誠 也 君
 西部支所長 小 野 秀 幸 君
 建設課長 今 村 敬 士 君
 産業建設部審議員兼 環 境 生 活 課 長 兼 下 水 道 課 長 学 務 課 長 士 野 公 典 君
 図書館長 矢 野 信 哉 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第4回菊陽町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番吉山哲也君、9番北山正樹君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

石原武義議員から、文教厚生常任委員長と議会運営委員の辞任願が出され、閉会中に議長が辞任の許可をしたことにより、委員会構成に変更がっておりますのでお知らせいたします。

文教厚生常任委員会の互選により、文教厚生常任委員長に吉本孝寿君、副委員長に阪本俊浩君が選任されました。議会運営委員の選任については、閉会中のため、議長の指名により吉本孝寿君に決定をいたしました。議会運営副委員長は、議会運営委員会の互選により北山正樹君が選任されました。

次に、先般議員派遣を行いました研修の概要については、議席に配付のとおり報告いたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般町村議会議長全国大会が11月9日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え大変御多用の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成28年熊本地震について、気象庁は、熊本地震の一連の地震活動は、全体として引き続き減衰しつつも活動は継続しています。これまでの地震活動で揺れの強かった地域では、家屋の倒壊や土砂災害などの危険性が引き続き高まった状態であり、今後の地震活動の状況に注意してくださいと公表されています。

また、10月21日午後2時7分ごろには、鳥取県中部を震源として鳥取県中部地震が発生し、11月22日午前5時59分ごろには、福島県沖を震源とする地震も発生し、福島、茨城、栃木各県で震度5弱の揺れが観測されています。日本各地で地震が発生しており、今朝も本町と近隣自治体では震度3の地震が発生し、まだまだ予断を許さない状況にあると考えています。

それでは、熊本地震の復旧対策から行政報告をいたします。

まず、復興基金についてであります。

熊本県の12月定例会において、平成28年熊本地震復興基金の総額523億円のうち26億円の第1次配分が補正予算として提案されております。今回の第1次配分案につきましては、市町村を対象とした被災者の生活支援事業として、認可外保育施設の保育料や放課後児童クラブの利用料の事業が対象に、公共施設等の復旧支援では、被災した農地を農家自ら復旧するための経費などの事業が対象になっております。また、地域コミュニティ施設の復旧支援では、地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設や地区公民館、消防団詰所の再建支援事業が対象になっております。復興基金は、国や県、市町村が実施する事業では対応できない被災者等のきめ細やかなニーズに対応するものであります。被災された個人や団体などの早期復興のため、しっかりと活用し、進めてまいります。

次に、一部損壊への支援についてであります。

11月29日、熊本県義援金配分委員会で、一部損壊家屋で100万円以上の修理費がかかった被災者に10万円の義援金を配分することを決定されました。これからは詳細な基準等が示されますが、それを受けて、本町では、菊陽町災害義援金配分委員会に諮り、早期に申請を受け付け、また義援金の支給ができるように取り組んでまいります。

次に、全国町村長大会について報告いたします。

11月16日に東京都のNHKホールにおきまして、全国町村長大会が開催されました。内容は、全国町村会長藤原忠彦会長の挨拶に続き、安倍総理大臣、高市総務大臣など来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。大会決議として、本年は10項目の提出がされました。主な内容を紹介しますと、東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災、減災対策を強力に推進すること。1つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。1つ、道州制は導入しないこと。1つ、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、歳出特別枠及び別枠加算を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保することなどが全会一致で決議をされました。

また、重点要望として、平成29年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に9つの事項について十分配慮するように強く要望しています。主な内容を紹介しますと、1項目めに、大規模震災からの復旧、復興と全国的な防災、減災対策の強化に関することとして、平成28年熊本地震からの復旧、復興対策等について。2項目めに、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進に関することとして、地方創生のさらなる推進や社会保障に係る安定財源の確保、子育て支援の充実等について。4項目めに、地方税財政に関することとして、地方交付税の総額の確保や固定資産税の安定確保等について。5項目めに、国民健康保険に関することとして、新たな制度施行後に受ける都道府県と市町村の役割分担のあり方等の見直しの検討については、できるだけ早期に開始すること等についてであります。

次に、国保制度改善強化全国大会について報告します。

11月17日に、明治神宮会館において、国保制度改善強化全国大会が行われ、10項目のスローガンが決議されました。主な内容を紹介しますと、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、平成29年度から毎年、3,400億円の公費投入は遅滞なく確実に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じること。1つ、平成30年度からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じること。1つ、子ども医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金、調整交付金の減額措置を直ちに廃止すること。1つ、災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払いが迅速かつ適切に行われるよう財政支援をはじめ必要な措置を講じることなどあります。

次に、本町のことについて行政報告を申し上げます。

初めに、11月に開催したイベントについてであります。

11月12日土曜日に、本年で29回目となりましたすぎなみフェスタ2016を開催しました。その際には、今年も姉妹都市の屋久島町からも総勢12名をお迎えし、花を添えていただきました。会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品の販売及び各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実を図ったところでもあります。昨年に引き続きまして、吉本興業のお笑い芸人もっこすファイヤーのお二人をすぎなみフェスタPR大使として任命し、番組等によりすぎなみフェスタのPRやキャロッピーの歌なども披露していただいたところです。また、ステージで

は、町立、私立保育園の遊戯や演奏、子ども向けショーや各種団体の出演などが行われ、天候も秋晴れの中、約6,600人の来場者でにぎわいました。今後も、菊陽町の基幹産業であります農業とともに、健康、福祉、環境等の分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を深め、都市部と農村部の交流による農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11月20日には、昨年度新たに整備しました鼻ぐり井手公園を主会場に、第8回菊陽町鼻ぐり井手祭を開催しました。当日は、約1,300人の来場があり、馬場楠の獅子舞や菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手をめぐる劇など、盛りだくさんのステージ発表と、町文化財ボランティアガイド及び子どもボランティアガイドが鼻ぐりの説明を行い、来場者に菊陽町に残る歴史的遺構をPRすることができました。

次に、都市防災総合推進事業についてであります。

熊本地震の経験を踏まえて、今後の災害発生時に適切に対応できるよう、防災広場の整備など、防災機能を有したまちづくりを進める必要があります。また、安全・安心なまちづくりについては、町民の皆様との座談会など多くの方々から御意見、御要望をいただいたところであります。このことを進めるための事業として、今回、熊本地震が激甚災害に指定されたことにより、社会資本整備総合交付金内の都市防災総合推進事業の一つであります被災地における復興まちづくり総合支援事業が県内全域を対象に地区要件を満たすことになったため、本町もこの事業を活用して、安全・安心なまちづくりを進めることといたしました。事業を進めるに当たっては、町民の皆様との合意形成を図りながら、菊陽町地域防災計画の見直しや公共施設整備のための復旧まちづくり計画を策定し、事業の位置づけを行い、その後に具体的な事業を進めることとなります。なお、都市防災総合推進事業の補助率は2分の1以内で、本議会に1,600万円の補正予算を計上しているところであります。

次に、保育所民営化についてであります。

平成21年に策定した公立保育所民営化計画を見直し、新たな計画を策定する民営化計画検討委員会が今年9月から11月まで開催され、このほど、民営化計画の素案がほぼまとまりました。現在、計画の素案の最終的な取りまとめが行われており、今月中旬に民営化計画検討委員会の伊藤委員長から民営化計画素案が提出される予定であります。町では、この民営化計画素案を踏まえ、民営化する保育所や公立保育所のあり方などを盛り込んだ民営化計画案をつくり、保護者等への説明を行い、パブリックコメントを経て、来年3月までに新しい公立保育所民営化計画を策定する予定であります。

次に、高齢者対策について報告します。

第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム（定員29名）の整備については、本年1月に玉名市の社会福祉法人ゆうき会を選定したところでありますが、三里木北地区において、11月に工事が完了し、昨日、12月1日にケアタウン光の森が新規オープンし、入居者の募集が始まりました。なお、入居できる人は、菊陽町に住所がある方となります。

次に、企業誘致について報告いたします。

今年3月15日に工場等立地に関する協定を締結した株式会社アイディエスが、10月に工場社屋の建設に着手しました。同社進出に伴う工場排水等の下水処理については、益城町の下水道を使用するため、本町と益城町の両議会において同文議決が必要であります。本町では9月定例議会で、益城町議会では10月定例議会、10月14日に開催されておりますが、その中で全会一致により議決をいただきました。

最後に、アート・フェスタinきくようの開催について報告します。

昨日12月1日から4日間、日曜日まで、菊陽町図書館ホールにおいて、アート・フェスタinきくようが開催されています。絵画や工芸、書道、文芸、写真などに加えまして、学童の作品も展示されております。議員の皆様もゆっくりと鑑賞していただき、芸術の秋を楽しんでいただければと思います。

以上、震災関連及び全国町村長大会も含めて行政報告をいたしました。今後も安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一歩進んで将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第46号から諮問第2号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出議案第46号から諮問第2号までの9件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成28年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、議案7件、同意1件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に提案理由を申し上げます。

議案第46号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する改正であります。

議案第47号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。

内容は、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、住民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものとする改正であります。

議案第48号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に10億8,596万円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億8,314万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を1億3,168万4,000円、国庫支出金を5億297万9,000円、町債を6億4,230万円それぞれ増額し、繰入金を2億5,000万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものは、民生費を1億3,292万2,000円、消防費を9億2,641万円それぞれ増額し、土木費を1億825万1,000円減額するものであります。

議案第49号は、平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,555万1,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を196万2,000円、諸収入を10万円増額するものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を196万2,000円、諸支出金を10万円増額するものであります。

議案第50号は、平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を52万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,760万7,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を52万6,000円増額するもの、歳出は、総務費を105万3,000円増額し、予備費を52万7,000円減額するものであります。

議案第51号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入予定額を2億5,945万4,000円減額し、7億6,237万8,000円と定め、資本的支出予定額を2億5,945万4,000円減額し、11億2,246万円と定めるものであります。

議案第52号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました馬場地区の開発道路と、現在、県が進めております国道443号の4車線化事業に伴い、一部の区間にバイパス工事が予定されており、旧道区間が発生いたしますので、その旧道区間の道路、合わせて2路線を新たに町道として認定するものであります。

同意第3号は、固定資産評価審査委員会委員の任命についてであります。

固定資産評価審査委員会委員のうち、お二人の委員が平成28年12月18日をもって任期満了となりますので、現在の委員である菊陽町大字原水1643番地にお住まいの吉岡光憲様と菊陽町大字原水1564番地にお住まいの西塔正弘様を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員のうち3名が、平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、候補者として、菊陽町大字津久礼2353番地4にお住まいの鬼塚成子様を再任、また菊陽町大字津久礼560番地にお住まいの平野葉子様を新任で、2名の方を候補者として推薦するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、研修報告を行います。

閉会中の継続調査として、平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会で研修されました件について報告をお願いいたします。

委員長上田茂政君。

○熊本地震災害復興支援特別委員長（上田茂政君） それでは、熊本地震災害復興支援特別委員会の視察の研修を報告いたします。

研修の日時は、平成28年10月19日から21日までの3日間です。研修先は宮城県白石市で、利府町、東松島市の3か所となっております。21日には、厚生労働省に要望活動を行ってまいりました。参加者は、復興支援特別委員会の16名と渡邊議長、また堀議会事務局長、執行部から井手副町長以下4名が参加されています。

それでは、研修の要点を報告いたします。

まず、宮城県の白石市ですが、副市長、議長出席のもと、事前質問事項への回答及び東日本大震災復興計画について説明がありました。印象的な内容は、復旧に多大な費用がかかったということでございます。地下の状況が分からず、震災後2年経過しましたが、下水道の不具合が発生し、復旧に多大な費用がかかったということでございました。

白石市市議会では、大規模災害時における白石市議会議員の行動マニュアルが作成されています。

次に、宮城県利府町でございます。

研修は、利府町長と議長からの御挨拶に加えて、発災時から復旧時にかけての感想や体験を

話され、貴重なお話がありました。その後、事前質問の事項につきましては、回答として、利府町震災復興計画について説明を受けました。

印象的でありましたのが、消防団の活動についてであります。議長は自ら消防団員であり、議員としての行動より消防活動を行われたということが大変敬服しておるところでございます。また、発災時に議会議員としては、集まってもすべきことはないので、地元に戻って地元の活動を行うことが重要であるとの考えを話されました。

消防団の活動については、混乱する中、町から無線による的確な指示があり、非常に有効な消防団の活動が行われたということでございます。

次に、東松島市でございます。

冒頭に、安倍市長から発災時からの状況を詳しく説明をいただきました。事前質問につきましては説明がありました。その後、歴史を風化させないためにも、利用しなくなった駅を再利用した震災の歴史館で説明を受けました。

印象的な内容では、集団移転事業について、移転跡地の買い取りする際は、市長の専決処分で行い、議会も、毎月のように臨時議会が開催され、それを速やかに決定するなど、執行部と議会が一体となって復興を進めてきたということでした。

21日最終日には、厚労省に要望活動を行いました。執行部に加え、議会からも災害復興支援特別委員会が同行して、要望活動を行ったことで、大変有効的であったと思います。

今回の研修を経て、発災直後の自助、共助の大切さを、また災害からの復旧、復興を進めるに当たっては、議会独自で何かをする、あるいは何ができるということではなく、執行部とともに協力を進めていくということが重要であることを感じたところでございます。

研修終了後は、熊本地震の振り返りをまとめ、執行部に提出しております。今後、復旧、復興の計画などに反映していただきたいと考えております。

以上、研修報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時30分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成28年12月5日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成28年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成28年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 大久保 輝 君   | 2番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3番  | 西 本 友 春 君 | 4番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番  | 佐々木 理美子 君 | 6番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7番  | 吉 本 孝 寿 君 | 8番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 坂 本 秀 則 君   |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君   |
| 13番 | 大 塚 昇 君   | 14番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18番 | 渡 邊 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |           |                               |           |
|----------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 町 長                  | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                         | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長                | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長                       | 徳 淵 盛 也 君 |
| 総 務 部 長              | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長                        | 佐 藤 清 孝 君 |
| 産業建設部長兼<br>商工振興課長    | 松 本 洋 昭 君 | 会計管理者兼<br>会計課長                | 山 崎 謙 三 君 |
| 総務部審議員兼<br>総務課長      | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長                        | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長              | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長                       | 酒 井 章 彦 君 |
| 人権教育・啓発課長            | 高 木 定 伸 君 | 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長          | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長              | 阪 本 章 三 君 | 介護保険課長                        | 市 原 憲 吾 君 |
| 町 民 課 長              | 宮 川 照 之 君 | 西 部 支 所 長                     | 服 部 誠 也 君 |
| 産業建設部審議員兼<br>農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長                       | 小 野 秀 幸 君 |
| 産業建設部審議員兼<br>都市計画課長  | 大 山 陽 祐 君 | 産業建設部審議員兼<br>環境生活課長兼<br>下水道課長 | 今 村 敬 士 君 |



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。朝早くから傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。議員番号3番、公明党の西本友春です。

平成27年6月に初質問させていただき、今回で6回目の一般質問となります。提案が実現できたものから、まだ検討中となっているものもいろいろとありますが、今後も、質問を通して少しでも住みやすいまちづくりに反映できるよう、町民の皆様の声や現場の声を大切にさせていただきたいと思います。

今回は、町の今後の基本的な考え方を確認し、提案できるものがあればとの思いで質問をいたします。

質問は、質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） では、個人情報について質問をさせていただきます。

町の公共施設使用時に、使用者の半数以上が町外者の場合は3倍の額になるが、直近3か月の数値はどのようになっているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） おはようございます。

それでは、質問にお答えいたします。

直近3か月の町内者、町外者の使用件数は、社会教育施設については、町内10施設の合計件数1,554件のうち町内者の使用が1,254件、町外者の使用が300件であり、町外者使用の割合が19%となっております。

次に、体育施設については、社会体育に開放しています学校施設を含め、合計件数900件のうち町内者の利用が699件、町外者の使用が201件であり、町外者使用の割合が22%となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今、町内、町外の数字を教えてくださいなんですが、もし分かれば、使用金額がどれぐらいかというのを分かれば教えてくださいなんですが。分からなければ結構で

すけど。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） ただいま金額についてということでございましたが、申し訳ありません、今日は質問事項にありませんでしたので確認しておりませんので、また後日でもお知らせはできるかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ない部分で非常に申し訳ないんですが、後でメモでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

菊陽町のホームページで確認をいたしましたら、東部町民センター以外の施設は、使用者の半数以上が町外者の場合は3倍の額なることを記載しています。また、私自身、4つの町の施設を利用することが月1回ぐらいのペースであります。受付方法が違ったケースがございましたが、町内外者の把握はどのように行っているのか、また施設に応じて違いがあるのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、質問にお答えいたします。

施設利用者の町内者、町外者の把握方法と運営状況をお答えいたします。

利用者が施設使用申請をされる際に、各施設の設置条例で制定しています、使用者のうち町外者が半数を超える場合は使用料を3倍の額とするの規定に基づき、使用料を納入していただいておりますが、実際の運用としては、申請手続の際に使用者の半数が町内であるかの判断は窓口での口頭確認、または使用者の氏名及び住所を記載した名簿を提出していただき、町内使用者か町外使用者かの確認を行っております。この方法につきましては、各施設の設置目的及び特性など利用形態の違いから、現在は各施設の判断で運用しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 受付方法は理解できましたけれども、各施設に応じて違っているとございまして、その違いによって今のところ問題等、いろんな問題が発生したりしてるかどうか、分かれば回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 受付方法につきましては、先ほど申し上げましたように統一はされておられませんけれども、使用される人数等もありまして、口頭で確認しにくい場合は名簿の提出を求めて適正に判断をしているというふうな状況で運用を行っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） じゃ、問題はないということですね、今のところ。

書類には名前と住所を記入して提出を行っているが、施設使用時に提出された名簿は個人情報として考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

提出をお願いしています名簿は、氏名及び住所が記載された個人情報であり、個人情報保護法第2条第1項に規定する特定の個人を識別できる個人情報として認識しております。このことから、各施設においては、個人情報の取得を求める際に、使用者のうち半数を超える町外者の場合には町内使用料金の3倍額を納入していただく必要があり、その事実を確認するため名簿の提出を求めている旨を説明しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 個人情報保護法の第18条に、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。また、第20条に、その取り扱う個人データの漏えい、紛失または毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとあります。個人情報を取得するときの手順と取扱い及び安全管理はどのように行っているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

先ほど説明しましたような手続を経て入手しました個人情報は、使用許可申請書の添付資料として、人目に触れない鍵のかかる書庫に保管しております。また、処分につきましては、町の文書規定に基づき、許可申請書と同時に機密文書として廃棄しております。

以上のような方法で個人情報を取得する際の手続と保管管理を行い、個人情報の流出などによる情報漏えいがないよう十分注意しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 個人情報保護法の第21条に、個人情報取得取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとあります。従業者に対する必要かつ適切な監督はどのように行っているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 従業者に対する監督等についての御質問にお答えいたします。

現状では、各施設には施設の長という形で人員が配置されております。その長に基づく指揮命令の中で窓口の担当職員が対応しておりますので、個人情報として十分各施設で認識はしておりますので、そこら辺の取扱いは先ほどまで述べておりますような形で、なぜこの個人情報を取得するかは説明しておりますし、その管理についても先ほど申しましたように、事務所の中では、当然執務時間内は職員がおりますし、業務終了後は鍵をかけて退庁するようになって

おりますので、情報の漏えい等には十分注意して、また仮にそういった情報を下さいというふうなお話があったときには、これは個人情報ですので、それはできませんということで管理徹底するように指導されてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 実際、施設で働いている方は職員でない方がいらっしゃると思いますが、その方々への個人情報保護に関する研修や育成が必要と思うが、町はどのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 職員への研修等でございますが、特別な研修は今のところ行っておりませんが、先ほどから申し上げておりますように、臨時職員であっても町の職員として全うする必要がありますので、そこら辺は徹底して指導、監督を行っているというふうな状況で考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 指導、監督ということでおっしゃいましたが、私としては、個人情報保護にかかわることでございますので、研修、育成、そういうものをしっかりと育成計画という形でスケジュール化していただかないと、どうしても個人情報になりますので、その育成はしっかり取り組んでいただきたいというふうに提案いたします。

個人情報保護厳守でいくと、利用目的の通知から取得した個人データの保管管理と漏えい、紛失の防止対策及び破棄までの安全管理と措置が必要となり、業務の煩雑にもつながるかと思えます。申請者の内容を信じる性善説もありますが、各施設の受付方法の統一を図ることが必要と思えますが、どのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 現状では各施設の判断で運用しております。施設によっては先ほど申しましたように名簿の提出を求めている状況もありますので、今後は、公共施設長会議、これは定期的に関わっておりますので、その中で各施設の状況をもう一度確認して、町として統一した対応ができるように検討をまいります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） そのような形でしっかり町としても対応をお願いいたします。

それでは、続きまして、食品ロス削減について質問をいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆる場所で見受けられる。農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万トンが食品ロスと推計されている。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量、平成26年で年間約320万トンの約2倍に相当します。また、食品ロスを国民1人当たりに換算すると、お茶わん約1杯分、約136グラム



の食べ物が毎日捨てられていることになるのです。本当にもったいないと思います。

既に、先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われています。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすために、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ3010運動を進めています。また、国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択している。そこで、菊陽町におきましても、学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思うが、どのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（士野公典君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えいたします。

平成26年10月の環境省の中央環境審議会で、今後の食品リサイクル制度のあり方についてが取りまとめられております。その中で、学校給食用調理施設につきましては食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、食品廃棄物の処理実態等を調査した上で、食品ロス削減国民運動の一環として食品ロス削減等の取組を実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残渣を回収し、再生使用の取組を推進することが必要であると提言がなされております。

日ごろから、本町の小・中学校では、食育、環境教育等を通して食品ロス削減に取り組んでおります。取組としまして、食育では給食委員会等により学級ごとの給食残飯量調べを定期的に行いまして、結果を児童集会等で公表し、表彰している学校もあります。また、一部の小・中学校では、食に関する指導を推進する専門職として栄養教諭や学校栄養職員が配置されております。加えて、各小・中学校には担当教諭を位置づけており、食育年間指導計画に基づき、教科の特性に応じた食に関する指導を行っております。食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させ、心身の成長や健康の保持、増進のために望ましい栄養や食事のとり方について学習し、食事について自ら管理する能力を育成しております。

それから、環境教育につきましては、学校教育活動全体を通しまして食に関する環境教育を推進するため、環境教育年間計画に基づき、環境に関する学習を行っており、節水、節電、リサイクル、ごみを減らす、食物の生産と消費、それから食物連鎖を柱とする学校版環境ISOに取り組んでいます。

今後も、子どもたちの健康と適切な食習慣を育てるという学校給食の役割や、食べ物を大事にするという意味からも、食べ残しは少ない方がよいと考えております。学校給食からの食品廃棄物の児童・生徒1人当たりの年間の食物廃棄物の量を全国平均と比較してみますと、平成25年度の全国平均が17.2キログラムに対しまして、菊陽町の児童・生徒1人当たりは平成25年度が4.2キログラム、それから平成27年度が3.1キログラムで、大変少ないと言えると思います。なお、給食残渣につきましては飼料に、それから廃油につきましては自動車の燃料にリサイクルされています。

また、町立保育所では、給食調理の際に食材の確保や調理方法を工夫するとともに、園児の年齢や成長、健康状態に合わせて量や数を調整しておりまして、食べ残しは発生しておりません。全園共通の食育全体目標をもとに各園ごとに食育計画を作成し、計画を実施する中で、食品ロス削減や身の回りの食材を無駄なく大切に使う心を育てております。

今後も、小・中学校や保育所の給食を子どもたちが残さないように、メニューや調理法を工夫し、さらに食品ロス削減のために啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 保育園、幼稚園は残がないということで、非常に喜ばしいことかと思えますけども、先ほど紹介しました長野県松本市では、市内全ての保育園、幼稚園の年長児を対象に出前授業形式で実施し、食べ物を含む学校や家庭のごみ減量を目的に2012年度から続けてきており、13年に市が行ったアンケートでは、園児だけでなく子どもから話を聞いた保護者にも意識の变革が見られ、環境教育の効果は予想以上に大きいと市の担当者は話されていますが、啓発を現場の職員に依頼するのは厳しい状況と思われまますので、町からの出前授業形式は可能か、またそれをどのように考えているのか、お考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） 保育所での出前講座ということですが、食品ロス削減に向けて今後も取り組んでいきたいと思えますので、それは可能かと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 松本市のホームページには、園児に対する出前授業風景がビデオで提供されていますので、今後ぜひ参考にさせていただければというふうに思います。

3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの英語の頭文字をあらわし、その意味は、リデュースは、使用済みになったものなるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように物を製造、加工、販売すること、またリユースは、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、リサイクルは、再使用ができずに、または再使用された後に廃棄されたものでも再生資源として再利用することですが、平成28年度、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業にかかわる実施市区町村の公募に対し、菊陽町はエントリーしてるのか、またどのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

廃棄物の3R促進モデル事業につきましては、平成27年度から環境省で行われている事業として、食品廃棄物を継続的に発生させる主体の一つである学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進を図り、市町村と地域、学校が連携して食育、環境教育活動に取り組むモデル事業を実施する事業でございます。事業内容としましては、市区町村が、市区町村教育委員

会、学校関係者、それから関係事業者の地域の関係者と協力して、学校給食の実施に伴い発生します廃棄物の3Rの実施、3Rの実施内容を教材とした食育、環境教育の実施や地域循環型の形成、高度化を図るモデルプランを企画、立案するとなっております。

廃棄物の3R促進モデル事業に何件応募があったかは分かりませんが、平成27年度が3市、それから28年度が2市で事業が実施されております。菊陽町ではエントリーしているのかとの質問ですが、菊陽町はエントリーしておりません。今後も、今までの取組を継続し、さらに学校給食から発生する食品ロス削減、食品リサイクルの取組を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 松本市は、昨年度から環境省の学校給食モデル事業に応募し、小学校で環境教育を行い、効果を検証した結果、日本の食料自給率や世界の食料不足の実情を教えた学校では食べ残し量が最大で34%減少、食べ物に感謝の気持ちが湧いた、食べ残さないよう家庭で話し合っていると反応も上々で、今年度から最も効果が高かった3年生を対象に市内全小学校で環境教育を行うと語られています。次年度も同じ事業の公募がありましたら、菊陽町はエントリーについてどのように考えてるのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 先ほどお答えしましたように、菊陽町としてはエントリーの考えはありません。学校での食育というか、こういった食についての指導は大変大事だと思いますが、学校に求めることが多過ぎます。というのは、学校は1食しかないんですね。あとの2食は家庭でありますから、学務課と生涯学習課と2つでの対応だけでは十分こういったものについてはなっていないというふうに思います。

したがって、例えば議員さんたちでいうなら、議員だよりの中に一口こういったのを書くとか、あるいは宴会のときにみんな食えって言うか、そういったのはごくごく学校あたりでは、例えば校長会の忘年会等を含めて、そういった宴会の席には必ず、議員がおっしゃって、熊日にも24日に出ましたよね、そういったことを十分、お互いが伝えていく部分がないとなかなかこれはできていかないんじゃないかなと思います。よく学校で箸の握り方ばっちり教えなっせて言う親がおりますが、それはあんたが仕事じゃにゃあかというふうなことが結構あるんですよね。だから、そういった面で、食育として十分指導はしていきたいと思いますが、大人の方々が各家庭の中でぜひ子どもにそういったのを、学校と一緒に伝えていっていただくというのは非常に大事かなと思います。

でも、議員の御質問の内容については本当に大事なことだと思いますので、学校でもまたこれからも十分指導をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 教育長が言われる部分、私もそうですけど、家庭ではほとんど残さないで

私も食べてるんですけどもですね。

今年4月から5年間の食育推進の目標や施策を定めた政府の第3次食育推進基本計画でも、食品ロスの削減が重点課題の一つに掲げられました。各自治体に対しても食育推進計画の策定が促されています。家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取組をはじめ、飲食店における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取組を進めることが重要であると考えているが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） それでは、お答えいたします。

先ほど、議員の方から前段で農水省の推計値が報告されたわけでありまして、大変な量の食品ロス量であります。これは、日本の米の生産量にも匹敵するというふうに言われております。一方で、日本の食料自給率、カロリーベースでは先進国の中では最低水準、そしてその食料の約6割を海外に依存しているという状況です。

さて、今や社会問題となっております食品ロスであります。その発生の実態というものがどういふものがあるのか少し調べてみますと、第1点は、食品メーカー、卸、小売店での食品ロスが上げられます。各流通段階における商いの慣習というものが、商品の製造日から賞味期限までの期間に各メーカーからの納品期限、そして店頭での販売期限から賞味期限をおおむね3つに等分し、商いの慣習としてルール化されております。このいわゆる3分の1ルールが食品ロスの発生要因の一つとされています。また、お店側の過剰在庫や返品等による食品ロスも多く、私たち消費者も買い物などする場合、できるだけ品数が豊富で新鮮なものを品ぞろえしたスーパーなどで買い物をするわけですが、当然、賞味期限を確認し、しかも商品棚の奥の商品から取り出してしまう。そうしますと、賞味期限の短い商品が売れ残ったりするわけです。これに過剰に仕入れた在庫がありますと、ますます食品ロスは増えてしまいます。

次に食品ロスが多いと思われるのが、レストランと飲食店での食品ロスが上げられます。お客様が食べ残された料理や調理段階での仕込み過ぎなどがあり、食べ残しの多い食品には野菜や穀類が多いと言われております。

そして、家庭での食品ロスであります。ここではつくり過ぎて食べ残された料理、食べ残しや、冷蔵庫に入れたまま期限切れとなった食品がロスとなってしまいます。

このように、食品ロスは、製造から小売等の流通段階から家庭での食事の段階に至るまで、さまざまな過程で発生しています。私たちは、そうした食品ロスがあることはおおむね認識してはいますが、これを改善するとなると相当の努力が必要になります。

まず、流通段階においては、それぞれが食品ロスを生まない工夫を凝らすこととあります。具体的には、商品の品切れを恐れずに、欠品することを覚悟の上で過剰な在庫を生まない仕入れを行うことなど、食品ロス率を引き下げる計画目標を立てて、それを実践することです。

次に、飲食店等では、仕込み過ぎなど注意し、そしてお客様には食べ切りを行っていただく

よう、お店の方からも店内の壁などに行政などから配布されましたポスターなどを張って、もったいないの思想をお伝えいただき、お客様にはこれを協力していただきたいと思います。

そして、各家庭においては、何といても食品等の買い置きの際に一度に大量の食品を買い過ぎないこと、冷蔵庫や食品庫の在庫は最小限にし、これを使い切ること、さらには食べ残しがないよう適量の料理を心がけることも大事であると考えます。

こうした食品ロス削減するさまざまな取組が、結果として生ごみの発生を少なくいたします。ごみ減量の観点からも、食品ロスに対する取組は大変重要であると考えております。

なお、飲食店等からの持ち帰りに関しましては、これはやはり食品衛生上の問題から、お店によってはこのような行為をお断りされるところもあり、行政から積極的に啓発を行うことは余り適切ではないと考えております。確かに、もったいないの思想からすれば大事なことでありますが、そのことはぜひお客様御自身で御判断いただき、お店側に確認をとって行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど、飲食店からの持ち帰りという部分でなかなか積極的に進めづらいということありましたけれども、今、残したものを持ち帰るドギーバッグというのが、世の中では少しずつではありますが認識をされてきているところではございます。それから、先ほど言われました3分の1ルールのところですね、商い慣習。こういうのも、菊陽町にはゆめタウンやイオン、各繁栄会がありますので、そういう団体とぜひそういうことを話し合うことをしていただきたいというふうに思います。

先週、ある懇親会に参加したとき、終了時に自席に戻ったのですが、料理が3皿残っていました。1皿は食べましたが、残りはお店の人に言って透明の容器に入れてもらい、持ち帰ることができました。アンケートサイト、マインドソナーの調査では、外食先で食べ切れずに料理を持ち帰ったことがある人は45%、欧米では食文化として定着しているドギーバッグを知っている人は27.4%となっています。ぜひ、普及に向けた取組を提案をいたします。

続きまして、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設へ無償提供するフードバンク事業の一環として、今回の熊本地震で災害備蓄食品については今までよりは量が増えていると考えられますが、未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限が6か月前などにフードバンク等への寄附等を検討すべきだが、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 今、町が備蓄しておりますのは、皆様御存じかと思いますが、役場の備蓄倉庫と三里木町民センターの備蓄倉庫、それと光の森町民センターの備蓄倉庫ということで、今年度は28年度を目標に人口の4万人分の5%、2,000人の方が2日分の3食を用意できるような1万2,000食を今備蓄しております。一応、賞味期限が来るよう

なものにつきましては、町の防災訓練、区の防災訓練、そういうので活用しておりますので、それが食品ロスとしてなってるという現状ではございませんので、その辺はお答えしときます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今回の震災では、各地のフードバンクが協力して被災地への支援が実施されました。震災直後は通常の運送業者が熊本に入れなかったため、北九州のフードバンク団体に各地のフードバンク団体から順次食品を発送、1週間で15トンの食料品が各地のフードバンク団体から提供されました。ぜひ、フードバンク事業への取組も進めていただきたいというふうに提案をいたします。

続きまして、学童保育について質問をいたします。

新年度の学童保育希望者は12月9日から受付を行うことになっていますが、新1年生の申込用紙を持ち帰られた枚数は、中部小で90枚、武蔵ヶ丘小で30枚、武蔵ヶ丘北小44枚、西小80枚、北小26枚となっています。毎年、人口増のある菊陽町だが、新年度の学童保育の見込み人数はどのようになっているのか、また定員オーバーなどの施設に対する過不足の問題はないのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今、御質問がありました新年度、平成29年度の学童保育の見込み人数はどのようになっているかという御質問にお答えいたします。

町内で5校の放課後児童クラブを運営しております学童クラブきくようでは、平成29年度の新規及び継続の入所申し込みにつきまして、第1次の受付期間を今月9日から16日までとしておりまして、本日の時点ではまだ確定はしていない状況であります。町の教育委員会資料に基づきまして来年4月の児童数を推計しますと、次のように見込まれます。

まず、中部小学校ですけれども、ここは新入学児童が今年よりも25人程度多い見込みであります。放課後児童クラブの利用希望が多い1年生から3年生までの利用希望が増える見込みでありまして、入所希望者によっては新2年生、新3年生の利用に影響を与える可能性もあります。中部小学校は、2か所の専用施設に加えまして、学校の協力を得て今年度から図工室の一部を使用して現在学童保育を実施しておりまして、今後、受入れ人数を増やすためには新規の施設と、また指導員さんの確保というのが必要になってくるかと思えます。

次に、菊陽北小でございますが、ここは新入学児童が今年とほぼ同数で、利用希望の多い1年生から3年生までの利用希望が増える見込みであります。平成27年度に整備しました学童の専用施設と現在の指導員体制で受入れは可能と考えられております。

次に、菊陽西小学校については、新入学児童が今年より40人程度少ない見込みであります。利用希望の多い1年生から3年生までの利用児童が少し増えると予想されますけれども、3か所の専用施設と現在臨時的に使用しております三里木町民センター内の施設、そして現在の指

導員体制で受入れは可能かと考えられております。

次に、武蔵ヶ丘小学校ですけれども、ここは新入学児童が今年より25人程度増える見込みであります。利用希望の多い1年生から3年生までの利用児童が少し増えると予想されますけれども、現在の2か所の専用施設と現在の指導員体制で受入れは可能と考えられます。

次に、武蔵ヶ丘北小学校ですが、ここは新入学児童が今年より10人程度増える見込みであります。利用希望の多い1年生から3年生までの利用児童が増えると予想され、現在の専用施設に加えましてもう一か所の施設、ここは今の西部町民センターの東側にある以前使っていた施設ですけれども、そちらを活用しまして、さらに指導員を確保することにより受入れは可能と考えられております。

なお、町が直接運営しております南小学校につきましては、1年生から3年生までの利用児童は今年と同程度と見込まれまして、現在の施設と指導員体制で受入れは可能と考えられます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先週土曜日、12月3日に確認をいたしましたら、西小の学童では、今の数で予想すると小4の生徒は断ることになるとの意見もありました。かもしれないということですね。学童保育の数が明確になった時点で、必要であれば早期の対策をお願いいたします。

また、中部小の静養室は先週の水曜日に完成したと聞きました。武蔵ヶ丘北小学校は、先週、工事事業者さんが来て、確認しに来たということです。熊本地震が発生してから以降、建設業の稼働は逼迫してきております。本年度に実施予定の施設整備の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今後の放課後児童クラブの施設の整備につきましてですが、今言われたように、平成28年度の単年度事業とあわせまして、平成28年度から平成29年度への繰越事業も一緒にこれから説明したいと思います。

まず、平成28年度だけの単年度事業ですが、菊陽西小学校の施設におきまして平成25年度に新設しました学童保育施設を、数が非常に多いものですから、適正数の規模で運営できるように1つの部屋を2つに区切ると。部屋を間仕切りまして分割、で、一方の部屋の方に給湯室、トイレ、間仕切り、玄関を設ける工事を実施します。本工事は、国、県の財政支援を受けまして平成29年3月までに完成させる予定で現在しております。

それと、今おっしゃいましたように、中部小学校におきましては児童が体調不良時に一時的に安静にしておく部屋、いわゆる静養室の設置工事を、11月末までには完了させたところであります。

一方、武蔵ヶ丘北小学校の静養室についても、来年2月までの完成を目指して現在準備を進めてるところであります。

次に、校区人口の増加に伴いまして入所希望児童数が受入れ可能な人数を上回り、町や学校施設の一部を暫定的に使用しております放課後児童クラブの状況を解消するため、平成28年度から平成29年度までの2か年にわたりまして町が専用施設を整備する事業計画について御説明いたします。

まず、菊陽西小学校におきましては、国、県の財政支援を受けて、現在の放課後児童クラブの施設の西側にあります、現在学校用地になっておるんですが、そのところを鉄骨づくりの2階建て、面積が約240平方メートルの専用施設を設けまして、1階、2階、それぞれ各階で50人規模の学童保育室を設置して全体で100人規模の受け皿を確保して、平成30年4月には開所する予定で現在準備を進めております。本事業により、三里木町民センターの部屋を現在使用しております放課後児童クラブを専用施設に移すとともに、今後の学童保育のニーズにも対応していきたいと考えております。

次に、菊陽中部小学校でございますが、こちらについても平成30年4月開所を予定としまして、ここでは今の学校菜園、正門から道路を挟んだ向かい側のところですが、学校菜園として使われてる用地がございます。そのところに先ほど申しました西小学校と同規模の専用施設を建設しまして、現在校舎の中の図工室の一部を使用しております放課後児童クラブを新施設に移すとともに、今後の学童保育のニーズにも対応していきたいと考えております。今年の10月に、町議会の御協力を得まして放課後児童クラブに関する一億総活躍社会経済対策を国に要望した熱意が伝わりまして、この事業計画に対する国、県の財政支援につながったものと考えております。

なお、以上の2校の施設整備事業につきましては、今12月議会の一般会計補正予算に工事請負費として計上しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先週、武蔵ヶ丘北小で確認したとき、以前私が現場の指導員さんたちに話を伺い、提案した現状静養スペースの利用ではなく、シャワールームにつくる計画となっていると聞きました。現状は物置状態となっており、物置のスペースも必要となります。また、空調設備の必要性があると思います。最終的に現場でそこがよいということであれば問題ありませんが、空調設備の設置も含めて確認を行い、進めていただきたいと要望いたします。

放課後児童クラブについては、放課後子ども総合プランに基づき、平成31年度末までに約122万人分、対26年度比約30万人増の受け皿を確保し、待機児童の解消を図ることとして、新規整備、改修等に係る国庫補助率のかさ上げが本年度の補正で制度改正が行われ、市町村による設置の場合、国庫補助率を3分の1から3分の2に引き上げるとともに、県、市町村の負担割合がそれぞれ3分の1から6分の1となりました。新しく建設することとなっている菊陽西



小学校と、先ほど説明がございました中部小も制度改革を利用して新規整備、改修を行う必要があると思います。先ほど、それを利用するというごさいましたので、そのようにしていただければというふうに思っております。

現在でも指導員さんの確保には町としてもいろいろと苦労されているところですが、今でも不足ぎみの状態となっているのが、新整備や改修に伴い、指導員の確保も必要となってくるが、これは本来の質問事項にありませんが、施設整備に伴うこととして回答が可能であれば、町は今後対策をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

今、お話がありましたように、放課後児童クラブのニーズに応えるということでは、町と、あと運営してます学童クラブきくよう側のそれぞれの役割があるんですけども、施設整備は町がすると、あとは運営は学童クラブきくようがするということですが、その面でいきますと、ニーズに応えるためには、まずは先ほど申しましたように、中部小とか西小学校みたいに施設整備を図るというのも絶対必要です。それとあわせて、現場の指導員さんを確実に増やしていかないと、ただ施設だけつくってもだめですので、ですからそのところは、まずは、町内の6校のうちで南小学校を除くところは学童クラブきくようで運営してるわけですので、指導員の確保についてはしっかり向こうと連携しながら図っていくということで考えております。

保育所の保育士の方も人材不足というところで非常に課題がございます。学童の先生というのが、夕方の皆が忙しいときに、学校の放課後から午後7時までというゴールデンタイムの時間に勤めていただくということですから、時間の面あるいはお給料の面でなかなかうまくマッチしない分がありますけども、ここは町が施設整備をするのと同時に、指導員確保についてはしっかり力を入れて、学童クラブきくようと連携、協力しながら、あわせて確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私も現場を確認すると、非常に指導員、ま、指導員さんが自分で指導員を見つけてきたりもしてるという声もお伺いしてます、非常にやはり難しい問題ではございますので。それから、指導員さん、新年度に合わせて、4月からではなく、できれば2か月ぐらい前から来ていただくと4月の増員のときにしっかり対応ができるという意見もございましたので、そういうこともあわせて取り組んでいただければというふうに思います。

学童クラブで頂戴した意見の中では、町から休憩も十分にとってくださいと指導を受けているが、休養スペースがないとの声や、静養スペースはあるが、上部が塞がって静養できないとか、そういう声があったり、収納スペースが足りないとかという声も聞かれますので、現場の声をしっかり確認していただき、次年度の整備計画に検討することを提案いたします。

続きまして、近年、都市部においては、電鉄系や学習塾、フィットネス、スポーツクラブ等の民間が学童保育に参入しています。公立に比べて、就労証明書などが必要なく、柔軟に利用することができたり、急な残業など保護者の状況にも柔軟に対応できたり、また宿題のサポートや習い事など、預かるから学びの場へとなり、子どもにとってもメリットがあります。菊陽町においての民間参入はまだまだ先のことと思いますが、現在の学童クラブきくよのNPO法人化などを含めまして、学童保育への民間活用について町はどのように考えてるのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えします。

現在、本町では、町民人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴いまして、先ほどお話がありましたように、放課後児童クラブへの利用希望児童が増え続けておりまして、年々、保育ニーズに応えることが困難な状況もあります。国の放課後子ども総合プランや町の子ども・子育て会議による放課後児童クラブに関する答申では、保護者の多様なニーズに対応し、放課後児童クラブの量の拡充と学童保育の質の向上を図るため、公的な基盤整備に加えまして地域の民間サービスを活用することを提言しておりまして、本町においては今後、運営主体の拡大を図ることが求められております。

県内の各市町村では、放課後児童クラブの運営を、市町村や保護者会のほかに社会福祉法人、学校法人、公益法人、NPO法人が実施してるところがあります。こうしたことを踏まえまして、町では、町内で保育所を運営されてる6社会福祉法人あるいは子育て支援サービスを提供されております1社会福祉法人を対象に、学童保育を委託できないか協議してるところであります。ただ、本町では待機児童が多くて、各保育所とも余裕スペースがない状況が続いております。対象法人が新規に専用施設を整備する方法もありますが、用地取得や建設に係る法人負担があり、運営を含めて経営面から慎重な姿勢を示されてるところであります。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、先ほど担当課長からも申しましたけども、皆様方議会の協力を得まして、10月に内閣府と厚生労働省に一億総活躍社会経済対策に関する要望として提出をしたところでもありますけども、施設整備につきましては民間事業者の負担をゼロとして、経営基盤の安定と指導員の賃金水準を改善し、常勤化を図るのが必要であると考えております。子ども・子育て支援交付金に係る基準額を引き上げるよう要望したところでもあります。また、これにつきましては、国への要望に先立って県の方にも要望したところでもあります。

将来にわたって安定した学童保育のサービスを提供し、多様なニーズを提供するためにも民間活力の導入はぜひ必要であり、民間事業者の施設整備に係る負担軽減と運営基準額の引き上げが実現できるよう、国に対して今後も粘り強く制度改革を要望したいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。制度改革の分……。

○議長（渡邊裕之君） 短くお願いします、時間来てますので。

○3番（西本友春君） はい、分かりました。制度改革の分も含めまして、私たちもできるだけ協力をしていきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。

久しぶりに一般質問の席に座ります。私たち議席の方から見ても、議員の顔で見ても、役場の執行部の偉い人の皆さんの顔ば見とつても、一般質問中、なかなか明るい顔が見えません。どっちかと言ったら気構えた、そういう雰囲気の中でやりとりされてますが、私の今日の質問、明るくいきたいと思いますんで、自由に自分の思ってることを、少し脱線してもいいですので、対応して答えていただきたいと思います。

今日の一般質問の趣旨は、通告書の前に私の意図するところは、スポーツを通じて特徴のある菊陽町づくりをしようというのが本旨です。菊陽町も人口4万人を超した県下の町ですが、菊陽町の顔がないと。これは昔から言われてきとることです。例えば、町外の人に菊陽町はどういう町ですかと言われたときにぱっとひらめいて菊陽のPRができる、ニンジンの町ですよと言ってもなかなか迫力がない。ですから、これだけ大きな町として、何か1つ的確に町外の人にでも町の特徴というのを自信を持って言えるような町にするためには、ひとつスポーツという明るい話題の提供のできるまちづくりができないかというのが趣旨です。

ブラジルでのリオデジャネイロオリンピックも気持ちよい興奮が冷め、4年後の東京オリンピックの話題が持ち切りです。お金と施設と調和ということで、これだけ大きなニュースとして続いております。これほどスポーツは人を元気にさせ、心をついにできるものはないと思っております。今日は、未曾有の熊本大地震の災害復旧・復興の目前の町の金の要る大きな事業が控えとるのは重々承知の上で、将来の菊陽町の方角性の提案として、ひとつこれを話題にさせていただきますと思います。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 今日は、前回の西本議員の質問でも生涯学習課長が話題の人になってお

りますが、スポーツと言われて、スポーツの効用ということで生涯学習課長のイメージをちょっと言ってくれませんか。どうぞ。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） スポーツのイメージということでございますが……

（14番川俣鐵也君「課長がイメージするスポーツというののイメージを言うてください。ないなら僕の方から言いますから」の声あり）

私の考えとしましては、議員が先ほどおっしゃっておられますように、スポーツは……

（14番川俣鐵也君「もうちょっと大きな声で言うて」の声あり）

人を元気にするというふうな大きな力があると思います。それとあわせて、健康づくり等、人には欠かせないものというふうなことで、町としても積極的に推進を進めているというふうなことで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 今、生涯課長が言われたとおり、そのとおりです。まず、健康を保ち、健康づくりに役立つ、明るく楽しくなる、みんなの友達づくりのツール、道具となる、健康になることで町の医療費の削減効果が期待できる、もろもろ、そういう効果があると思います。それで、質問1、スポーツを通じた健康づくりの取組はどのようになっているかというのをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、スポーツを通じた健康づくりについての取組にお答えいたします。

教育委員会の取組として、生涯学習課では主催講座、ボディーメイクレッスン、季節を味わうスポーツなどを開催しております。スポーツを通じたこの主催講座は約20年前から取り組んでおり、毎回、募集人数を超える申し込みがっております。これらの講座は、中高年層を中心に町民のニーズは高いことから、今後も各種スポーツ講座を計画的に開催して町民の健康づくりに貢献したいというふうに考えております。このほかにも、各地域からの要望に対応するため、町が委嘱しておりますスポーツ推進員と連携してニュースポーツの出前講座の講師派遣等を行っております。

さらに、町体育協会並びに総合型スポーツクラブ、NPO法人クラブきくように運営補助金を交付して、町民の健康づくりにつながるスポーツ事業に取り組んでおります。体育協会の事業としては、にんじんの里マラソンに約800名の参加、ふれあい駅伝に約200名の参加があり、ほかにも各種目協会によるスポーツ大会の開催など、健康づくりに取り組んでおります。クラブきくようの事業としては、幼児から高齢者までの会員を対象とした各種スポーツ教室の開催を実施しており、今後も会員数の増加や指導者の確保を図り、スポーツを通じた健康づくりに

取り組んでまいります。

このほかにも、クラブきくようでは、町国民健康保険事業の委託を受け、年間約5地区程度の公民館等を巡回して運動指導の実施、定期的に健康ウォーキングなどを開催しております。さらに、平成27年度からは、光の森町民センターの委託により、キャロピア健康増進室内のトレーニングジムにおいて利用者に応じた個別運動プログラムの作成、運動指導など、幅広く事業を展開しております。教育委員会としましては、今後も各種生涯スポーツ事業を通して、保健、介護福祉分野の健康づくり事業と連携を図りながら町民の健康づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） ということで、スポーツの果たしてる役割は非常に大きいと思います。特に、菊陽町は少子・高齢化の中でも少子化の部分については若い町民が増えております。そういう意味でも、スポーツ振興というのは重点的にやっていただきたいと思います。

次、2番に移ります。スポーツ施設の充実とスポーツを通した菊陽町のPRについてということですが、スポーツ施設の充実ということを考えてみた場合、私なりに、充実することによって町にどういういい効果があるかということを考えて、いろいろ夢を描いてみました。

一つは、町は県下一の立地条件に恵まれているんじゃないかと。まずは、平たんな地形、一番高いところでふれあいの森、空港の滑走路ぐらいが菊陽町の一番高い地点です。ほとんど平地です。2番目、大量輸送機関であるJRの沿線にあり、また光の森駅を入れれば3つの駅がある。全国的に見ても、1つの町に3つも駅を抱えとるとはほとんどありません。そういう立地条件に恵まれとると。また、空港もあります。高速道路のインターチェンジも近い。そういう立地条件があるんじゃないかと。

それで、この立地条件を生かして町外から人を呼びやすい。町外から人を呼び込むことで経済的な波及効果が大いに期待できる。また、町のイメージアップにもなる。そして、基幹産業である農業のPRと、農業施設であります「さんふれあ」あたりの活性化ができるんじゃないかと。また、それに付随して、観光として、町外の人に来ていただくわけですから、菊陽町にある魅力的な文化財に光を当てて再発掘していくと。町民に元気をもたらすと。最後に、町の総合計画にある生涯スポーツが推進していけるんじゃないかという思いで、2番の、今度は少し答えもらいますけど、スポーツ施設の充実とスポーツを通した菊陽町のPRについて、1、大会誘致等による町外からの利用促進について、2、町外利用者への農産物のPRについて、2つ一緒にいいですから教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、スポーツ施設の充実とスポーツを通した菊陽町のPRについて問うというところで、①、②、大会誘致等による利用促進、それから農産物のPRについてというところでお答えしたいと思います。

(14番川俣鐵也君「短くいいですよ」の声あり)

はい、よろしく申し上げます。

それではまず、大会誘致等による町外からの利用についてということで、これまでの経緯等を申し上げたいと思います。

本町のスポーツ大会誘致は、平成10年の杉並木公園の開園以後、平成11年にくまもと未来国体アーチェリー競技大会、ハートフルくまもと大会アーチェリー競技会、平成13年には全国高校総体アーチェリー選手権競技大会など、全国規模の大会誘致を行い、選手、役員、関係者に及ぶ多くの町外者の方々に利用いただいております。また、近年開催されておりますスポーツ大会による町外者の利用状況につきましては、毎年開催されています火の国グラウンドゴルフ大会には全国から約1,600名の参加、はなぐりカップキッズサッカー大会では県内から約4,000名が参加、くまもと車いすジョギング大会には県内各地から約200名が参加されるなど、杉並木公園を中心に多くの町外者が利用されています。

特に、杉並木公園スポーツ広場におきましては、年間を通してグラウンドゴルフ、サッカー、アーチェリーの大会が開催されている状況です。一方、町民グラウンドの野球場、ソフトボール場では少年野球クラブの大会などが開催され、多目的広場では少年サッカークラブの大会が開催されている状況です。これ以外にも、小・中学生部活動を対象としました杉並カップ大会など、さまざまな大会を通して町外からのスポーツ施設利用者は増加しているというふうを考えております。今後も、本町のスポーツ施設の中でできる限り可能な各種大会等の誘致を行いまして、町外からの利用促進を図っていききたいというふうと考えております。

次に、農産物のPRの促進について状況を御報告したいと思います。

本町を代表する農産物は、議員言われましたように菊陽にんじんがございます。この菊陽にんじんをPRするためのスポーツ大会として、今年で第30回を数えましたにんじんの里マラソン大会、この大会も毎年好評をいただき、近年、約800名程度の参加がっております。町外からの参加者も多く、参加賞及び表彰者の賞品としてニンジンや米などの菊陽町特産の農産物をPRしております。また、コースの設定も、ニンジン畑の中を駆け抜けるロードがコースとなっており、菊陽にんじんをPRする絶好のスポーツ大会であるというふうと考えております。

また、平成18年度からは、JRのウォーキング大会に合わせて町スタンプラリーを開催しております。本年度は、約800名の参加者に菊陽にんじんなどの町特産の野菜を参加賞として配布、このような形でPRをしております。また、大会のパンフレットなどにもニンジンをモチーフとした町の公認キャラクター、キャロッピーを掲載して、菊陽にんじんのPRを図っております。今後も、関係課、関係団体と協議しながら、スポーツ大会等における農産物のPR促進の方法も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 生涯学習課長の説明もよく分かります。これについて、町長にお願いしたんですが、先ほど私が菊陽町の置かれてる立地条件、スポーツ施設を充実することによって町民も元気になる、町外からも一番人を呼びやすい立地条件じゃないかという思いを持っておりますが、後藤町長の、今の現状、スポーツに対する現状、スポーツ施設に対する現状、ここの御意見をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町外からの利用者というか、そういうものの状況につきましては、今、生涯学習課長が申しあげましたように、本町の場合、杉並木公園スポーツ広場を中心にしていろんな利用があつて、私としては非常に利用率も高いというふうなところの位置にあるというふうに思っております。

今の中で少し漏れよつたのが、「さんふれあ」の方でも、議員も御存じかと思ひますけども、3か月に1回、さんふれあ杯のグラウンドゴルフ大会をしておりますけども、これには町外からも、大体毎回160人から200人近くの参加者があつておりますけども、遠いところは長洲町あたりからも毎回参加される、そういうふうな大会でありまして、「さんふれあ」でありますので、グラウンドゴルフをした後に、1回の参加費が1,000円でありますけども、弁当と、それからちょうど午前中でもありますので入浴の方も提供しながら、最後に帰りには直売所の方でいろいろ買つていただいとるということで、非常に効果も上げとるようなところも取り組んでるような状況であります。

それから、施設につきましては、現状では、これは次の質問になってますけども、よろしいですか。

（14番川俣鐵也君「いいです、いいです。自由によかです」の声あり）

そういうことであれば、町の中でスポーツ施設につきましては今ある施設、学校施設等の体育施設等も全部開放しております、今回の地震で一時期使えなかつたところもありますけども、そういうところも改修しながら、一番の今回の後期基本計画の中でも位置づけて取り組んでいきたいと思つておりましたのは、スポーツ施設の充実ということでは前から要望があつておりました総合体育館関係でありますけども、これにつきましては、施設をつくる時には自前の金、自主財源をかなり確保していないとできないということで、平成26年度から総合スポーツ整備基金というのを積立てを始めまして、26年度で1億円、27年度で1億円、28年度も、今非常に財政的には厳しい状態にはなつておりますけども、予算的には1億円積み立てるところで予算化をしているところであります。

ただ、今回の熊本地震で大きな町の関係の施設が被害が出まして、12月の補正の段階まで入れまして約16億円の災害のための借金をしなければならないというふうな状況が出ております。また、財調あたりの基金も取崩しの方で財源として充てとるような状態であります。そういうところで、今後どうやっていくかというのは、また一方では災害復旧関係の町の財政負担

とあわせて児童・生徒数の増加に対応する学校施設整備、先ほどは学童保育の件も出ましたけども、いろんな、菊陽町では、川俣議員、顔がない町と言われますけども、私は顔というのはかなり出てきたなど感じております。よく人からも、まちづくりの大きな柱に人を大切にする町というのを1番目に掲げまして、2番目に暮らしやすく安全で安心な町、3つ目に活力にあふれにぎわう町、そして4つ目がみんなで協働して支える町というので上げておりますけども、そういう面で外部の市町村長さんからはよく、菊陽町は活力があって非常に元気がありますねという話もありますし、若い方々からは子育て支援が非常にしやすいとか、そういう評価も受けますし、光の森のこともありますし、杉並木公園のことなんかもよく出てくるところであります。

そういうところでもありますけども、非常に今、急を要する案件が出ておまして将来負担の増加が予想されるところでありますけども、先ほど言いましたように26年度から総合スポーツ施設整備基金の積立てを始めておまして、平成25年度に策定しました町の総合スポーツ施設整備に関する基本構想を踏まえまして、町のスポーツ振興審議会などの意見をいただきながら、こういう災害を受けておりますけども、引き続き整備の検討、一日も早く実現できるようなところに検討を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 確かに、今、町長が首長としてお答えになりましたが、菊陽町は本当にいい町ですよ。本当にいい町と思います。しかしながら、いつまでも人口が増え、税収が増え、そういう町が続くとは限らない。特に、現に、しばらくは菊陽町が人口増加率、絶対数も1番でした。伸び率も1番でした。しかし、ここ1年、2年、3年、合志市が非常に元気があります。絶対数では合志の方が多いでしょう。そういうことをいろいろ考えてみて、合志あたりから比べるならば菊陽町のこの本当に立地条件のいいところを将来まで手を打つためには何をすべきかということ、私たち議員もいろいろアイデアを凝らして行政と一緒にやっていかなければならない思いが強いです。

ですから、町長からするならば、こんなよか町、俺がその町長でやっとするのにといいあれが出るかもしれませんけど、先ほど言いましたけど、この菊陽町の地の利をいかに、どういう方向づけでやっていけば一番菊陽町がいつまでも住みよい町として続いていくかという提案の一助として、今日はこれを申し上げました。この前の熊本大震災で本当に、菊陽町は傷が少なかった方ですけど、それでもやっぱり町としての財政負担は多くなると。それは重々分かった上であえてこの質問をしました。これについては終わります。

次に、続いてよかですか、議長。

○議長（渡邊裕之君） はい、どうぞ。

○14番（川俣鐵也君） 2番目に、童謡の日というのを1年に1回制定して、老若男女、日本人の心を共有できる日をつくってもらえないだろうかという提案です。

何で唐突にと言われるかもしれませんから、これは随分前からずっとそういう思いで町長に



も個人的には提案をしてまいりました。今ここで私がこれを出したのは、この前の震災で非常に隣接町村が被害を受けました。特に、57号線沿いの南阿蘇の立野、まだ将来の展望が開けません。大津町に全て仮設住宅で入っておられます。そういう人たちが、やっぱりあの傾斜地の、住めるようになったら立野に帰りたいというのがほとんどです。それほど日常ふるさとというのを感じなかったことが、今度の震災でふるさとの大事さ、どんなに不便なところでも自分の住んどるところの大事さというのを再確認されたんじゃないかと思います。

私も年を食いましたから昔のこと言うわけじゃなかですけど、40代から下は童謡という中身が分かりません。学校でも教えない。私たちのときは文部省唱歌で必ず教わっておりました。この童謡というのが、確かにいろんな、カラオケでも何でも非常に人気です。体のためにもいいです。しかしながら、日本人の情緒として共有できるもの、これは童謡じゃないかと思うんです。東北大震災のときも、阪神大震災のときも、それぞれ元気づけるために、共通の心を持つために歌ができました。例えば、童謡の中のふるさと、うさぎおいしかのやま、こぶなつりしかのかわ、夕焼け小焼け、赤とんぼ、七つの子、その他背くらべとかいろいろあります。こういう歌というのが日本人のかたぎに一番共有できるものじゃないかと。

ですから、今、若い人も年配もなかなか世代間の交流ができません。きずなづくりもできません、スポーツじゃないですけど。そういう意味で、年に1回、これだけ老若男女本当に調和のとれた人口分布を抱える菊陽町にとって、こういう催しは本当にいいんじゃないかと。そういう思い、これはほかの人は知りませんが、私としてはそういうふうな日を1日、保育園も多数あります。幼稚園もあります。小・中学校も児童数がたくさんいます。もちろん、高齢者もたくさんいます。そういう人たちが歌うことによって涙の一つでも流せるのは童謡じゃないかという思いがするものですから、これを提案をさせていただきました。これは町長にお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 童謡ということでもありますけども、議員が言われるように、童謡というものは歌謡曲のようなふだんから歌われてはいませんが、地区のいろんな敬老会とか、そういうところに出させていただいておりますけども、そういった地区の敬老会、あるいは子ども会やボランティアグループによるコンサートなどでは童謡というのが合唱が披露されています。

童謡といいますと、今議員が言われたようにふるさとというのが思い浮かびますけども、自動車、バス、電車、そして飛行機などの交通網、交通機関が整備された現在、昔は遠かったふるさとというのが格段に近くなったという感もあります。また、本町におきましては昭和40年代後半から急速に都市化が進みまして、都市化というのは一方ではのどかな田園風景というもの、そういうところも代償として崩れていくところがありますけども、のどかなイメージというのが薄れてきている部分もありますけども、童謡の歌詞については本当に心に響いて、童心に返ったような気持ちにさせてくれる、そういうものであると思っております。

この件については、平成21年の議会の一般質問で川俣議員からこれを提案されておりました。

て、童謡祭の開催をしてはどうかという提案に、町の文化振興の一環としての取組としても非常に有意義、今もそう思っておりますけれども、協力していただくところもあると思っておりますけれども、教育委員会といろいろ話しながら検討したいということを答弁しておいたと思っております。

その後、町と教育委員会では童謡祭についての検討はいたしましたけれども、実際に開催するまでには至っておりませんが、童謡祭という名称の開催ではやっておりますけれども、小学校では、これはまた教育長の方からもあるかもしれませんけれども、今も童謡というものは音楽の時間には歌っているということでありました。そして、合唱コンクールや地域との交流会などでも開催して、そういう歌う場面もあるということですね。

また、保育所でも、老人会の人といわゆる世代間交流の中で七夕会なんかもあっておりますけれども、そういうところでも童謡は歌つとるということであります。特に、南部町民センター、それから各センターでの世代間交流事業、すぎなみフェスタでは童謡コンサートということで、今年はできませんでしたが、DOYO組を呼んでステージで童謡を披露していただいたりもしております。さまざまな事業を通して童謡にはかかわっておりますし、あわせて伝承遊び、竹を使った道具なども作製を行いながら、議員が平成21年に提案された童謡についての事項としては、一部については既に取り組んでいる状況にあります。

以上、町に係る事業について申し上げましたけれども、一般社団法人日本童謡協会という組織がありまして、昭和59年6月26日に7月1日を童謡の日と定めておりまして、さまざまなイベントが開催されてるようであります。議員が提案された菊陽町の童謡の日を制定することについては悪いことではないと思っておりますし、ただ日本童謡協会が7月1日を童謡の日と定めておりまして、新たに別の日に制定するというのは、菊陽町の童謡の日としてつながるかどうかというのは、どうかというところをまだ十分精査せんといかんかなというふうには思っております。

中には童謡コンサートを開催している自治体等がありますけれども、熊本では人吉市が、あそこは犬童球溪さんがおられて、旅愁とか故郷の廃屋ですかね、これは訳詞でありますけれども、そういうので人吉市の方では犬童球溪さんに基づいた、毎年やってるようなところかと思っておりますけれども、そういう直接童謡につながるような、菊陽町と童謡というところがあれば非常に取り上げやすいと思っておりますけれども、これについては川俣議員の方も大きなテーマとされておりますので、自分でも汗を流しながら一緒にやろうじゃないかというふうなことが、ほかの方もいろんなことを議員さんの中でも取り組まれた事例もありますので、本当に心を癒やす大事な童謡でありますので、できるだけいろんな機会でも、今も歌っておられます、この前も老人会の関係の行きましたけれども、そういうところでもありますし、ほかの福祉団体等がされるときにもきちんと最後には取り上げてありますので、ぜひまた一緒に取り組めるようなところの汗を流していただければありがたいと思っております。

(14番川俣鐵也君「はい。教育長、何かありませんか」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 回ってこんならええなと思いましたが、町長がおっしゃいましたので、この前川侯議員から御質問のあったときに教育委員会と検討してというお話もありましたんで、確かに検討はしたんですが、正直言いまして具体的なそういった検討まではしてません。今も川侯議員、おぼろ月夜を入れてらっしゃいますか、携帯に。楽しい催しだと思います。が、計画から実施までということになるとかなりの大変さがあると思います。しかし、楽しい催しでありますから、今後こういった形でかやる方向ができればいいなと思います。

今ありました小学校での童謡等を見てみますと、文部省唱歌は、御存じのように海とかかたつむりとか、そういった文部省唱歌がありますし、童歌というのがありますよね。例えば、ひらいたひらいたとか子守歌とかという童歌、それと日本古謡という、例えばうさぎうさぎとかさくらさくらとか、昔からのそういうやつとか、小学校の1年生から6年生までの中でそういったのを扱っていった現実がございます、音楽の時間に。前は、4曲のうち3曲を選択しなさいとかというふうなものもありましたし、今年は4曲を4曲という、いろんな小学校での子どもたちの取組はあります。

先ほど言った川侯議員のおぼろ月夜はたしか6年で出てくるのかなと思いますが、そういった形で子どもたちの中でも童謡はまだ歌い続けられてるということでもありますし、先ほどおっしゃったように、ふるさとをと思うこういった思いが本当に詰まってる歌、日本の童謡というのはすばらしいと思いますし、日本の歌としても大変すばらしいものであるし、心を和ませる歌であると思います。機会があればぜひと思いますが、一つの例ですが、先般、川侯議員のように子どもから大人まで何か音楽会をやりたいなという方がいらっしゃいまして、実行委員会を立ち上げて実施をされた方があります。町でせんかというお話もありましたが、しませんと言いましたので、ある方が実行委員会を立ち上げて、本当に御苦労があったと思います、お金もない中でですね。で、学校にも呼びかけ、大人の一般の方にも吹奏楽等にも呼びかけて、そういうコンサートが行われた事実がございます。御苦労は多かったんですが、でもそういったことをやっていただくことでまたいろんな皆さんへの刺激にもなったと思いますし、今後の取組に生かしていけるということで、川侯議員も実行委員会をつくっていただいて、ぜひ自らも頑張ってくださいと思います。しっかりと支援をしてみたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 川侯鐵也君。

○14番（川侯鐵也君） 一般質問は終わりますが、最後に、11月19日の熊日新聞に非常にショッキングな記事が出ておりました。マンション内では挨拶をしないようにと、兵庫県内の大きなマンション管理組合の男性が住民総会で決まったルールについて新聞社に投稿したところ、インターネット上などで波紋を広げていると。住民総会では、小学生の保護者が、知らない人に挨拶されたら逃げるように教えているのでマンション内では挨拶をしないように決めてくださいと。これが通つとるわけですね。通つとるんですよ。そういう世の中なんですね。

それともう一つ、これは身近な例で、1日から4日まで、菊陽町図書館ホールで地元有志の文化人の展示会があつてました。小学校からもいろんなあれで投稿がありました。そのうちの

1つの小学校は、ほかの小学校はみんな生徒・児童の名前入りで展示されてました。1つの小学校だけが、保護者が名前は入れないでくれということで、名なしのごんべえで展示されておりました。その同じ小学校の父兄の方が見に来られて、楽しみに見に来られて、どうして自分とこの小学校だけ児童の名前が入っとらんのかと関係者に問い詰められたそうです。菊陽町でさえもそういうことですよ。私たち一人一人が、ふるさと、人のつながり、そういうことがいかに薄くなっていくということを認識しながら、いままちづくりというのは非常に難しい時代になつとると肝に銘じてやっていかないと、10人おつたら10人違った意見、それが今の世の中です。しかしながら、絶対多数の意見を尊重ができるような状況でやっていかないと何も進みません。

今日は取りとめない一般質問だったかもしれませんが、菊陽町の今の現状やらなければならぬ施策がたくさんあるとは思いますが、一つの私の提案として受けとめていただければ幸いです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時53分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問を行います。

一般質問に関してよく言われることに、そんなことは担当課に行つて聞けばそれでいいじゃないかという話があります。それはそのとおり、例えば数字とかですね、そうなんです、私はちょっと違ったふうに考えております。議員が担当課に行つていろんな質問をして、それで終わった場合には、議員と担当課のその人の話だけに終わってしまうと。だから、そうではなくて、私は考え方としては、本会議場で質問をして、ほかの議員の方や職員、それから特に町民との情報共有、これが図られると。だから、場合によっては、自分が知ってることあるいは担当課に聞いたことでもここで話をして共有するというふうなことで考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

しかも、ここで発言したことについては会議録に公的記録として載ります。非常に大事なことでというふうに考えます。

今日は3つ質問を用意してます。1つ目は、文化の薫り高い菊陽町というキャッチフレーズがありますけれども、アンケートを見ましても、文化の薫り高いところに住みたいという、町

民のそういう意見が非常に高位を占めてる、高い、たしか2番目だったと思いますけれども、そういうことがあると思います。それに伴う質問です。それから次に、財政について質問を用意しておりますが、9月に財政に関する決算が確定をしまして、そのときに監査委員から指摘をされたことがございますが、そのことについてはその後議論がなされておらないと。それをここで取り上げたいということです。それからもう一つは、昨年もみじ園の民営化についてけんけんがくがくの議論がありまして、さまざまなことがありましたが、これはもう決着をしておりますので、それはそれとして、その中から今度は、また民営化の計画がされておりますので、前の経験を踏まえて、教訓をその中から酌み取って次がスムーズに行くように考えたいと。こういう意味で、3つの質問を用意しております。

質問については議席でいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まず、第1番目、諸記録、文物等の取りまとめについてということですが、そこに括弧として1、2と用意しておりますが、前の方はソフトにかかわる部分、それから2の方はハードにかかわる部分というふうに御理解いただきたいと思います。

このことを取り上げましたのは、実はこのことはたびたび町民の方から何とかならんかという要望をずっと聞いてまいりましたので、それに基づいた質問になります。

皆さん大体御存じだと思いますが、史跡とかそういったことについては、六道塚ですかね、りくどうと読むんですか、あるいは日向往還、御法使祭り、あるいは馬場楠の獅子舞とか神社、仏閣、西恩寺公の墓所、豊肥線の沿線沿いの古戦場、川施餓鬼とか、そういう菊陽町の歴史にかかわる出来事があります。それから、清正公の関連でいいますと、鼻ぐり井手あるいは上井手、下井手、大津街道菊陽杉並木、そういったものが残っております。

菊陽町の場合にはその途中にありますのでなかなか難しいんですが、例えば一例を申し上げますと、参勤交代の道筋に当たるわけですね。皆さん御存じのとおりです。この参勤交代というのは、京町の裁判所の付近、あそこでともぞろえをして、そして拘置所の横の観音坂を下って、そして仁王さん通りに出て、それから浄行寺の方に向かって、坪井立町通りを通過して浄行寺を抜けてこちらにずっと来るという、そういう道筋なんですが、ここらあたりとの関連を探りながら菊陽の史跡を、物語をつくっていくといえますか、そういうことが大事じゃないかというふうに思っております。

武蔵ヶ丘というふうに簡単にいつも言っておりますが、ヶ丘の丘は、この丘は墓のあるところという意味の丘ですね。普通のもんがまえの岡ではございません。武蔵ヶ丘の丘は、これは塚があるところという意味で、武蔵塚公園は、これは熊本市にございますが、宮本武蔵が死んだときに、細川公があそこの前の参勤交代の道を通っていかれるときに、自分は死んでも殿様を守りたいということで、よろいかぶとに身を固めてあそこに葬られたというふうに言われております。そういった物語が続いてきて、あと鉄砲小路、これは殿様を守る鉄砲組があそこにおったんですね。それから、二里木、三里木、四里木、あるいは杉並木、頼山陽の碑、これは

阿蘇になりますが、二重の峠になれば佐川官兵衛、会津のですね、この人が白刃を振るって戦って戦死したというところです。一番先になりますと鶴崎、これは肥後藩の飛び地になりますけれども、河上彦齋が明治維新のときに立てこもったところですね。人切り彦齋です。

そういったものがあるかと思いますが、なかなかまとまったものとして菊陽町には記録がないといえますか、いずれも点の存在でつながってない、線になってない、あるいは面積を持ってないというところがあるかと思いますが。そういった意味で、質問に移りますが、町の歴史、史跡、災害等について後世のためにまとまった記録を残すための部署を設置し、もう既にあるのかもしれませんが、あれば言ってください、それらに関連する予算措置をすべきではないかと。質問としましては、現在その部署がどこにあるのか、予算措置がされておるかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 図書館長。

○図書館長（矢野信哉君） こんにちは。

それでは、お答えします。

町の歴史、史跡、災害等の記録を残すことにつきましては、大変大切なことであると認識しております。そのため、これまで、町の歴史、史跡にかかわる文化的資料等に関しましては、教育委員会において、その収集、保存等に努めてきております。

例えば、生涯学習課では、町史編さん室を設置し、町の歴史や記録を取りまとめ、平成7年3月に菊陽町史を発刊しております。町史編さん作業を行う際には、個人で所有されております古文書を一部お預かりし、菊陽町図書館に保管しております。そのうち、鉄砲小路に残る古文書については全て解読が終わり、冊子として図書館で御覧いただけます。菊陽町図書館におきましても、町の歴史を示す文物等に関する資料などの寄贈の申し出があれば、できる限り寄贈を受け、その保管に努めております。当図書館におきましては、世界有数の大変貴重な資料であります少女雑誌村崎コレクションを保有しており、その展示、保管を実施しております。また、総合政策課においては、広報きくよう縮刷版や電子書籍版を作成しており、町の歴史となる広報紙記事の保存に努めています。このように、関係部局において歴史、史跡に関する情報や貴重な資料の収集を行い、後世に伝えていくために保存を行っております。

ところで、災害に関する記録についても、災害を受けて得た教訓を後世に伝えるために作成する必要があり、記録として残すべきデータや資料については、まずはとにかくできる限り多くの資料を収集することが第一にすべきこととあります。今回発生しました熊本地震にかかわる災害関連につきましては、総合政策課においてこれまで情報や資料等の収集を実施しております。また、住民の方々及び各企業等において保存されている災害の記録に関しても情報や資料を収集し、今後、記録誌等の作成に向けて進めていかなければなりません。

なお、資料館や博物館の整備に当たっては、まずは情報や資料が滅失や散出しないよう、できる限り多くの資料収集を行うことが大切とあります。その後、その集まった資料の調査、分析等の研究を行い、この調査、分析等の研究に基づいて整備計画を策定するという進め方が一

一般的な整備計画の進め方であります。議員御指摘の新たな部署の設置については、今申し上げましたような整備の進め方からして、新たな部署の設置はせずに、これまでどおり、町の歴史、史跡、古文書解読など文化財にかかわる業務は教育委員会が調査研究を行い、災害等の記録については、町復旧・復興本部を中心に全体で協力し合いながら取りまとめを行う予定です。関連する経費については、必要に応じて予算措置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かりました。新設部署にこだわるわけではございません。そういう担当部署があれば、それはそこを生かしていただくということで十分であるかと思えます。今、総合政策課あるいは教育委員会あるいは生涯学習課とか関係してらっしゃるようですけども、そこが担当しているんなことをしてらっしゃるといことは予算措置もそれなりにされておるといふふうに理解をいたします。

ただ、大きなまとめについては余り部署が散らばっておってもうまくいかないんじゃないかと。これ今すぐどうのこうのということ言ってるわけじゃありません。例えば、史跡とかその辺の調査については、自治体によっては学芸員を雇用しておりますが、菊陽町には学芸員はいらっしゃいますか。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 学芸員という形のやつはおりませんが、生涯学習課の方に文化財担当がおります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これだけの町ですから、将来的にはその辺までひとつ視野に入れられて対策を組んでほしいというふうに思います。

歴史というのは非常に大事で、言うまでもありませんが、過去を振り返りながら我々の現在の立ち位置を確認するという意味では大変大事な道しるべであるというふうに思います。今の町の状況は、ソフトの部分では状況が分かりましたが、ではそういったものをハードですね、要するに町の歴史を示す文物等の収集、それからそれらを、文化財ですけども、陳列して収納する、そこ博物館的施設と書いておりますけれども、町の場合には民俗資料館という程度のものであろうかとは思いますが、そういう建設の準備をすべきではないかというふうに考えます。2番に移っております。

菊陽町の基幹産業というのは農業でございます。特に、あちこち研修等で訪問しますと、ないところもありますけれども、ほとんどのところには民俗資料館的なものが役場の近くに設置をされておまして、古代から現代に至るいろんな文物等がそこに集約されておるといことがございます。これぜひ菊陽町も欲しいなという意味での今日の質問です。

今、農業と言いましたけれども、皆さん、ちょっと頭の中で今から言います言葉がちゃんとイメージが浮かぶかどうか。とうみ、み、それからしょうけ、ねこぶく、ねこぶく打ち機、し

やあづつ、俵、俵編み機、はみきり機、だおけ、べあうち、せんばこき、脱穀機、がんづめ、しろかき、くわ類、かりんご、そらくち、鎌、ちきり、かねじゃく、みの、かき、ばっちょがき、からかき、五右衛門風呂、くど、せいろ、石臼、みそがめ、しょうゆがめ、まだありますけれども、こういったもの、これは時間がたてば朽ち果てていくものですね。あるうちにちゃんと収集をして保護をかけておかないと、なかなか保存が難しいものだと思います。

鉄砲小路の古文書は既に解説済みというふうなことで、結構なことですが、そういった古文書類、これもほっておくとたちまちゴキブリの餌になります。そういったものを管理、保管する民俗資料館について検討されたり、あるいはそういう考えがあるならば、どなたでも結構ですので、お答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 図書館長。

○図書館長（矢野信哉君） それでは、質問にお答えします。

これまで、菊陽町の歴史的文物等に関しましては地域の方々からの情報をもとに収集を行っており、各家庭等からのお申し出があった場合には生涯学習課や図書館でその保存に努めています。町の歴史を示す古文書につきましては、町史編さん当時にお預かりしているものが一部図書館に保管してあります。生涯学習課及び図書館としましては、4月の熊本地震の影響で今後個人の蔵などが解体され、新たな古文書や民俗資料などが発見されることが考えられますので、貴重な町の歴史の記録として把握に努め、必要であれば収集及び保存に努めてまいります。

また、先ほど述べました歴史的資料である当館所蔵の少女雑誌に関しましても資料の充実や保存データの作成などを進めておりますように、既に文化的文物の収集、保存を行っており、これからもいろいろな歴史を示すものについて充実を図っていきたいと思っております。

なお、前の質問でお答えしましたとおり、新たな建造物の計画を進めるには順を追って進めていく必要があります。そして、現在熊本地震からの復旧・復興に取り組んでおり、まずは被災に伴い発見された歴史的文物等の収集を行うことが博物館や資料館の整備をする準備であると考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ぜひ、将来の構想としてそういう文物を保管する建物、それを考えていただきたいというふうに思います。

ついでに、今日までですか、アート・フェスタinきくようが図書館で行われておりますですね。昨日見に行きましたけども、相当なものが収集されてエネルギーを感じます。ああいった町民の芸術作品といいますか、そういったものを展示する場所についてもこの民俗資料館的なものと同時に考えるべきじゃないかという感を強くいたしました。文化祭のときにはどうしてもステージが中心になって、展示の方は附属品みたいな、そういう感じになってしまっていますので、ぜひそのような方向も考えていただきたいと。そのことを要望して、この質問は終わり



たいと思います。

次に参ります。町の財政についてですが、これも先ほど申し上げましたように監査委員が指摘されておるところ、そこについての質問になります。

まず、最初の方ですけれども、臨時財政対策債、実は、皆さんも、議員の方も職員の方も御存じでしょうけれども、菊陽町の場合、一般会計、特別会計、全て実質収支は黒字でございます。ほとんど町の財政運営としては問題が指摘されておりません。順調にいったらというふうな、そういう監査委員の認識です。

ところが、2つだけ懸念を表明されております。その一つは、町だけではどうにもならないことばかりですけれども、平成27年9月に安倍晋三首相より打ち出された新三本の矢、これはGDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロへの予算は持続的で安定的な財源確保に関して不透明であると。要するに、財源の確保が安定して続くかということが不透明であると。国の施策というのは非常に地方財政に大きな影響を与えるので、注意してほしいということがございましたですね。それともう一つは、震災による災害復旧・復興での地方債発行は元利償還に交付税算入の措置はあるものの、その財源が保障されているものではないので、今後厳しい財政運営になることも考えられるため、借入予定額については元金償還額との長期的見通しに立った取崩し、繰入れに配慮をお願いしたい。監査委員さんの指摘ですね。

その中で、特によく出てくるのは臨時財政対策債というのがございます。これ私も何度も質問をして、どういうものであるかは一応理解をしておりますが、概略、そこだけは申し上げたいと思います。

臨時財政対策債というのは、もともとは地方交付税交付金ですか、これで、要するに自治体の財政の安定化のために足りない部分を交付金で補うというふうなことで国はやってきたんですけども、これが累積が50兆円に達して国の債券発行ではどうにもならないということになっておる。それで、平成13年に臨時措置として、地方自治体に借金をさせると、地方債ですね、その一つとして臨時財政対策債というのが導入されておりますけれども、要するに後で国が臨時財政対策債については保障するという事なんですけれども、これが延々と続いていますですね。平成13年に始まって15年まで続きましたけれども、ということでしたけれども、それで終わらずに、結果的に平成28年度で終わりという段階ではなってるんですかね。そういうものですから、これも前、町長にお聞きしましたら、ここで国がその財源を補填しないなら日本国は滅びますという話で、そのとおりだろうと思うんですが、あくまでもしかしこれは地方の財政で措置しなければいけないということですので、その辺がどうなるかについてはちゃんと知っておく必要があるかなと。臨時財政対策債はそういうものですが、累積額についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、今、議員が言われたとおりで間違いございません。現在の

累積額でございますけども、平成27年度末の残高は約54億8,000万円になります。それと、本年度、28年度末の残高見込み額につきましては約56億7,000万円になります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ちょっと分からないことについてお聞きします。

先日、課長と電話でお話をしましたときに、返してる分があるということをおっしゃったと思いますが、先ほど言いましたように、これは地方交付税の後払いで国が保障するものですよ。町が臨時財政対策債を返してるというのはどういうことか。ちょっと理解が行きませんでしたので。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 借りたものですから、翌年度から利子分と元金分、その分は毎年返していったということになりますので、その分で、借りた金額は今まで総額としましては73億円くらい実際借りてるんですけども、今まで二十数億円は返してきてますので、残高が27年度末では54億8,000万円ということになってるということです。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、総額にするなら73億円で、現在、残額が56億7,000万円ですかね、平成28年で。ということは、その差額、町が今返したということですけども、これに対して国は措置はしないんですか、返した分について。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） その返す財源について、国としましては基準財政需要額の方に算入していると、そして地方交付税の中に入れてますよという言い方はされております。町としては、それを一部財源としまして償還をしているというような状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体分かりました。だから、これは国が措置する分も含みながら返してるということですね。そういうふうに理解していいですか。はい、分かりました。

これも国のあり方ですので、もうこれ以上言ってもどうしようもないと思いますが、監査委員の指摘はその辺もよくよく注意しとってくれということです。我々も注目していきたいというふうに思います。

それから、次に移りますが、2番目です。平成28年熊本震災による災害復旧・復興での地方債発行の財源は保障されているか、またそれは今後とも増え続けると推測されるが、町は財政運営にどういう原則、財政規律があると思いますが、で臨んで、どういう見込みを持っているか、お答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

災害関連の地方債の償還に対する財源保障と町の財政運営のことについてということで答弁

したいと思います。

まず、災害関連の地方債につきましては、後年度における元利償還金について地方交付税の、いわゆる普通交付税の基準財政需要額に算入されるということになっております。これもともとは、最初国から示されたときには特別交付税で措置をするということでしたので、そういうことであれば大変ありがたいと思っておりましたけども、途中から普通交付税の方の基準財政需要額の方に措置するというところにかわったところであります。そして、元利償還金の交付税算入率につきましては、補助事業の災害復旧事業が95%、それから今災害ごみの解体等もやっておりますけども、災害廃棄物の処理事業に係る災害対策も95%、それから一般単独災害復旧事業については50%、それから税の減免に対する歳入欠陥債については75%になっておりまして、通常の地方債よりも交付税の基準財政需要額に算入される率というのは高くなっているところでもあります。

しかしながら、元利償還金が基準財政需要額に算入されるということでもありますので、元利償還金と同額の交付税が余分に交付されれば問題ありませんけども、国の交付税の原資が足りないために臨時財政対策債に振りかえられる分もあるということが予想されます。したがって、元利償還金が基準財政需要額に算入されるという現在の制度を改めて、今回のような大規模災害に係る地方債の償還分については特別交付税による、いわば真水の助成となるように制度を改めるよう国の方に強く要望していかねばならないと考えております。

このことについては、特別交付税が普通交付税の需要額にかわったというのが県の方から措置するということになりましたので、町の方からは国の方に対して、東日本大震災の場合が特別交付税の別枠で措置をされておりますので、議員の方々も所得税を払われる場合に別枠で復興のための税を払っておられる分があると思いますけども、そういう形にしてもらいたいなと思っただけなんですけども、災害関係については特別交付税で措置するというのが原則でありますけども、阪神・淡路大震災のときも特別交付税から普通交付税に振りかえられるところがあります。そういうことで、県の方でいろいろ蒲島知事が国の方に要望されたときも東日本大震災並みというのは、やはりそういうことをしないと、兵庫県あるいは神戸市あたりがそのときに起こした地方債の分で非常に財政上、今でも苦しい立場にあるということを聞いておりますので、引き続き国の方には要望していかねばならないなというところであります。

次に、町の財政の運営についてでありますけども、災害復旧関連事業で多額の地方債の発行、さっき午前中、川俣議員のときも言いましたけども、現段階で災害関連の分で16億円という、先に述べました補助事業の分とか災害廃棄物の処理事業関係、そういうのも合わせると16億円の予算措置を12月の時点、今度の補正でそこが出てきますけども、そういうように措置をとるような状況であります。この中にはまだ町民体育館についての国の支援が得られるというのが出てませんので、そういうのが出るとさらにまた膨れ上がるなと思ってるところであります。

そういうような状況でありますけども、財政運営につきましては、災害復旧関連事業で多額

の地方債の発行、それから足りないところの財源は財政調整基金の方も取崩しをするということとで充てておりますので、健全化判断比率である実質公債費率や将来負担比率などの財政指標の推移がどう変わっていくかということを注視しながら、必要に応じ、災害復旧事業以外の事業の進捗調整、災害がなければ進めていきたいという事業は幾つも持つとるわけでありまして、そういうのも進捗調整を図る必要が出てくるというふうに見ておるところであります。

そういうところがありまして、現在、平成29年度の予算編成方針も出しまして、それぞれの担当課の方から今、来年度の予算に向けた要求のそういうものが大体出てきておりますけれども、29年度におきましては平成28年の熊本地震からの復旧・復興に向けた必要不可欠な事業のものを実施していくこととしておりまして、平成29年度に実施しなければならない必要不可欠な事業しか認めない、全ての事業において可能な限り財政規律を守っていく必要もありますので、進捗調整をしていくというような決意で今臨んでるところであります。熊本地震復旧・復興計画の事業を優先して、後期基本計画、それからまち・ひと・しごと総合戦略の事業は厳選しながら、できるだけ将来に負担を残さないような努力を行いまして、苦しい財政事情ではありませんけれども、慎重な財政運営を行っていく所存であります。

今後の地方債の見込みにつきましては、財政課長の方から説明させますので、よろしく願います。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今後の地方債の見込みについて御説明申し上げます。

災害復旧関連の地方債につきましては、今回の12月補正予算までの地方債の発行予定額が、先ほど町長も言われましたけれども、約16億円というふうになっております。平成28年度末の地方債残高につきましては、約173億円になる見込みでございます。さらに、平成29年度も災害ごみ処理事業や損壊家屋の解体撤去事業などにより地方債残高は増加すると見込んでおりまして、心配をしておるところでございます。地方債の償還計画からしますと、元利償還金の見込みにつきましては、平成28年度は約12億5,000万円ですが、平成33年度には約17億円になる見込みになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） なかなか理解できない、この場ではですね、そういう部分もございましてけれども、今、町長が真水というふうにおっしゃいましたですね。いろいろ、95%とか50%、75%というふうにして高率の補助、これが企画されてはおりますけれども、要するに真水ではないと。言うなら、約束事ですよ。いずれ交付税交付金で補いますからというふうな、そういうことなんで、国ですから間違えることはないでしょうけれども、そういったことが将来的に、情勢がいろいろ変わりますので、経済情勢もですね、地方に大きな影響をもたらす場面も考えないわけにはいかない、そういう状況であるかというふうに思います。なかなか難しい運営だと思っておりますけれども、どうか、我々も注目しながらいきますので、慎重なバランスをとりながら

の運営に心がけていただきたいと思います。

次に参ります。次は、公立保育所の民営化計画についてですけれども、先ほど申しましたように、昨年度、もみじ園の民営化移管については相当厳しい議論もいたしました。今回は検討委員会の中身が非常に透明化されて、私たちのところにも12月2日現在では検討委員会のニュースが5号まで出されてきて、あらかたのことを把握しております。それから、議会に対する説明会も2回ございました。かなりその辺では理にかなった運営がなされているかというふうに思いますけれども、その中で幾つか気になることについて申し上げておきたいと思えます。

1点目は、民営化をすれば、簡単に言いますと、公立の保育所の場合には国、県の補助金が余り来ないという状況ですね。で、私立ならば潤沢に行くと、補助金がですね。そういう状況の中で民営化というのは位置づけられてますけれども、全協でも申し上げましたが、余り、経済的にはそうでしょうけれども、理念としては、なぜ民営化なのかという理念に関しては、経済的側面だけではなくてもう一步踏み込んだ理念が必要ではないかということも全協でも申し上げました。

計画が全員協議会に示されました。まだこれは確定したものではないと、12月13日に確定したものが出るというふうなことで、途中の経過であるかと思いますが、その理念については、この計画素案を見ますと、民営化する経済的理由以外のところで、多様な保育ニーズへの対応ですね。子どもや保護者にとって選択肢が増えると、そういうことですね。それからもう一つは、民営化をして財源に余裕ができた分については子育て支援を充実させるんだというふうなことが出ておりますので、ある程度理念については随分工夫をされたのかなと。工夫という言い方は悪いですが、実際こういうことになるんじゃないかというふうに理解をいたします。

ただ、私が1つ申し上げておきたいのは、我が国の場合には私立というのと公立という場合に、どうも私立というのに対して信用度が低いといえますか、そういう民間の考え方があるような気がいたします。私立といえますと、勝手気ままに何でもできるとか、公立よりも劣るんだとか、それから経営体ならば潰れる可能性もあると、永続性がないと、そういったふうな感覚でとられると思えますけれども、一つは、どういう形になるか分かりませんが、私立に対する考え方、これを理解してもらえないようないい表現がないかなと。

何がいいかということは私は提案できませんけれども、例えばイギリスでいいますとパブリックスクールとよく英語では言いますが、このパブリックは、そのまま日本語に訳すると公立学校になるんですね、パブリックスクールは。ところが、このパブリックという意味は、実は仲間立なんです。仲間が立てる。だから、言うなら、このパブリックスクールというのが私立なんですね。イギリスとか西洋では、日本でいう私立、これが権威を持っておりますけれども、そういった意味で、民営化のときにそういったことに対する意識も訴えかけをしてはいかかというふうに考えたので、この質問を出しております。その辺いかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今回の質問通告の一番最初のところですね。通告のところの一番最後のところでいいますけど、まず民営化の理念についてというところだと思いますし、また後半の方で言われた私立保育所、私立の考え方についてを答弁いたします。

まず、平成21年に策定しました公立保育所民営化計画を見直し、新規の計画を策定するために、学識経験者、保護者代表、地域住民代表及び公募委員など10人の方をメンバーとしました公立保育所民営化計画検討委員会を設置しまして、本年9月から11月まで計5回の会議が開催されました。現在、民営化計画の素案の最終的な取りまとめが行われておりまして、今月中旬に計画検討委員会の伊藤委員長から町に対して民営化計画の素案が提出される予定であります。町では、この民営化計画素案を踏まえまして、民営化する保育所あるいは公立保育所のあり方などを盛り込みました民営化計画の案をつくりまして、町議会議員の皆様、そして保護者の皆様等に説明を行い、さらにパブリックコメントをしまして、来年3月までに新しい公立保育所民営化計画を策定する予定であります。

また、同検討委員会の審議状況につきましては、先ほど議員がお話しされましたように民営化計画の検討委員会だよりを発行、情報発信しておりまして、これまでに町立保育所の保護者の方に5回配布しまして、さらに町のホームページにも掲載してるところでございます。

公立保育所の民営化につきましては、菊陽町総合計画の基本構想にあります人を大切にするまちづくりの一環としまして、児童福祉法、保育所保育指針及び児童憲章にあります保育のあるべき姿を実現して町民の方の保育ニーズに応える使命を果たすための方策、一つの手法ということと考えておりまして、議員の御質問にあります民営化の理念ということについては今回の議論にはなっておりませんでした。

それと、後半の方の私立ということでのお話の中でありましたので、今回は、一つは町立保育所、それに対して私立である私立保育所ということでの町の考え方を述べさせていただきます。

まず、町内の保育所につきましては、町立、私立を問わず、厚生労働大臣が定めました保育所保育指針に基づいて、家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育及び養護、これ学校でいう養護教諭、養護学校の意味の養護です、この教育及び養護を一体的に行う児童福祉施設でありまして、保育の目的に違いはありません。

ただ、運営主体が異なりますから、学校教育と同様に、その教育活動にそれぞれの特徴があるということは御承知のとおりであります。本町におきましては、町立保育所は長年の保育実績や、あるいは子どもや地域の実情に応じた独自の保育活動をずっと展開しております。一方、私立保育所は、平成19年度以降に町民人口の増加に伴う子育て世帯の保育ニーズに対応する受入れ施設として設置されまして、町立保育所とともに重要な役割を果たしていただいておりますし、経営法人の保育理念に基づきまして、柔軟性あるいは機動性を生かした特色ある保

育サービスが展開されているとこであります。町立保育所、私立保育所のいずれも、いい意味での特徴と保育実績が信頼と評価を得ているところでありまして、保護者の子育てに対する考え方の違いにより、それぞれ選択が分かれてるところであります。

今回の町立保育所の民営化を通しまして、町立、私立の保育所がそれぞれのいい意味の特徴を生かしまして、互いに切磋琢磨しながら全園で保育の質を高める活動を展開することによりまして、町全体の子育て支援の充実につながることを期待するものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほど、公立、私立の話をちょっとしましたけれども、私の場合にはかえって、例えば保護者のニーズとかそういったもの、あるいは社会的正義とか、それに反した場合には、これはもう見放されると。倒れると。だから、逆にそういうことがないようにしっかりしなくちゃいけないという力が働きます。だから、日本語の私といえども、これは私は公だと、公だというふうに考えております。その辺の意識を変えていくことも大事ではないかと。しかも、公立と私立の競争ですね、お互いにいい意味での競争をする、そこに保育なら保育の発展があるというふうにも考えます。

2番に移りますけれども、公立の保育所の役割というのもこの際しっかり考えないといけないというふうに思いますが、いつも申ししておりますけれども、公立の保育所、幾つか残されると思いますけれども、これは模範的な、保育のリーダー的な、そういう役割を果たす保育所ですね。全ての町内の保育所の模範となるような、そういう保育所。もう一つは、私立では絶対にできないこと、例えば障害児とか虐待児、被虐待児ですね、虐待される子どもたち、あるいは外国籍の子どもたちとか、そういった子どもたちの保育については、これはもう公立でできないというふうに思います。その辺の位置づけをもう一回されて、まだ決まってないと思いますが、公立と私立の数、比率ですね、この辺もどうバランスをとるかということもぜひ考えていただきたいと思います。そういったことを含めて、2番はまとめて質問いたします。

民営化する保育園の数、まだここまで行ってないかもしれませんが、それからもう一つは公有財産の処置の仕方、民営化をする場合ですね。この計画の素案には、対価を設定した上での貸し付けまたは譲渡を基本とすると。対価を設定すると、しかしそれは基本であるというふうに書いてありますが、では場合によっては無料の場合もあるかどうか。無料譲渡ですね、もあるかどうか、その辺をお答えいただきたい。

それから、参入事業者が出てくると思いますが、もみじ園の場合に議論になりましたのは、どこで議会の議決、要するに民営化なら民営化の意思を確定するかという問題ですね。どの時点で民営化の意思を議会に諮って確定するか。といいますのは、事業者が入ってくる場合にそれを選定せないけません、選定するということは、前に民営化ということについて意思が決定しているということが前提であると私は考えるものですから、その辺についてお答えいただきたい。

それから次は、参入事業者がございますが、この前は選考の結果について全部は公表されませんでした。また同じようなことになるのかどうかですね。要するに、同じようなことというのは、参入した事業者の名前が全然公表されませんでした。そういった状況でいくのかどうかですね。

それから、常勤、非常勤の比率ですけれども、菊陽町は非常に非常勤の比率が高い、そういったことをどうするのか。それから、合同保育に対する基本方針、3者協議会による対応、そういったことについてまとめてお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今、議員が御質問の項目については、民営化計画の検討委員会第5回会議、これは先日、11月22日で終わったんですが、この計画の素案の内容についてまず御説明いたします。

まず、素案の段階では、民営化する保育所の数については具体的には記述されておられません。

公有財産の処置の仕方につきましては、保育所の敷地は移管先法人の経営安定を図るため時価よりも低い価格での貸し付け、あるいは建物、什器、備品は対価を設定した上での譲渡を基本とするとなっております。

参入事業者関連事項につきましては、菊陽町民間保育所等設置認可事業者選考委員会、設置要綱に基づく選考委員会を設置しまして移管先法人の選定を行うことが適切と考えられますとなっております。

職員の処遇につきましては、正規の保育士、調理員についてはほかの町立保育所への配置がえを行う、臨時、非常勤の保育士、調理員については本人の希望に基づき、移管先法人に対して民営化後の保育所での継続雇用を働きかけるとなっております。

合同保育につきましては、移管後にそれまでの町職員を引き続き対象保育所に派遣し、移管先法人の職員と園児の特性や1日の保育活動などの引き継ぎ保育を行い、合同保育を実施するとなっております。

民営化後の調整につきましては、移管先事業者の決定後、保護者、移管先事業者及び町から成ります3者協議会を設置しまして保護者の意見及び要望を聞くとなっております。

今現在、検討委員会が策定しております公立保育所民営化計画の素案は、現在、内容の検証あるいは字句の更正が行われておまして、今日13日に伊藤委員長から正式に町長に対して提出される予定であります。町では、検討委員会から提出されました公立保育所民営化計画の素案の内容をしっかりと検討した上で、民営化する保育所とその時期、公有財産の処置、移管先事業者の募集あるいは職員の処遇、合同保育などを織り込んだ新しい公立保育所民営化計画の案を来年1月に策定する予定でありまして、具体的なこと、先ほど御質問がありました移管先法人に対して町の財産を無償でやるのか、あるいは参入事業者の募集要項についてどうするかということについては、今日の現段階では民営化計画検討委員会から正式にはまだ出ておりませ



ん。それをもとにして今から1月までに案を詰めていくということがありますので、今後いろいろな情報を集めながら、皆様の意見を聞きながら、最終的に決定していくというところで現時点では考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まだこれも確定の案ではないということで、今後ともまたいろいろ変わっていく可能性があるし、議会に対する説明もあるかと思えます。ですから、そのときに少しは譲りたいと思いますが、特に公有財産の処置、それからどこで民営化の意思決定、これから行う民営化の意思決定をどこで行うのか、それから参入する事業者の選考の結果、これでもできるだけ透明にしてほしいというふうに思っておりますが、それもどういう方法をとるのか、その辺について十分御検討をいただきたいというふうに思います。

保育所の民営化というのは、大変、町の事業の中で大きな部分を占めるというふうに思います。ぜひ、保護者あるいは我々議会、その辺に十分情報を入れていただいて、お互いに切磋琢磨し、検討しながら後を進めていただきたいと。そういうことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

あ、もう一つありましたですね。一番最後。最後の質問について、簡単に結構ですので、お答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、一番最後の質問につきましては、民営化の日程が大まかに示されているけれども、事業者の選定など作業に入るのは平成29年4月以降か、また公立保育所の民間移管は平成30年4月以降と考えてよいかということの御質問にお答えします。

平成28年度においては、先ほど申しましたように、公立保育所民営化計画を策定するということとなります。それと、平成29年度におきましては、新たに策定されました公立保育所民営化計画について、町議会議員の皆様、保護者の皆様、地域住民の皆様及び関係職員の方を対象に、新しい計画を御理解いただき、意見を伺う説明会を開催していく予定であります。特に、年度かわりますので、保護者の方等で子どもさんが新しく保育所に入所される方もいらっしゃいますので、初めて保育所民営化ということを知られる方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちも含めて丁寧に説明してまいりたいと思います。

以上です。

(17番甲斐榮治君「終わります」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 皆さんこんにちは。本日最後の質問をさせていただきます吉本でございます。

まずもって、傍聴者の皆様におかれましてはお忙しい中にお越しをいただきまして、ありがとうございます。改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

さて、私ごとでございますけれども、一般質問を2回することができませんでした。いろんな考えがあつて質問をしませんでしたが、この間、菊陽町も震災前の姿を取り戻そうということをしております。そういった中で、私を感じたことは、非常に若い世代の方々が復興に御尽力をいただいたのかなというふうに思います。ボランティアセンターにおきましても、3月に中学校を卒業して新しく高校生になったのですが、震災に遭って、何をしようかということでボランティアに来ましたということで、4人の子どもたちとお話をすることができました。何で今日ボランティアに来たんだいということを聞きましたら、菊陽町が好きだからですと、中学校にお世話になって、中学校に恩返しをしたかったからですというお答えをいただきました。非常にうれしくもあり、心強い言葉だなというふうに感じたところでもございます。そういった子どもたちがもっともっと菊陽町を好きになっていただけるような、そして我々大人世代もそういう子どもたちを支えていけるような菊陽町にしたいということを改めて感じたところでもございます。

3月の一般質問以来、いろんな方々のお話をいただきました。自分なりに精査をいたしまして、今回、4つの質問事項で質問をさせていただきます。

質問は自席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） まず、冒頭ではございますが、議長に質問の変更ということでお諮りをしたいというふうに思います。

質問事項2でございます。熊本版コミュニティ・スクールということでございますが、質問要旨の1を3に変更をさせていただきます。2と3の質問の後に1の質問をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

それでは、最初の質問事項、地域情報化の推進についてを質問をさせていただきます。

まず、行政サービスにおける情報発信の現状と、その課題は何か、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

本町では、さまざまな方法で行政サービスに係る情報を発信いたしております。例を申しますと、毎月全世帯にお配りしていますさまざまな情報を掲載したきくよう広報、それから随時に災害情報などを発信できます防災行政無線、随時に更新でき、各種の情報を満載しているホームページ、嘱託員に依頼してます地域での回覧、また図書館や各センターなどのイベントの案内のポスター掲示、さらにはチラシの配布や設置などがございます。また、個別には、それぞれの対象者に郵送してます検診の案内や各種手当の案内、納税の通知、さらには健康カレンダーやごみの分け方、出し方、講座案内など、毎年度全世帯に配布している生活に密着した案内など、行政サービスに係る情報をさまざまな方法で町民全員に必要な情報が伝えられるよう努めているところでございます。

なお、災害時の緊急時には全国瞬時警報システム、J-A L E R Tで情報発信をし、災害時の避難勧告や避難指示などの早急に住民へ情報を発信する必要がある際には災害用Lアラートシステムや防災行政無線を使い、県の防災情報メールや携帯会社3社と連携したエリアメールによる情報発信ができるようにいたしております。

課題としましては、ただいま申し上げましたさまざまな手法や媒体を使って行政サービスに係る情報を発信してるところでございますが、情報サービスに係る情報を必要とする町民の方々全員に伝わらないということが課題であるというふうに考えております。このため、行政サービスに係る情報の到達度を少しでも高めていくよう絶えず研究を重ね、さらに充実させなければというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） いろんな情報発信の手段があるというのは私も存じておりますが、その中でも比較的最近普及してるのが携帯電話でございまして、その中でもLINEというツールがございまして。平成13年1月に総合戦略室というのが設置をされましたが、その中で高度情報通信ネットワーク社会形成基本法というのがございまして。第2章で、施策の設定にかかわる基本方針というのがございまして。第20条の中で、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の設定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等、行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならないということがございまして。行政の情報化を積極的に推進するための一つの案として、次の質問に移ります。

町が提供する防災や子育てなどの生活情報は、町民目線が発信をするならば、先ほど申しましたLINEを活用した情報発信が必要だと思います。現在、LINEと連携協定を結ばれている福岡市の福岡市市長室広報戦略室広報課に4点の質問をさせていただきました。

まず、最初でございまして。LINEを使用した情報発信に至った経緯は、の質問の回答でございまして。導入当時は、LINEは幅広い年齢層、特に若年層にコミュニケーションツールと

して急速に普及が進んでいたため、市政情報発信の新たなツールとして平成24年12月にアカウントが開設されたという回答でございました。

続きまして、2番目の質問でございます。LINEでの情報発信による市民の反応は、という質問の回答でございます。市民からの直接的な意見は届いてはいないが、自治体アカウントとしては最大規模となる3万8,510人のフォロワー、これはお友達の数というふうに理解をしていただきたいというふうに思いますが、があり、情報発信に一定の効果があるものと考えているという回答でございました。

続きまして、3番目の質問でございます。LINE利用による今後の取組と課題はという質問でございますが、その回答は、情報発信力のさらなる強化に向けて、防災や子育て、環境など、市のさまざまな分野の情報を市民が自らのニーズに合わせて選択をし、より手軽にリアルタイムに入手できる情報発信の仕組みづくりを検討しているとの回答でございました。

最後の質問では、運用における費用対効果、こちらをどのように考えているかというふうにお聞きをいたしました。その回答でございますが、フォロワー数と運用等に係る市の負担を考えると、有効な情報発信ツールと考えているという回答でございました。

このことから、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の中で行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならないとあることから、菊陽町でもホームページ、広報紙、それと先ほど課長がおっしゃいましたさまざまな情報提供手段の検討を進めるならば、積極的に推進するべきだというふうに考えるところでございます。どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、東京都の渋谷区ですか、とか、あと福岡市あたりで取り組まれるということは私たちも把握しております。その中で、都市的な市かなというのが実情かなと思ってるところでございます。

町としましては、先ほどもお答えしましたとおり、行政サービスに係る情報の発信手法は情報の種類によって異なるということを確認しております。防災や子育て、税、各種手続、イベントなどの案内など、さまざまな情報がございます。また、対象年齢や対象地域、時期などによっても情報が異なっております。このように、町ではそれぞれの行政サービスに係る情報を広報きくようや防災行政無線、ホームページ、配布、回覧など、そしてまた各課や各センターが個別に発信する行政サービスに係る情報などをさまざまな手法や媒体を使って発信しております。まさに町民目線と言えるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

御質問のLINEの活用につきましても、行政サービスに係る情報発信のツールの一つというふうに考えてはおります。今後も、多種多様な行政サービスに係る情報を住民に提供することは町の責務でありますので、行政サービスに係る情報発信の手法、そのための体制、運用の

方法、財源、セキュリティなどにつきまして総合的に考えていくべきだというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 平成28年10月24日、福岡市とLINEとが締結された、こちらはLINE株式会社側のコメントでございます。

LINEでは、スマートフォンにおけるコミュニケーション及び生活インフラを担う立場として、自治体と連携した取組に力を入れてます。また、福岡市は2012年よりLINE@アカウントを取得し、市民向けに環境情報、これはPM2.5基準超過予測などがございますが、配信をしています。このたび、両者が連携してさらなる市民サービスの向上や地域の活性化に向けて情報発信力の強化に取り組んでいくという方向性が一致し、協定を結ぶ運びとなりました。協定に基づく取組として、まず福岡市のLINEアカウントで、防災や子育て、環境など、さまざまな分野の中からユーザーが欲しい情報を選んでリアルタイムで受け取ることができる仕組みづくりを検討します。あわせて、福岡市のLINEアカウントを友達追加したユーザーに、LINEキャラクターが福岡の名物や魅力をアピールするLINEスタンプ、福岡市とLINEのお友達ということですが、を無料で提供する予定ですということがございます。また、協定につきましては、1、市の情報発信の充実強化に関すること、2、協定の目的を達成するために必要な取組に関すること、なおLINEでは今後、災害時におけるLINEを通じた情報発信と減災、復興支援等の取組も視野に入れ、福岡市でなく他自治体も含めた連携体制やシステム構築などの検討を進めていく予定です。LINEは、今後も自治体と自治体との連携、支援を積極的に行ってまいります。

と、LINE株式会社のコメントであります。自治体との連携、支援を積極的に行っていきたいとのことがございますので、効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり、高度情報化への対応を実施をするならば、さらにはLINEキャラクターが菊陽町の名物や魅力をアピールするLINEスタンプを無料で提供していただければ、世界中におられる菊陽町出身の方々にも喜んでいただけるというふうに思うところがございます。安価で情報発信、PRができると思います。

また、熊本地震におきましても、通信網をほとんど寸断された中でLINEだけはつながった経緯があるということもございます。当然、ここにお越しの皆様も、携帯電話がつながらなくて、LINEの電話がつながって助かったという方も多数いらっしゃるというふうに思います。町民目線の災害対策のために、情報の共有の観点からも必要だというふうに思います。災害ツールとしてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

LINEをはじめとしましたSNSの重要性については、私達も把握いたしております。

実際、町が平成27年1月に住民アンケートをとっております。この中で、町からの情報の収集方法と見てみますと、きくよう広報が87%で第1位、それから回覧が第2位で54.2%ということになってまして、ホームページが13.5%ということで、現在、菊陽町の方は人口構成等見てみますと、若い方もたくさんいらっしゃいますけども、きくよう広報が一番有効な手法かなというふうに考えております。

その中で、若い世代もたくさんいらっしゃいますので、そういう方は確かにスマートフォン等を使われてLINEなりフェイスブック使われてるかと思いますが、そこを導入するに当たりましては効果と課題を検証する必要があるかと思いますが、確かに、即時性とか双方向性というのはLINE等はすばらしいと思われれます。しかし、課題もあるかと思いますが、リスクがどうしても伴ってくると。行政といいますと誤った情報は発信できませんので、そこを発信するまでにどうしても時間がかかる。それに対する人も要る。それから、ホームページとのダブリといいますか、両方出てきますので、そういった手間もかかるということで、自治体としましては大きな市等しか現在ではLINE等は導入していないんじゃないかなというふうに思っております。おっしゃいますとおり、SNSにつきましては、菊陽町も情報発信の一つのツールとして考えていくというのは当然でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 菊陽町のホームページ、広報紙、非常にいいと思います。否定するわけは当然ございませんが、先ほど町民からの非常に高い支持率があったというふうな答弁でございますが、そこに仮にLINEが入っていたというならばどれぐらいのランクに行ったのかなというふうに考えていたところでございます。

確かに、福岡市などは非常に人口も多くて、なかなか菊陽町にそぐわないというお話も当然あるかというふうに思いますが、こうやって企業も他自治体等を含めた連携体制のシステム構築をしていきたいというふうに言われておりますし、どこの自治体もやってない事例でもございませんので、ぜひとも研究をしていただいて、今日も地震がありましたけども、何が起こるか分からないというところで、そしてまた携帯電話の普及、そしてスマートフォンの普及ということもありますので、これは避けては通れないところなのかなというふうに思います。

どなたの話か忘れましたが、インフラ整備も必要だというお話がございました。ただ、そういった中で、携帯電話など高度通信情報網の、こちらのインフラ整備が今からは行政は必要だということと言われた方がいらっしゃいました。なるほどなというふうに思いました。目に見える道路などの、当然そちらの整備も大変でしょうけども、先ほど申しましたように、こういった目に見えないインフラの整備、こちらの方も町としてはやって、推し進めていかなければいけない時期に来ているのかなというふうに思っているところでございますので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、質問事項2の熊本版コミュニティ・スクールについて質問をいたします。

先ほど申しましたように、質問事項1を3に変更いたしますので、皆様お手持ちのところの真ん中の2のところから質問をさせていただきます。学校応援団は組織化をしているのかの質問でございます。

下関市の菊川中学校区は、高齢化率が28.5%と高く、約4人に1人が65歳以上であるということでもあります。全戸を対象とした生涯学習アンケートにも、あらゆる分野での能力や定年後の人材の活用を望みますと書かれてあります。これまで培ってこられた知識や経験を生かす場を求められる方もいらっしゃいます。そのような方々が地域につくられた学校の応援団として、自ら進んで学校支援活動に参加できる体制を構築していくことは、地域の活性化という点において非常に重要なことであろうかと思えます。

コンパクトシティーである菊川は、以前から地域のさまざまな団体が3つの小学校、1つの中学校にいろいろな形で支援をしてきております。しかし、それらは組織されたものではなく、個別に学校からの要請等に応じてきたものであります。これらを学校応援団として組織化すると同時に、コーディネーターが学校のニーズの把握と地域の人材活用の両面から調整することで、より地域の教育力を学校に生かすことができ、それが地域協働のまちづくりにつながると考えております。当然、この菊陽町でも、パンフレットなどを作成をして活動は活発に行われているということもお聞きしておりますし、理解をしているところでもございます。菊陽町では学校応援団は組織化しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、学校応援団は組織化されているのかについてお答えをいたします。

まず、学校応援団についてでございますが、先ほど議員も申されましたように、学校応援団とは、各学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する事業であり、地域につくられた学校を応援する組織でございます。

本町の教育委員会の取組としましては、平成21年度から菊陽町学校支援地域本部を設置し、学校支援を行っており、当初、菊陽西小学校の1校でスタートし、学校支援コーディネーターを校内に1名配置しております。コーディネーターは、学校からの要望と地域ボランティアの連絡、調整を図り、さまざまな学校支援事業を行っております。平成24年度からは、各中学校区に1人ずつ学校支援コーディネーターを配置し、町内全ての小・中学校の要望と地域ボランティアをつなぎ、地域の教育力を効果的に学校教育に活用できるよう、連絡、調整を行っております。

同時に、教育次長を会長に、各学校の教頭先生、それから教務主任の先生、そして学校支援コーディネーターで組織します学校支援事業連絡会議を設置して、地域のボランティアの情報、学校支援の方針及び計画、各学校の事例の検証を行う会議を年2回ほど開催しております。効果的な学校支援事業ができるように取り組んでいるところでございます。また、県が実施しております体験活動ボランティア派遣事業、これ通称寺子屋事業と呼んでおりますが、こ

ちらの調整も学校支援コーディネーターの方が場面によって行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今、お話がありましたコーディネーターの件ですけども、これだけ学校が多くなってくると、もうちょっとコーディネーターさんがいらっしゃれば、その方々の負担も減るのかなというふうに思います。一生懸命コーディネーターさんも頑張っておられますけども、いろんなニーズがあって、なかなかそれにお応えするというのは大変のかなというふうに思います。当然、教育委員会と学校側も一生懸命されてるというのは分かりますけども、もう少し、コーディネーターさんの新たな発掘というか、高齢化に伴う次の世代へのバトンタッチといいますか、そういったところも考えていただければなというふうに思うところでございます。

文部科学省では、全ての子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向け、土曜授業に関する検討チームの結果を受けて学校教育法施行規則を改正し、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることを明確化しました。これは平成25年11月だそうでございますが、また地域や産業界との連携により積極的に推進するために、民間協働による土曜日教育ボランティア運動を推進しておられます。本運動では、会社員、公務員などに積極的に参加していただくため、多くの企業や団体から成る土曜学習応援団を組織をし、文部科学省との連携のもと、これまでの企業等の出前授業などの取組事例を含めた広報啓発活動や、土曜日の多様な教育プログラムの推進を図っていかれます。

大分県豊後高田市でも、市民講師を中心にした講座等により、確かな学力の定着や体力づくりの機会が提供され、地域の子どもにも平等に学習を保障して格差をなくすことを目的に、約9割の子どもが参加をして実施されているようでございます。先ほど、課長からもお話しありました寺子屋講座というのがありますけども、こちらが第1、3、5土曜日に、幼稚園、小学校、中学生の英会話、国語、算数、数学、英語、そろばん、合唱などが開催をされておられます。県内学力テストはワースト2位から8年連続1位になったという素晴らしい成果を上げられているようでございます。菊陽町においても、当然、土曜日のいろんなイベントもされてるというふうにはお聞きをいたしておりますが、土曜日学習応援団ということは組織をすることが可能なのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今、それぞれの地域で土曜日授業が実施をされてるところもありますが、ほぼ土曜、日曜に行われてるのは学校行事という形での消化で終わってる部分も結構あるようであります。今、菊池郡市では大津と菊池市が2学期制をとっておりまして、それぞれの地域でいろんな取組が異なってくる状況なんで、土曜授業も今、合志も少し、月に1回とかというふうな形で実施をしてるようではありますが、今のところ教育委員会として土曜授業の実施は考えておりません。ここは、各地域スポーツであるとか、塾であるとか、いろんな習い事で



あるとか、そういった調整をするのが非常に困難であります、今。そういった状況の中で、土曜授業の実施ということについては、今、菊陽町では考えておりません。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今、教育長がおっしゃったように、非常に土曜日の開催というのは問題があると。いろんな問題が、各個人個人で問題があるというふうには私も感じておりますけれども、こういった形で高田市でも成績が上がったということを押見をさせていただくならば、どうなのかなというふうに思って御質問をさせていただきましたが、おっしゃるようないろんな諸問題が各行政によって違いますから、それは今後の検討課題というところで捉えていただければいいなというふうに考えるところでございます。

続きまして、学習支援活動は行われているかの質問でございます。

平成27年7月には、武蔵ヶ丘小学校では、お二人の学生ボランティアが夏休みの休業中に学習会、サマースクールへ出向き、学習支援が行われ、小学生の支援ももちろんですが、大学生の学びとなったようでございます。菊陽町立菊陽西小学校におきましても、学校支援活動の一つ、希望する3年生を対象にした放課後算数学習会が開催され、丸をもらってうれしそうに、ますます頑張る子どもたちの姿がそこにあっただようございます。

こうした地域住民が学校を支援する取組は各地で広がりを見せているようでございますが、熊本県が公表している平成27年度市町村学習支援ボランティアチーム活用状況によりますと、お隣の天津町が8回に対しまして菊陽町は1回というふうになっているようでございますが、この差はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、今、議員が御質問されました学習支援体験活動ボランティア派遣事業の実績の数値につきまして御説明申し上げたいと思います。

今、議員が申されましたこの数値でございますが、調べましたところ、先ほど説明の中で申し上げました県が行っております体験活動ボランティア派遣事業、通称寺子屋事業でございますが、これの学習支援への実績数値というふうなことで県の方が公表されております。おっしゃいますように、天津町が8件昨年度ありまして、菊陽町においては武蔵ヶ丘小学校1件であったというふうなことで間違いはありません。

これにつきましては、事業の内容としまして、これは県が実施している事業でございますが、中身は、体験ボランティア活動チーム、これは登録制のチームでございますが、これが本年11月現在で約44団体登録して、こういった事業ができますよということで県の方が交渉してるところでございます。町としましても、この県の寺子屋事業、それから先ほど申しました町の学校支援地域本部事業、両方とも学校の方に紹介をしております。で、学校のニーズに対応すると同時に、学校が使用しやすい、使いやすい方を選択されて事業を実施しているというふうな状況でございます。ですから、平成27年度におきましては武蔵ヶ丘小学校が夏休みの補習授業、それから夏休みの宿題の学習支援ということで大学生の方をお願いをしたというふう

な経緯で、この1件だけが県の事業を活用したというふうな形になります。

本町におきましては、この事業を活用しなくても、学校の先生方が長期休暇の間には補習授業等はやっているというふうに学務課のアンケートではお聞きしておりますので、県の事業を使ったのは大津町が8件に対して菊陽町が1件であったというふうな実績になるかと思いません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） それでは、続きまして、学習支援活動は行われているかの質問に移ります。学校で学ぶことが一番だがというところの質問に移りたいというふうに思います。

福岡県の大野城市で試行的に行われている事業でございますが、これがランドセルクラブという事業でございます、少しだけ紹介をさせていただきたいというふうに思います。

学校を中心に学校、家庭、地域が連携、協働をし、いろいろな大人が子どもの教育にかかわることで、子どもとともに過ごし、ともに学び、育つ、共育、ともに育てるの共育の理念のもとに、学びの共同体をつくることを教育の理念とし、PTCA活動、いわゆる保護者と教師、組織、地域の一環として、3つの小学校でモデル事業に平成28年度の2学期からスタートをしているようでございます。

事業開催の背景といたしまして、共働き家庭の増加や女性の社会進出などにより家で1人で過ごす児童が増え、社会体験を含む家庭学習の機会の減少が教育課題の一つとなっている。これは菊陽町も、どこもそうでしょうが、共通しているように感じるところでございます。

その事業内容ですが、対象者を小学1年から6年の全児童として、児童が放課後の午後5時まで学校で過ごしながら社会体験や学習の機会を提供をします。参加する児童は、宿題をした後、いろいろな体験活動をしたり自由に遊んだりして過ごしております。平成30年までを試行期間として、モデル校での取組が始められるようでございます。その状況を検証しながら、その後に全小学校の開設予定だということでございます。

開催日が、平成28年は平日の放課後、週に2回、29年が週に3回、平成30年が週に4回、そして本格実施となれば週に5回となっていくようでございます。運営スタッフは、児童の登録管理、ボランティアの確保、登録やプログラムの作成を行うコーディネーター、宿題のサポートやスポーツ、文化、体験活動の指導、支援などを行うボランティアを各小学校に次の人を配置し、1日のスケジュールは、午後3時から4時までが宿題をする時間、午後4時から5時までが英会話やダンス、書道などの時間で、その後下校といったスケジュールのようでございます。求める人材を支援人材バンクで各種機関、団体などに呼びかけ、人材バンクに登録していただき、登録後はコーディネーターが調整をし、講師、指導員、補助員として活動をしておられるようでございます。菊陽町も大野城市のような学校を中心とした取組ができないのかをお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、質問にお答えいたします。

本町の学習支援活動についてお答えをしたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、本町においては、学習支援事業につきましては平成21年度から学校支援地域本部事業として学校のニーズに対応する形で地域ボランティアを派遣し、さまざまな学校支援活動を行っております。平成27年度の実績としまして、町全体で約500人の地域ボランティアの方々に登下校の安全指導、それから読み聞かせ、美化作業、総合的な学習授業の技術指導、体験活動、学習指導などの学校支援に御協力をいただいております。その中で、学習支援活動の内容としては、朝自習指導、夏休み学習支援、家庭科、技術科実習指導、本の読み聞かせ、授業のサポートなどが報告されており、今後も各学校の要望に合わせ、さまざまな支援活動に取り組む予定でございます。

また、学校教育における学習サポート事業としましては、全小学校4年生の算数授業及び中学校全クラスの数学、英語の授業の中で学習サポーターを配置して、一人一人の状況に応じた学習支援に取り組んでいるところでございます。

先ほど、大野城市のお話でしたが、学習支援事業につきましては本町においては各学校からのニーズにボランティアの活動をつなげているというふうな状況でございますので、現状としてはこの形で進んでいければというふうに思いますので、そういう形で対応してまいります。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 小学校高学年、中学生ともなると、塾に行かれたりということで非常に家庭的な負担が多くなっていくというふうに思います。個人的には、地域の学校でいろいろな方々の力を得て熊本版コミュニティ・スクールというところで、御家庭の負担も取り除きながら、そして児童・生徒たちの個々の学習能力も高めながら、そういったところでは素晴らしい人材をつくり上げていくのが町の務めかなというふうに考えているところでございます。非常にお金がかかる子育て世代でございますので、そういったところも、今やられている事業を否定するつもりは毛頭ございませんけども、そういった中でもう少し踏み込むことができるならば、それにもました事業というところでお考えをいただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、質問事項3に移ります。小学校運動部活動についてでございます。

熊本県の教育委員会によりますと、平成30年度末には各市町村においても社会体育移行が達成できるようにするというふうにあります。菊陽町においては小学校運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会で検討がされておるということをお聞きもいたしております。社会体育に移行するということがスムーズに行えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） 申し訳ありませんでした。

それでは、お答え申し上げます。

熊本県教育委員会によると、平成30年度末には各市町村において小学校の運動部活動を社会体育へ移行すると、達成できるようにするというふうにしてあります。菊陽町においても、平成26年2月に、運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会が運動部活動及びスポーツ活動のあり方についてということで熊本県教育委員会への提言を行ったことを受けまして、菊陽町としても基本方針を、平成30年度末には小学校の運動部活動を社会体育へ移行するというふうなことで動いております。

こういった提言を受けまして、熊本県教育委員会では、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行とか社会体育との連携など、児童・生徒にとって安心して安全なスポーツ環境を確保するために、昨年、平成27年3月に児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針というものを策定しました。先ほども申し上げましたとおり、菊陽町としましてもこの方針にのっとりまして移行を進めていくというふうな基本方針ではありますが、平成30年度末までに、学校と教育委員会及びNPO法人クラブきくよう、それから菊陽町体育協会、それから各スポーツ団体等との連携を図りながら、小学校の運動部活動を社会体育へ移行してまいります。

特に、地域や学校の実態を踏まえた上で、学校と教育委員会、先ほど申し上げましたスポーツクラブきくよう、体育協会、それから各スポーツ団体等との連携を図りながら移行していくわけですけれども、児童にとって適切な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図っていく上で、現在、この基本方針のもとに数回の検討委員会を持っております。昨年8月から6月までに3回の検討委員会を実施をいたしました。メンバーとしましては、菊陽町スポーツ推進員、それから体育協会、クラブきくよう、町内小学校長、体育主任、PTA会長、そういったメンバーで構成をされる検討委員会であります。それを昨年の8月から6月までに3回実施をしたところであります。また、各学校におきましても、運動部活動担当者を中心に検討を進めているところであります。

今後の方向としましては、現在の部活動ありますけれども、この部活動を当面存続をさせながら、そして30年度末までに移行していくわけですけれども、学校が地域の人材、指導者を確保するというのが一点、それから活動場所は今現在使っております学校を基本とするというところでいっております。

課題として、指導者の確保、それから施設使用料の支払い等が考えられているところであります。まず、指導者については、各小学校の部活動数は現在、といたしましても2学期が始まる当時でありますけれども、24あります。このうち、教員以外の指導者が6部活動8名というふうになっております。あとは全て教員が指導しているということになります。次に、施設使用料については、現在、社会体育による夜間開放までの時間は学校が優先して使用できますが、使用料もかかっておりません。社会体育に移行しますと、施設の確保であるとか使用料金の問題が発生してくることが考えられます。

今後も、さまざまな課題とかというのがありますけれども、菊陽町立小学校の運動部活動

の社会体育移行に関する検討委員会で検討を重ねながら、平成30年度末の社会体育への移行に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今おっしゃったような問題が出てくるというのは、私も理解をいたしております。これは多分、県の教育委員会がいきなりというか、30年までにやりなさいと言われたところで、非常に先生方も教育委員会もそういったところで対応が大変なのかなというふうに思います。先生方の負担を少なくするということでの打ち出しかなというふうに思いますけれども、先生方も御存じのように異動があつたりだとか、そういったところで、熱のある先生がその部活を見ていただければいいんですけども、なかなかそこは先生方個人個人のところで、表現は余りよくないかもしれませんが、さほど熱がない先生が来られて、今まで熱のあつた先生方に指導を受けていた子どもたちが、そういったところで余り熱のない先生が来られて、そこがスムーズに行くのかなというふうには思います。

ただ、外部で指導者を探すといっても、我々が小さいときにいたように、農家のおっちゃんたちが来て教えてもらったりとか、そういうのも非常に難しく、多分4時か5時ぐらいから子どもたちを指導しなきゃいけないということでしょうから、そういったところで非常に難しいのかなというふうには考えるところでもございます。

学校部活や社会体育という枠組みだけではなくて、放課後全体を見直して、地域が一体となって、未来を担う子どものために何が必要なのか考える機会としていただきたいというふうに思います。今こそが地域が一つになり、問題解決に向かうことで子どもたちの安全・安心な場所を提供し、学校と地域の結びつきが深まり、地域の子どもたちを地域の大人が見守り、育てていく環境が整備されるものと思われ、小学校運動部活動の社会体育移行の中で、テーマとして小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりという観点から地域の現状を見直していく必要があるのではないかというふうに考えております。これまで学校にウエートがあつた部分や抱えていた課題等を含め、そこに町教育委員会、地域体育協会、総合型クラブ、地域スポーツ関係団体も含めて地域で一体的な考えのもと、子どもたちに主眼を置いた環境整備が必要であるというふうに思います。

先ほどからお話があつておりますが、スポーツきくよう、NPOになられて、こちらにもお願いをするというところでありますけれども、こちらが多分、年間220万円でしたか、の委託料を払われて今運営をされてるというふうに思いますが、そういった中でいくと、お金の問題ではないかもしれませんが、今の組織力では非常に厳しいものがあるのかなというふうに思いますが、そのようなところはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） この後、移行に関して先ほど課題も申し上げましたが、スムーズに移行ができるか、またいろんな金銭的な面なんかでも対応ができるのかというふうなことかと思

いますが、先ほども申し上げましたとおり、菊陽町に既にありますスポーツクラブきくよう、それから菊陽町体育協会、そのほかいろんなスポーツ団体等がありますので、そういったところと現在、まだ3回目ではありますが、いろんな検討を行ってるところであります。そういったところでさまざまな課題として上がっている部分につきましても、今後、連携を図りながらしっかりと、先ほど申し上げましたとおり、安心して安全な環境の中で子どもたちが部活動から社会体育に移行ができますように検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） そこはぜひとも、子どもたちのためというところで、何回もの会議を経てスムーズな運営をしていただきたいというふうに思います。それがひいては菊陽町の子どもたちのためになるというふうに思いますし、全国、熊本でもモデルとなるような組織をつくっていただければというふうには思います。

それでは、最後の質問でございます。女子サッカークラブ支援についてでございます。質問の要旨が分かりづらいということで、御説明をさせていただきます。

2011年よりホームタウンを熊本市から益城町へ移行したチームが益城町にございます。日本女子サッカーリーグ、これはチャレンジリーグで戦う益城ルネサンス熊本フットボールクラブというところでございます。菊陽町は益城町とは歴史的つながりもあって、菊陽町で何とか練習グラウンドを確保していただき、町というくくりを超えた支援をしていただいて、益城町復興と、そしてクラブ存続に協力をしていただきたいというふうに考えるところでございますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 地域スポーツクラブを支援するというふうなのは大事なことだと思います。先般の熊本地震で大きな災害を受けた西原村、ここからも、中学校のクラブが中体連前に練習ができないので、何とか菊陽で練習をさせていただけないかという村の教育委員会と学校長からの連絡がございました。そういった連絡を生涯学習課で受けまして、菊陽南小学校を使っていた経緯もあるわけでありまして。連絡をいただければ、そういった調査をして返事もできるわけでありまして、吉本議員の質問から、菊陽での練習場、今言われたんで名前出していいのかなど。余り出したくなかったんですが、これは直接は益城町も関係をしてるチームでありました、今まで。今、解散をしたんでありますが、多分、この質問については益城町の教育委員会知らないんじゃないですかね。そこで、幾つかお答えをする前にお尋ねをしたいと思っております。

今おっしゃったように、つい最近までスポンサーつきのクラブチームであったわけでありまして、県やなでしこリーグでの優勝等、すばらしい女子チームであります。ので、質問にお答えする前に幾つかお尋ねしたいと思っておりますが、吉本議員はこのチームの依頼を受けての質問であるのかどうか、またどんな立場で練習場確保についての質問をこの議会でする必要があるの

かどうか、議会で必要があったのかどうか、最後に、私たちの菊陽町に女子サッカークラブが設立されて活動していることを御存じかどうか、それについてお尋ねをしてお答えしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

最初が、この本会議で質問をするべきかどうかという……

（教育長赤峰洋次君「吉本議員は、いいですか」の声あり）

すいません、すいません、すいません。

○議長（渡邊裕之君） いいです。

○教育長（赤峰洋次君） このチームの依頼を受けて質問をされたのか、またどんな立場でという質問でございます。

○7番（吉本孝寿君） すいません、一つずつ、ありがとうございます。

このチームの依頼を受けてという、先ほど教育長がおっしゃったように、チームが実はもうなくなってしまったというところでございます、実はチームの選手ともお話をする機会がございました。チームの元関係者と今はなってしまいましたが、そちらかも、練習場がないんだというところで、ぜひ、お隣でもありますし、先ほど申しましたように歴史的つながりもあってというところで、菊陽町でそういう場を確保していただけないだろうかというところで御連絡がありまして今日に至ったわけでございます。

それと、本会議にということですよ。

（教育長赤峰洋次君「です」の声あり）

それも、先ほどお話をしましたように、非常に悩んだところではありますけども、これは3番の質問事項にありました小学校運動の部活というところで、仮にその女子サッカークラブがこちらの菊陽町で練習をさせていただければ、その選手の皆さんがスムーズに社会体育に移行したときに子どもたちに支援をしていただけないかというところで御質問をさせていただいたところでございますので、関連性があるというところで本日に至ったわけでございます。

すいません、それと……

（教育長赤峰洋次君「あとは、菊陽町に女子チームが活動していることを御存じでしょうか」の声あり）

菊陽町も当然あるということは存じておりますけども、そこと一緒に相まみえてというところで、個人的な考えのもとに今日に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ありがとうございます。

ただ、私が心配するのは、益城ルネサンス熊本フットボールクラブ、先ほど言いましたよう

に実績を持ったクラブで、今まではちゃんと町と運営会社と本提携をしてたという状況の中で、今回は一クラブチームになったんですが、しかし今まで町とのつながりは大変強いチームであります。その中で、教育委員会は全く知らないという状況の中でこういった話をしているのかなという心配を実はしたんです。それならば、こういった形で菊陽にも練習に出かけて、会場を確保できるなら練習をしたいよというお話があってからの方がよかったんじゃないかなと思います。もう出てしまいましたので仕方ありませんが、その辺のルートはしっかりとお互い守ることが大事かなと思います。

大変申し訳ないけど、菊陽の女子チームの名前知ってますか。

(7番吉本孝寿君「はい」の声あり)

よかです。知られなくて結構ですが、MELSA熊本FCといいます。平成、これは12年、2000年ごろから、菊陽町の役場職員が2人と菊陽町の住民とで立ち上げたチームでございます。この中にも立ち上げた一人がおりますが、そんな状況で、過去には全国大会に2回も出場した経緯を持っています。その子たちが今練習をどこでしてるかということ、昔の菊阿中学校の運動場、そこで練習してるんですね。なぜかということ、菊陽町で練習場所がないからです。恐らく、今度来られた、仮に来られて、いいよということは、まずそのことだけ考えるとできない。この人たちはお勤めをしながらサッカー等もされていくんで、ナイター設備がないとまずできない部分があるのかなと思いますし、そういった意味で、大津町の、あそこは何といつか、山村広場グラウンドというんでしょうかね、菊阿中学校の跡地で狭いところですけども、そこに一応ナイター設備があるんで、菊陽からそこまで出かけてるんです。菊陽の人たちが全てじゃありませんで、小学校から一般の女子までというチームで活動してるんで、そんな活動の中で、よそから来ても多分練習場の確保は大変厳しいかなというようなことを思います。まず、そのことは端的にお伝えをしておきたいと思います。

ですから、外部へのそういったグラウンドの借用についてはいつでも生涯学習課等でお受けはしますんで、できれば、せっかく益城で精いっぱい活動してきた人たちですから、委員会等にもそういったお話をされながら、菊陽にもお願いをしてみようかというふうな話ぐらいは代表者なり監督なり、そういったことがあってこの質問があったがよかったかなという思いをしましたので、申し上げました。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

手続に関しては私にも十分不備があったということで、おわびをしたいというふうに思います。ただ、全く手順を踏んでなかったかということ、私も個人的にもいろんな方にお聞きをして、こういう質問をするけどいいのかということをお尋ねをしました。そういったところで、教育長が先ほどおっしゃったように、私個人自身で教育委員会に連絡をすれば何ら問題なかったのかなというふうに思いまして、以後気をつけたいなというふうには思います。

いずれにしても、菊陽町でもサッカーチームがあって、益城町でもサッカーチームがあ



って、そういった中で一緒になって練習をすればいいのかなというふうな御質問でございましたので、そういったところはぜひとも御理解をしていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時7分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成28年12月6日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成28年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成28年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
| 11番 | 石原 | 武義 | 君 | 12番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 13番 | 大塚 | 昇 | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君
書記 山川 真喜子 君
書記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|---------------------|----|-----|---|-------------------------------|----|----|---|
| 町 長 | 後藤 | 三雄 | 君 | 副 町 長 | 井手 | 義隆 | 君 |
| 教 育 長 | 赤峰 | 洋次 | 君 | 教 育 次 長 | 徳淵 | 盛也 | 君 |
| 総 務 部 長 | 吉野 | 邦宏 | 君 | 福祉生活部長 | 佐藤 | 清孝 | 君 |
| 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松本 | 洋昭 | 君 | 会計管理者兼
会計課長 | 山崎 | 謙三 | 君 |
| 総務部審議員兼
総務課長 | 吉川 | 義則 | 君 | 総合政策課長 | 阪本 | 浩徳 | 君 |
| 財 政 課 長 | 東 | 桂一郎 | 君 | 税 務 課 長 | 酒井 | 章彦 | 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 高木 | 定伸 | 君 | 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮本 | 義雄 | 君 |
| 健康・保険課長 | 阪本 | 章三 | 君 | 介護保険課長 | 市原 | 憲吾 | 君 |
| 町 民 課 長 | 宮川 | 照之 | 君 | 西 部 支 所 長 | 服部 | 誠也 | 君 |
| 産業建設部審議員兼
農政課長 | 志垣 | 敏夫 | 君 | 建 設 課 長 | 小野 | 秀幸 | 君 |
| 産業建設部審議員兼
都市計画課長 | 大山 | 陽祐 | 君 | 産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長 | 今村 | 敬士 | 君 |


~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁を求めます。

今、国会では、年金のカット法案が審議されています。非常に生活を支える年金の問題も大きいのですが、またそれと同時に、安倍政権が来年度から実行することを狙っている医療、介護の負担増、給付減の改革案が大詰めを迎えています。医療については、厚生労働省は先月末、医療負担に上限を設ける高額療養費制度で、70歳以上の負担の引き上げ、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の段階的廃止などを、2017年度、来年度から実施する方針を示しました。安倍政権が医療でも介護でも容赦のない負担を進めるのは、17年度予算案で社会保障費の自然増分1,400億円のカットの姿勢に固執しているからです。国民に負担増ばかり強い政治では、ますます消費を冷え込ませ、日本経済の健全な成長にも大きなマイナスです。税の集め方、使い方を改めるなどの改革に踏み出す政治の転換が急がれると思っています。

今日は、3点について質問をしますが、その1つは学童保育についてです。2つ目は保育所の民営化計画について、3つ目は熊本地震災害対策についてとしています。

学童保育については、菊陽西小校区の学童保育については学校敷地内に建設予定と聞いていますが、今後の建設計画はどうなっているのか、その点についてお尋ねをします。あとは質問席から質問を行います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

今、質問がありました菊陽西小学校の学童保育についての御質問にお答えいたします。

本町では、町民人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴いまして、放課後児童クラブへの利用希望児童が増え続けており、既存の学童保育施設だけでは、年々高まります保育ニーズに応えることが困難な状況が続いております。昨年末、平成28年度の新規と継続入所申し込みにおきまして、町内一部の小学校で通年、これは一年中ずっと利用する分の通年、それと長期休業期間、いわゆる夏休み、冬休み、春休み等の長期の休み期間ですが、こうした通年とか長期休業期間の入所希望児童数が受入れ可能な人数を上回りまして、入所要件を満たしながら入所できない、いわゆる待機児童の発生が危惧されたところであります。

こうした事態を受けまして、今年1月に、町子ども・子育て会議から町に対しまして、放課後児童クラブに関する答申が提出され、放課後児童クラブの量の拡充を図るために、まず公共施設、そして学校施設の活用、そして新規の施設整備の検討が提言されたところであります。町では、この答申を受けまして、菊陽西小学校の学童保育のニーズに対応するため、3か所の専用施設に加えまして、今年4月から、三里木町民センターの1室を暫定的に使用しまして、現在、4クラブ、入所児童数が約220人の学童保育を実施しております。町では、この三里木町民センターの暫定的使用を早期に解消しまして、今後さらに利用希望者が増加すると見込まれますので、平成28年度から平成29年度までの2か年にわたりまして、専用施設を整備するという方針を決定いたしました。この計画では、国、県の財政支援を受けまして、現在の放課後児童クラブの施設の西側にあります肥後銀行との間に挟まれたところですが、この学校用地に鉄骨づくりの2階建て、面積約240平方メートルの専用施設を設けまして、それぞれ各階50人規模の学童保育室を配置しまして、全体で100人規模の受け皿を確保し、平成30年4月に開所する予定で現在準備を進めております。

本事業と必要な指導員さんの確保を図ることにより、平成30年度に、菊陽西小学校の放課後児童クラブは7クラブ、入所児童数が約330人の学童保育が実現できる見通しであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 西小の方は、やはり三里木町民センターを使ってるということで、建設をということで、平成30年4月から開所ということなんですけれども、指導員が何名ぐらい確保、新たに必要なのかどうかということと、それから7クラブ、今330人ということでしたけれども、今は一応法的には6年生までというふうになってはいますが、1年生から3年生までなのかどうか。6年生までも受け入れることができるのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、まず御質問にお答えいたします。

今度、平成29年度に工事をしまして、平成30年4月の開所の分があります。それと、今申しましたように、50人規模の部屋を2部屋設けます。現在、三里木町民センターの方に約40名弱ぐらいの子どもさんがいらっしゃいますから、そこの今の子どもたちを、今度つくります2教室のうちの一つに移動しますと、先生の数はそのまま今のままでいいんですが、もう一つ、また2教室ですから、あと一教室増えます。50人の分の受入れが増えるんですが、指導員については、約4人から5人は新たな指導員の確保が必要ではないかと考えております。

それと、対象児童の学年ですけれども、放課後児童クラブについては、これは昨年から、対象は1年生から6年生ということになっております。今現在で、1年生から4年生までが通年で利用をされています。今後、受け皿が増えてくる中では、当然、6年生までの希望の方も受け入れできると思いますが、今までの西小学校の傾向としては、大体5年生、6年生の利用とい

うのは、特に障害をお持ちのお子さんとか、そういった方は利用されておりますが、大体1年生から4年生までの方の利用が一般的でしたので、今までの流れからすると、今度の新しい学童施設を整備すれば、ちゃんとおおむね4年生までぐらいは受入れできるのではないかと考えております。ただあとは、その年次年次の子どもの数とか利用希望率、特に利用希望者が非常に多くなると厳しいかもしれませんが、今のところ、今度約100人の受入れができますから、当面はそれで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1年生から4年生まで受入れをとということで、5年生、6年生については状況を見ながらということだと思いますけれども、来年平成29年度1年間も、三里木町民センターをそのまま使って学童保育をするということですが、特に町民センターの運営上は問題はないのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 本年の4月から、三里木町民センターの方の談話室の分を使わせていただいております。そちらの方に西小学校の学童の分があるんですが、三里木町民センターの講座利用者の方たちに対しましては、まず施設を使う前に説明会をしました。それと、さらに今年度だけではございませんので、平成29年度にも町民センター影響がありますので、先日、三里木町民センターの利用講座の代表者の方が集まる会合の中で、事情を説明しまして了解をしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、西小の方は解消できると思いますけれども、指導員の確保がこれから大変だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

2番目の来年度の学童保育については、利用希望児童に対応できる体制になっているかとしております。これは、昨日の西本議員さんの質問で、おおよそ来年度の受付の見込みというのは私も共有できたかなというふうに思っていますが、中部小も建設予定ということで、この前見に行きましたところ、文教厚生常任委員会で見に行ったときは、図工室の教室の半分を使って学童保育を、足りないということでされていまして、やはり授業と重なるということで、お互いに今のところ工夫されてるんですけど、かなり不便かなというふうに受け取りました。中部小の計画を再度お願いしたいのと、あと全体としては、やはり6年生までというところで受入れが可能なかどうか。この前、南小は1年生から3年生までの受入れが可能であるというのは聞きましたけれども、ほかの北小、それから武蔵ヶ丘小、武蔵ヶ丘北小というところで、どのように今後予定されておられるのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問通告の2番目の分でお答えいた

します。

まず、菊陽西小学校の分ですけれども、この学校につきましても、放課後児童クラブを運営しております学童クラブきくようでは、平成29年度の新規及び継続入所の申し込みにつきまして、第1次の受付を12月9日から16日までとしておりますので、本日の時点ではまだ確定はしてない状況であります。町の教育委員会の資料に基づきまして、来年4月の児童数を推計しますと、次のように見込まれます。

まず、平成29年4月の新入学児童数は、今年より40人程度少ない見込みであります。しかし、利用希望の多い1年生から3年生までと、あとは4年生の利用希望が増えると予想されますが、現在、4か所の専用施設と暫定的に使用しております三里木町民センターの施設、そして指導員の確保というところが図られれば受入れは可能と考えております。

中部小学校の方の話もありましたので、西小学校以外の分についても御説明いたします。

まず、中部小学校につきましても、新入学児童が今年よりも25人程度多い見込みであります。利用希望の多い1年生から3年生までの利用希望者が増える見込みでありまして、入所希望によっては新2年生、新3年生の利用に影響を与える可能性があります。現在、中部小学校は2か所の専用施設に加えまして、先ほど議員がおっしゃったように、学校の協力を得まして、今年度から図工室の一部を使用しまして学童保育を実施しております。今後、さらに受入れ人数を増やすためには、新たな施設と指導員の確保が必要であると考えております。

それと、菊陽北小学校につきましても、新入学の児童数が今年度とほぼ同数と見込まれますので、利用希望の多い1年生から3年生までの利用希望者が増える見込みですけれども、平成27年度末に整備しました専用施設と現在の指導員体制で受入れは可能と考えられます。

あと武蔵ヶ丘小学校につきましても、新入学児童が今年より25人程度増える見込みであります。こちらも利用希望の多い1年生から3年生までの利用児童が少し増えると予想されますが、2か所の専用施設と現在の指導員体制で受入れは可能と考えております。

それと、武蔵ヶ丘北小学校は、新入学児童が今年より10人程度増える見込みであります。利用希望の多い1年生から3年生までの利用児童数が増えると予想され、現在の専用施設に加えまして、もう一か所の施設を活用しまして、新たな指導員を確保することによって受入れは可能と考えられます。

最後に、南小学校については、1年生から3年生までの利用児童は今年度とほぼ同数と見込まれますので、現在の施設、こっちは今、白菊園でやっておりますが、こちらと指導員体制で受入れは可能と考えています。

御質問がありました今の利用希望の多いところの分ですが、まず中部小学校につきましても、今申しましたように、1年生の児童数が今年度よりも多くなる見込みです。来年度の利用につきましては、基本的には3年生までの利用になるというふうに思っております。ただ最終的な申し込み状況を見た上でないと分かりませんが、1つの今の受け皿の大きさというのがありますので、そこは3年生までとして、十分その中で入れる状況であれば、全員を受け入れた

いと考えておりますが、あとは申し込みいかんによって変わってくるかなと思います。

次に、菊陽北小ですけれども、こちらの方につきましては、おおむね3年生までは受け入れますし、4年生以上でも、このところは受入れできるということで余裕はあります。

それと、先ほど言われた菊陽西小学校につきましては、本年度は4年生まで何とか受け入れていますが、ここも1年生の申し込み状況によっては、3年生までは何とかなるけども、4年生がどうなるかというところは、まだ変わってくるかと思えます。

あとは、武蔵ヶ丘北小学校につきましては、こちらの方は、1年生の利用希望によって変わってくると思いますが、現在、3年生の分と、あと4年生の一部を受け入れてますけども、おおむね3年生までは受入れできますけど、4年生はどうなるかというところで変わってくるかと思えます。

基本的には、6年生までの受入れを対象児童としておりますが、平成29年度におきましては、施設整備をする前の、需要と供給のバランスが非常に厳しい状況にありますので、最大限受入れの分をしていくと。そして、指導員さんの方も確保していくというところで、町としては、学童クラブきくようと連携しながら、そのところは最大限努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 施設の建設については、確認ですけど、結局西小の学童は100人ということと、あと中部小も学校菜園として使っているところに100人の規模の施設を建設するというので、施設の方は施設整備が進むかなというふうに思いますが、指導員全体としては、平成29年度は何名ぐらい、あとプラス確保が必要かということと、平成30年度はどのぐらい確保が必要なのか。29年度と30年度の見込みで分ければお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 一応各学校ごとの分で、まず平成29年度、30年度の順でまた御説明します。

まず、中部小学校におきましては、平成29年度においては、今の受入れ態勢の中でやっていくということですので、指導員の分は、交代要員等の分が若干補充が必要かと思えますけども、総枠として、受入れ定員が変わらなければ、今の指導員体制でやっていけるかなと思えます。平成30年度におきましては、新しい施設ができておりますので、これが先ほど申しましたように、総数で100人受入れ希望というところになってきますと、まず今図工室の分で二十数名の子どもたちを、先生たちが3人で指導されています。それが、今度は50人の部屋に行く。50人の部屋で、また50人近くが入るとなってくると、あとプラス2人から3人、多くて4人ぐらい必要になってくるかなと思えます。それと、2教室設けますから、もう一教室については、大体1教室当たり四、五人は常に必要ですので、そこが中部小学校は必要かと思えます。

それと、菊陽北小については、今の受入れ施設については余裕がありますし、子どもの数が増えれば、若干そここのところの指導員の確保というのは出てくるかと思えます。

それと、菊陽西小学校におきましては、平成29年度につきましては、今の体制で何とかやれと。ただ菊陽西小学校については、先ほど申しましたように、今の三里木町民センターが新しい施設の1教室になりますと、今の三里木町民センターも指導員の方は確保できてますから、あと一教室分が指導員が必要だということで、先ほど申しました4人から5人程度、プラス・マイナスがあると思えますけども、子どもの中には、人数だけではなくて、特に支援が必要なお子さんがいらっしゃると、1人でもいらっしゃると指導員が増えますので、非常にそここのところは5人程度ということで申し上げます。

あと、ほかの小学校については、施設整備というのが特段予定はされてませんので、武蔵ヶ丘小、武蔵ヶ丘北小、南小、基本的には子どもの数が増えれば、当然それ相応の指導員さんが必要になるかと思えますので、そのときの受入れの子どもの人数によって、指導員の数というのは変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、指導員は平成30年はあと10名ぐらい増える、必要だということで、実際それは施設の整備計画とともにいくのかなというふうに思いますが、それは平成30年度に向けて募集とかを行っていくということになるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） まずは、基本的なところなんですけど、ここは施設整備については町でやってる。あとは菊陽南小学校を除く5校については学童クラブきくように委託してますので、指導員の確保については学童クラブきくようさんがまず第一義的に面接とか決定をされますので、そここのところは町との計画で、いつも情報交換やってますので、これは計画的に学童クラブきくようさんと一緒に指導員さん、特に優秀な指導員さんを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、指導員の確保、非常に大変だと思いますけれども、学童クラブきくようの方でやっていてもらいたいということを述べて、次の保育所の民営化計画について質問をいたします。

民営化検討委員会が9月から11月、5回行われまして、民営化についてのニュースとかも出されていますが、私は5回目の民営化の検討委員会を傍聴させていただきました。その中で、私自身が感じたこと、またこれはどうなんだろうかと疑問に思ったことが何点かありますので、その点について質問させていただきます。

1番の民営化検討委員会の審議内容はどうなっているのかということで、甲斐議員の方から

も、この間、ニュースとかを出されて、審議の内容が透明化されているということでありましたけれども、私は第5回の民営化検討委員会を傍聴して、公立保育所の役割と機能についてというところで、公立保育所の役割と機能は、今日は恐らくどこの園をどうするのかというのはまだ結論が出ていない、この民営化検討委員会の素案が12月13日に伊藤先生より町長に提案をされるというふうに聞いていますけれども、公立保育所のその中で役割と機能についてというのが議論されました。1つは、多様な保育ニーズへの対応、2つ目に、小・中学校の人権教育と連携した人権保育の取組や家庭的保育室等への支援を継続すること。3つ目に、先駆的な取組の研究と実践、町独自として相互に協力、連携できる強みを生かして、さまざまなニーズに応じた先駆的なサービスの施行など。ちょっと省略してありますが、4つ目に、町全体のセーフティーネットとしての役割、障がい児、被虐待児、外国籍児など、特に配慮を必要とする子どもの受入れということでありましたが、疑問というか、人権保育とはどういう内容を指すのかということが、保育所での人権保育というのがちょっと私ぴんときませんでしたので、その内容がどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、その中で、素案は今から出されるんですけども、公立をどれだけ、今7園ある公立をどれだけ残すのかとか、そういう議論があった中で、最初は公立を複数以上というふうにあったんですけども、いろんな議論が出て、一応数は規定しないということで検討委員会では協議されていました。その点について、どういうふうに考えておられるのか。この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今、御質問がありましたこの公立保育所民営化計画検討委員会の素案の中にあります公立保育所の役割と機能、そしてその中にあります公立保育所のところの取組の、小・中学校の人権教育と連携した人権保育とございますが、人権保育ということで、これは今のところは、指導する側の分もあると思います。通常の保育をする中で、集団行動ができる子どももいますし、やっぱり集団行動ができない子どもさんもいらっしゃいますので、指導者としては、いろんな子どものそのときの状況あるいは特性に応じた配慮ある保育をする必要があるというところもあると思います。それと、子どもの人権というところの意味で、それを特化した分の指導ではなくて、みんなで仲よくいろいろなところで遊んだりする分の、そういった指導というのが、それぞれの子どもに対しての配慮といったところで、最終的には人権教育につながるような分になろうかと思えます。

それと、2番目の分については、民間に移す分の保育所の数ということでお答えしてよろしいでしょうか。

まず、この公立保育所民営化計画検討委員会が9月から計5回、会議が開催されました。その中については、いろんな意見がこれがありました。公立の分を全部民営化したらどうかというような意見もありました。ただ、具体的に、今回の検討委員会の中でどこの保育所をというのも今回は審議の対象になっておりませんし、幾つというところもありませんので、具体的など

ころについては、数というのは、この審議の中でもありませんでしたし、素案の中にも第5回会議の中では出てなかった。それについては、第5回会議で、小林議員も傍聴されましたので、内容はお分かりかと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、分かりやすい方からいきますと、具体的な数なんですけれども、具体的な数の中では、最初、事務局からの提案では、公立保育所を複数以上残すという案が事務局から出されてて、それに対して、やっぱり一番最初の民営化の公立と私立の財政、施設整備や運営状況の違いとかもありまして、委員の方からは、そういうふうに違うのだったら、全部民営化してもいいのではないかというような意見も出されたりしてました。結論としては、複数以上を外した中身で提案をしようというふうにあったかなというふうに私は理解しています。伊藤先生は、ただほかの市町村、例えば大津や合志が、公立、大津はたしか1か所だと思いますけれども、ほかの市町村がどうかではなく、国がいろいろ財源を削減しようとしても、町がどうしたいのかが大事であるということを非常におっしゃってたのを、私は心強いなというふうに思いました。また、この菊陽は、公立保育所への信頼が厚いということもおっしゃってました。また、伊藤先生自身も私立を運営されてるようなんですけれども、やはり私立同士は、手を結ぶということもあるけれども、民間同士なので、子どもさんを確保するというところではライバルでもあるということで、町の歴史とか財産としてどうやっていくのか、これはやはり町長が考えられることではないかというようなことをおっしゃってたというふうに思いますので、後で町長が1月に提案をされますけれども、今の時点でどういうふうに考えておられるのか。伊藤先生の素案がないと判断をちょっとどうなのかというふうに考えておられるのかどうか。ただ伊藤先生自身も、非常に公立保育所への信頼が厚い点は強調というか、発言をされていたので、私はそこに非常に共感をしました。

それから、公立保育所の役割と機能についてなんですけれども、小・中学校の人権教育と連携した人権保育の取組で今お話をお聞きますと、子ども同士が人権に特化するのではなく、みんなで仲よく集団行動ができるということなので、これは特徴として、特に入れていくのはどうかなと私自身は思っています。やはり公立保育所は、地域の保育水準を規定する、公立がどういうふうな内容なのかというのは、地域の保育水準を規定する特徴があるというふうに私は考えています。

それと、保育士等の配置基準は、菊陽の場合は改善が必要な部分がたくさんありますし、賃金や労働条件の水準等も考えていかなければならない問題はあるというふうに思っています。

しかし、やはり障がい児保育、発達支援を行うとか、地域の子育て支援事業での保育士などの配置というのは、やはり公で子育てを支援する地域の中核施設となり得るのが公立ではないかというふうに思っています。

私は、ネットワークのコーディネイト役として、公立の保育所の果たす役割というのは大き

いというのは、この間もずっと言ってきましたし、そういうふうに思っています。また、特に今、子どもの貧困、子どもだけではないんですけれども、子どもの貧困が言われている中で、公立の保育所の役割があるというふうに考えています。来年の1月に、どの園をどういうふうにしていくかは、町、執行部の提案ということですが、こういう今の中での町長の今考えておられる中身があれば、どういうふうに今後考えていくのか。この間、5回の検討委員会の報告なども受けられていると思いますので、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、検討委員会の方に諮問をして、13日に伊藤先生の方から答申書をいただくことになっておりますので、そのときまた、先生の方ともいろいろ話しながら、いろいろ考えているところはありますけれども、それを受けた時点で取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、今、この前の第5回の審議、検討委員会でも、複数にするかどうかということも議論になったんですけど、その辺も、町長の中で今、心づもりはあるでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 公立を複数残すかどうかということでもありますけれども、その辺もいろいろ考えてはおりますけれども、まずはその答申をもらった後で、その段階から整理していきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 前回の平成21年でしたか、民営化計画のときも、やはり保護者の方の不安も強くて、署名等も2,400ぐらい集まって、民営化をするのはやめてほしいということで凍結をした経過があります。やはり今回、今までの5回の検討委員会の内容を保護者や保育関係者の人にも丁寧に説明していくというふうに、私たち議会も説明を受けていますが、やはり町民や保護者の方は、どこがどういうふうになるのかというのが一番不安を持っていらっしゃると思いますので、1月じゃないと出せないということだと思いますけれども、しっかり丁寧に説明をしていっていただきたいということを要望しておきます。

私自身は、先ほど述べました公立保育所の役割が非常に大きいということと、やはり国がどういうふうにしてこようとしても、町がどういうふうにしたいのかが大事であるという伊藤先生の言葉はそのとおりだなというふうに思っていますので、ぜひ公立保育所を民営化は私は賛成できないということを述べて、次に移ります。

次、3番目は、熊本地震災害対策についてです。

1番の熊本地震のような大規模な災害の場合、避難所の問題や福祉避難所の機能などの課題があると思うが、町としてはどう総括し、今後の防災計画に反映させていくのかとしています。

これも、10月22日の熊日では、後藤町長の方から、新聞の報道では、各災害時に首長に求められることとはということで、大災害の発生時はさまざまな情報や相談が対策本部に一気に集まり、大きな混乱が生じると。情報や状況を正確に分析し、的確な措置を素早く判断する対応力が必要ということで、同時に被災住民に正しい情報を届けるということで書いておられます。防災計画を見直しますかというところでは、災害対策本部や避難所の運営、住民への情報提供など、熊本地震での経験を踏まえて見直しをしたいということで、避難所のこと書いておられますので、担当課と町長の方にお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の熊本地震に対しましては、災害時の情報伝達収集、それから避難所のあり方、災害救援の組織化と、それから県等々に広範囲に検討を加えまして、地域防災計画等の抜本的な見直しの必要があるということで、既にこの作業に着手しているところであります。また、公民館、集会所の耐震化、救援用の備蓄、支援物資の円滑な流通システム等の多くの課題がありますけれども、現在策定しております復旧、復興計画や、地域防災計画の中で最重点課題として位置づけをしまして、優先的に取り組むこととしているところであります。なお、詳細な内容につきましては、総務課長の方から答弁をさせます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成28年4月14日、それと16日に発生しました熊本地震の対応につきましては、14日の前震直後に菊陽町災害対策本部を設置し、各対策部において地震対応に取り組んでおります。町内では、全倒家屋が15件と半壊家屋、大規模半壊を含めまして589件の建物被害や、重症者9名、軽傷者15名の人的被害が発生しております。本町の指定避難所につきましては、本震発生直後に各施設の安全確認を行い、準備が整った避難所から順次開設し、車中泊の避難者も多くおられました関係で、24時間全庁体制で避難所運営に当たりました。菊陽町地域防災計画では、指定避難所19か所、町立福祉避難所7か所、協定福祉避難所4か所を指定しており、災害の状況に応じて誘導指示を行うこととしております。今回の地震では、被災した避難所が数多くあり、地域によっては避難所運営に支障を来しております。また、総括を行う上で、災害時の初動対応について、今回の災害対策を通して見えてきた課題や教訓等を地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しに反映させるため、全職員にアンケート調査を行いました。あわせて、再度追加のアンケート調査を行うとともに、各対策部の責任者等に聞き取り調査を行います。

なお、災害時において、町民の生命、身体、財産を保護するための対応を定めた菊陽町地域防災計画につきましては、今後、有識者会議を設置し、関係機関や関係団体の意見を取りまとめた上で、見直し作業を進めてまいります。さらに、議会においても、特別復興委員会で、熊本地震の振り返りを取りまとめておられますので、それも取り入れてまいりたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 避難所が指定が19か所ということと、あと福祉避難所は町立が4か所で、連携が……

（総務部審議員兼総務課長吉川義則君「4か所です」の声あり）

4か所ですね。それで、やっぱり今回は、福祉避難所というのは非常に機能が難しかった、厳しかったのではないかというふうに思っていて、老人福祉センターとかも一般の方がもちろん避難をされますし、なかなかほかの熊本市なども聞きますと、連携してる介護施設なんかも被害が大きくて、福祉的な避難所として機能できなかったというのがありますけれども、菊陽の場合はどういうふうに、この前の避難所の課題というのが、特に福祉避難所の課題をどういうふうに捉えておられるのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 1つは、指定した避難所において被害が出たというのが1つ、それで使えなかったというのが1つの課題です。とあわせて、避難された方が非常に多くて、一般の避難者が福祉避難施設まで殺到されたということで、障がい者の方と一般の方との選別、トリアージといいますか、その辺がちょっと難しいということで、その辺では大変課題として残っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 施設との連携はどうだったでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 一応施設の方で、対応できる施設についてはお願いをするというようなところで行っておりますけれども、そちらの方で意見ありますか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今は子育て支援課ですけど、以前は福祉課にいましたのでお答えします。

まず、菊陽町の方で災害時要援護者避難支援計画を策定したときの話なんですが、いわゆる福祉避難所と申しますのは、1次避難所が町の施設、そして2次避難所というのが高齢者施設、例えば特別養護老人ホームとか老人保健施設とか、あるいは療養型の病院、ただ病院については医療機関ですので、ちょっとここはまたあれですけども。町内でそういった特別養護老人ホーム、老人保健施設を運営されている法人さんと、今、災害時の協定を結んでいます。今回の熊本地震におきましては、まず先ほど総務課長が申しましたように、福祉避難所という位置づけはありましたけれども、非常に避難者が多かったというところもあります。一部、ただ学校とか施設によっては、一般の避難所と分けて、小部屋単位でほかの部屋に特別に配慮をし

て、福祉避難所的な要素を持った一般避難所がありました。そういったところで、大多数の方の避難を受け入れたところであります。2次避難所である各施設におきましては、そこまでは、避難するとこまではいきませんでした。高齢者の方、あるいは障がい者の方というところが、受入れはあったんですけども、大多数の方というのが、そこまで行かずに、1次避難所でどうか一般の避難の方と分けて個別対応をするというところの範囲で終わったところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 状況は分かりましたので、やっぱり避難所や福祉避難所、トイレの問題とかいろいろあるかと思っておりますので、ぜひ皆さんの意見を集めて、アンケートなどもとられてるということですが、今後の防災計画に反映させていただきたいというふうに思います。

2番目の地域の公民館の耐震化や一定の備蓄、発電機の設置など必要ではないかとしていますが、これは各区によって非常に差があるのではないかとこのように思います。例えば、区長さんが公民館に避難をしたいと言われても、なかなか心配で、本当にあけていいのかどうか迷ったというのを話を聞きましたし、これから高齢者の方で、避難所までなかなか行けない、足が悪いとかという方で、例えば武蔵ヶ丘団地などの方も集会所を利用されてたりとか、そういうこともありますので、地域の公民館の避難所としての、それは1次避難所とかというのかどうかちょっと分からないんですけども、公民館の位置づけや耐震や改修などが必要となってくるのではないかとこのように思いますが、この点についての今検討されていることをお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 備蓄までよろしいです。

（16番小林久美子君「全部いいです」の声あり）

今回の熊本地震においては、先ほど申しました指定避難所だけでなく、地域の公民館が1次避難所としての役割を果たしたということもございます。今後、地域の公民館を1次避難所として活用するため機能を充実させることも必要と考えております。特に、昭和56年6月1日以前の旧耐震基準による地域の公民館が本町に約3分の1ほどございます。今後、耐震診断、耐震補強を行うか、建て替えの検討を行う必要があるかというふうに思っております。地域の公民館の耐震補強工事等につきましては、今年度、平成28年度から実施します都市防災推進事業や熊本県の平成28年熊本地震復興基金で行うことができるよう、今後も熊本県に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

また、食料等の備蓄についてですが、地域での備蓄も必要と考えておりますけれども、まずは災害復旧までの数日間、3日間程度を生活できる各自で非常用備蓄品を準備していただきたいというふうに思っております。町も平成23年度から、備蓄倉庫を整備を進めておりまして、現在、役場敷地内と光の森町民センター、三里木町民センターの敷地内に3か所、備蓄倉庫を

設置しております。また、当面の目標といたしましては、菊陽町の人口の4万人の5%の2,000人分が3食2日分、1万2,000食を備蓄するよう、年次計画的に購入しております。現在、計画的な備蓄により、最大値の1万2,000食を備蓄することができておりますけれども、昨日もありましたけれども、賞味期限の問題もごございますので、防災訓練の際などにはそういう賞味期限のものを提供して、あわせて1万2,000食を堅持するように、今後も努めてまいりたいというように思っております。

また、町内大手のスーパー2社との間で、緊急時における物資等の供給に関する協定を締結しておりまして、有償にはなりますが、町の要請に応じて食料品、飲料水、日用品、医薬品、衣料などを供給してもらうこととしており、今回の震災時においても、おにぎりやパン等の食料品を供給していただいております。

最後に、先ほども申しましたけれども、まずは各家庭におかれまして、非常用持ち出し品の中に最低3日分の非常食品等を入れておいていただきたいというふうにお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 地域の公民館については、それこそ耐震化や耐震補強なども検討していただきたいと思っておりますし、地区の自治会長さんやそういう方の意見などもしっかり聞いて、耐震だけをすればいいということではなくて、自主防災組織との関係もあるかと思っておりますので、お願いをしておきます。

3番目の熊本地震の義援金の配分についてはどのように検討しているかとしています。これは、この間、9月議会では、一部損壊のところへの支援が何とかできないかということで、議会で取り上げましたけど、なかなか菊陽町ではそれはできないということで、義援金の配分では、被害がひどかった益城町等では、最近一部損壊のところにも5万円の義援金を配分するという報道でありましたけれども、町に寄せられている義援金の違いというのはもちろん分かった上でなんですけど、どのように検討されているのか。特に、一部損壊等に何らかの援助ができないのか。この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（佐藤清孝君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

町へ寄せられました義援金につきましては、現在、2,065万円が集まっております。県や町に寄せられた義援金につきましては、被災者を支援するための募金として寄せられたものですので、速やかに支給したいと考えておりますけれども、言いましたように、本町の義援金はそう多いものではなく限られております。また、いまだ、罹災証明書の発行が続いている状況がございまして、全体数が把握できていない状況がございまして、これから近隣市町村、今おっしゃいました益城町、そういうような近隣町村の独自の義援金の配分が実施されることがあると予想されますけれども、今言いましたように、本町の義援金はそう多くありませんので、多額に集まっている市町村の義援金の配分対象や基準というには同様にはできないというように考

えております。これから、本町の被災者の状況を考え、照らし合わせながら、独自の配分基準ができないかを今考えておりますが、また近隣町村の動向も把握しながら、決定して、菊陽町災害義援金配分委員会の方にお諮りして行って、決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） まだ、罹災証明書の発行が続いているということなんですけれども、義援金の配分については早目に検討していただいて、義援金の方は被災者の方に配分されるというふうに思いますけれども、一部損壊への一定の支援とかというのは、特別立法できちんと国や県が考えていただかないとできないというふうに思っています。私も11月8日に、県の方に要請に行きまして、被災者生活再建支援制度の300万円から500万円への引き上げや応急修理制度の引き上げ、そして一部損壊世帯への制度を求めてきました。なかなかこれからいろんな、来年度の予算を立てる場合にも、町長も書いてらっしゃいますけれども、自治体の負担が今みたいに多いと、これからの自治体運営に非常にしわ寄せが来るのではないかとというふうに懸念します。自民党は、この前の7月の参議院選挙では特別立法をするというふうに公約されていたというふうに思いますので、私はやはり全額国庫補助の特別立法を国や県に求めていくことが一方で大事だし、その後の自治体運営にも非常に必要ではないかとというふうに思っています。

それから、最後ですけれども、これはもう要望なんですけれども、罹災証明書の発行が続いていますが、大津町などでは、各行政区ごとの被災状況が一覧で出されていて、よく分かるんですけれども、菊陽町の場合は何か行政区ごとに出すのはなかなか難しいということで、そういうふうに統計をとってないというふうに言われたんですけれども、やはりこれだけの被害は、これからもまだ予断を許さない状況なので、各行政区ごと、どこがどういう状況だったのか、できれば分かるように改善できないかなというふうに思いますので、それは要望としてお願いしておきます。

これで今日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 皆さんおはようございます。

鉄砲小路で畜産業をしています那須眞理子といます。どうぞよろしく申し上げます。

今日は早朝より議会傍聴においでいただきましてありがとうございます。4月の震災では、いろいろ大なり小なり受けられたと思います。心よりお見舞い申し上げます。我が家も牛たちが、最初の前震のときに電牧を切って脱走しました。その後は、小屋、下屋が壊れかけまして、どうにか応急処置をしまして牛たちを移動させ、どうにか元気で今おりますけれども、今日はそういう震災後のいろんな影響がまだ及んでいるということ踏まえて、質問席より質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） この今日、今、農業用水について質問いたしますけれども、これは同じ農業者であります阪本俊浩議員も同じ質問をされる予定でした。しかし、私がするという事で、私に譲っていただきました。そのことも含めまして、私も2人分ということで一生懸命質問しますのでよろしく申し上げます。それから、昨日の傍聴者の御意見の中に、答弁が聞こえなかったというのが多々ありましたので、腹式呼吸で大きな声で答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

今、国会では、TPPについて大議論になっていますが、農業者にとりましては、それは作物が生産できるという前提での問題であり、今回の震災は、それが危ぶまれる未曾有の出来事でした。作物は水がないと育ちません。水というのは災害ももたらしますが、農業にとっては絶対不可欠なものです。菊陽町の農業用水は、白水取水口から取り入れた上井手、下井手、津久礼井手、そして上井手からのかん水水路、新町井手、そして白水台地に供給している大切畑ダム用水から成り立っています。今回の震災により、上井手、下井手、その支線は、取水口に大量の土砂が堆積し、土砂吐きには漂着した流木が山のようにあり、取水口を塞いでいました。下流までの水路は至るところで巨大な岩が落下したり、護岸が崩落、もしくは崩落のおそれやひび割れがあり、流れを塞いでいました。結局そのままの状態ですと、いろんな問題が生じるということで、取水口から止められ、供給できなくなりました。

そこで、お聞きします。

この上井手、下井手、そしてその支線井手の復旧工事はどれだけ進んでいるかということ、それはいつ利用できるかということをお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、上井手につきましては、熊本地震により大津町管内の幹線5か所、支線2か所が被災したため、通水ができなくなり、畑作物への転作を余儀なくされたものであります。現在の状況と復旧の見込みとしては、幹線5か所のうち4か所の復旧工事が完了しております。1か所は応急仮工事を実施して、9月より、管理用水程度で通水をしております。また、支線2か所も復旧工事が完了しており、応急仮工事の1か所も来年3月までには復旧工事が完了する予定

であります。来年4月には、例年並みの通水ができて、通常の作付けができる予定であります。

次に、下井手ではありますが、熊本地震により大津町管内幹線5か所と菊陽町の管内幹線1か所の被災がありました。大津町管内は応急工事を実施し、菊陽町管内は護岸養生を行い、6月には通水しておりました。その本復旧につきましては、菊陽町の築堤も含めて、全て来年3月末での完了予定でありますので、来年4月には例年並みの通水ができて、通常の作付けができるものと考えています。

次に、津久礼井手についてではありますが、地震による水路自体の被災はありませんでしたが、その後の豪雨災害により、頭首工の土砂吐き水門に膨大な流木がたまり、その衝撃で水門本体と巻き上げ機が被災しました。その復旧につきましては、災害復旧事業にて実施予定でありまして、年度内には完了の見込みでありますので、来年の取水には問題ないと考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） よく分かりました。皆さんの仕事がしっかりできているというのが分かりました。

6月の菊陽町の風景は、緑の稲が水田を潤し、植えられ、それが7月、8月、9月と緑のじゅうたんになり、秋の収穫時期には黄金色となり、農家ならずとも、いろんな人に安らぎと幸せな気分を与えていました。今年はそれが余り見られず、残念で仕方ありませんでしたが、答弁を聞いて、活力が出てきました。これで農家の皆さんも一安心だと思います。

それでは、次の質問に移ります。

白水台地の農業用水についてお尋ねします。

これができた当時のいきさつを震災後に初めて知りました。私の方からはそれについては申し上げませんが、地権者の方はそれをよく御存じのはずですので、早急にできないわけが理解できず、腹立たしさと今後の農業経営の不安を感じておられるのではないのでしょうか。この白水台地を潤しているのは、西原村にある大切畑ダム用水を源にして、西原から益城、そして深迫ダムへ送水されている農業用水です。しかし、今回の震災でダムが壊れ、白水台地までに至る管水路は大打撃を受けています。この地での水を確保するためにはダムを修理し、白水台地までの管水路の幹線と支線の修理が考えられますが、そうすると相当な時間と費用がかかると思われます。もう一つの方法として、井戸を掘るという案が出されていると聞いていますが、一刻も早い復旧を考えた場合、井戸を掘る方法が早いように思われます。

それでは、質問です。

現時点での白水台地における農業用水の確保はできるのかということと、それはどんな方法でいつごろに利用できるようになるのかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

白水台地の農業用水は、西原村の大切畑ダムから管水路により西原村の農地及び益城台地の農地をかんがいし、水が不要な時期である冬季に深迫ダムに貯留するもので、白水台地はその水を翌年のかんがい用水に利用してきたものであります。皆様も御存じのとおり、今回の熊本地震により、水源である西原村の大切畑ダムが周辺とともに甚大な被害を受け、その復旧については、熊本県が望ましい復旧方法を探る技術検討専門会議を設置されて、5月、8月、10月にその会議を開催されています。直近の会議では、大切畑ダムの池底を北東から南西方向に向かって新たな断層が連続しているので、より詳しい調査を行い、堤体の復旧に当たっては、活断層の直接的なリスクを避けるよう十分検討することと答申されております。その会議の審査結果について、熊本県からの報告会が去る11月に行われ、大まかな復旧方針が次のように示されました。

1、大切畑ダム及びダムからの幹線管路については、熊本県において災害復旧事業で実施し、その事業費については熊本県が全て負担する。2、大切畑ダムの復旧の方向性としては、ダム容量は減らさないが、堤体の位置は変更となる公算が大きい。3、大切畑ダムの復旧工事には5年程度の期間が必要と考えている。4、農業用水については、かんがい期には不足する可能性があるが、深迫ダムへの用水供給は冬季に行うので十分供給できると考えている。しかしながら、大切畑ダムの復旧工事期間中においては不測の事態による用水不足となる場合も考えられるので、大切畑ダムの災害復旧事業申請にあわせて、補給水の災害復旧での事業申請をしておいていただきたい。それから5、深迫ダムについては、来年度まで調査を入れている状況であり、復旧、更新の事業やその負担については今後検討していく。以上のような説明がありました。

町としましては、白水台地のかんがい用水は、ダムの水であっても井戸の水であっても安定したかんがい用水の確保が第一でありますので、既に災害復旧関連で井戸による復旧水の申請を行っております。今後も双方を併用した用水確保に向けて、国、県との交渉を継続していくところです。議員各位におかれましても、今後の事業要望や復旧工事の実施に向けて御協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） それでは、白水台地の用水はいつというのははっきりまだ分からないわけですね。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） 今、大切畑ダムから自然で流出してくる水を集めて管水路の復旧工事が今週には水が届きます。深迫ダムの流入口まで。ただ、向こうがやられてますので、量的に十分な量が来るかどうかというのはまだ確定ではないのですけれども、とにかく深迫ダムまで新しい水が届いたという状況であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） ありがとうございます。分かりました。

やはり深迫ダムまでは水が届いている。でも、供給はしっかりした日にちは分からないという御答弁でしたけれども、やはり農家にとりましては、水が一番ですので、ぜひ早急に、いつというのが分からなければ、計画も立てられません、作付けの。何を植えるかも分かりません。ですから、ぜひいつか、期限も早急に見ていただいて、決めていただきますようお願いいたします。

時代が近代化しますと、農業は置き去りになります。それは産業化、資本主義化、合理化、民主化など、捉える側面により多様な見方があらわれてきて、自然に左右される農業を誰もが敬遠するからです。しかし、農業が廃れた国は、一時期は栄えても、徐々に滅びていくと私は確信しています。菊陽町がますます発展するためにも、農業の基盤を維持していけるよう、今後の支援に期待します。

それでは、次の質問に移ります。

次は、自助、共助、公助についてですが、これは震災後において考えたことです。

10月19日、21日において、宮城県白石市と利府町、そして東松島市を議会議員と執行部で研修させていただきました。平成23年に起きた東日本大震災から5年が過ぎた今、それぞれの町や市で復旧、復興が進んでいました。自主財源が豊かなところ、はたまたそうでないところ、おのおのがそれぞれ工夫を凝らして前進されているのを感じました。それら市長、町長はじめ、職員や議員の皆さんのお話の中で同じようなことがありました。それは、災害時は特に初期においては、まずは自分の身は自分で守るという自助が大切で、次に地域社会が協力してお互いを守る共助、そして行政による救護支援の公助、すなわちこの住民、地域、行政の連携をよくすることが災害時の被害を最小限に抑えるということでした。

そこで、質問です。

災害時、特に初期における自助、共助、公助について、町としてどう考えておられるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

今、議員の方でもおっしゃられたとおりなんですけれども、今回の熊本地震のような大規模災害時は、自助、共助、公助、互いに連携し、一体となることで被害を最小限にできるとともに、早期の復旧、復興につながるものと私たちも考えております。一たび大規模災害が発生したときには、公的機関が行う活動、公助なんですけれども、交通の寸断や同時多発火災などにより十分な対応ができない可能性があるため、個人の力で災害に備える自助とともに、地域での助け合い、共助による地域の防災力が重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 菊陽町でも、災害時初期においては、自助、共助は不可欠だと考えておられる答えだったと思います。しかし、どうでしょう。町民の自助に対する意識は高いでしょうか。私はそんなに高くはないと思います。ほかの人が助けてくれるであろう、行政がすぐ駆けつけてくれるであろうなどと、安易に考えている人が多いのではないのでしょうか。こういう私もその一人でした。しかし、今回の震災と宮城県への研修で、この考えでは、いざというときには自分の身は守れないということに気づきました。災害時の初期は命を確保することが一番です。

それでは、この自助の重要性を町民に知らせ、自ら備えできるように、町としてどのようなことを考えておられるか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員おっしゃるとおり、防災の基本は自助であるというふうに考えております。自助とは、自分自身、家族、財産を守るための活動です。自分のことは自分で守る、何とかするといった考えで行うのが自助と考えております。そのために、事前の備えが必要です。緊急避難グッズや非常食を準備したり、家具の転倒防止対策をしたり、身近な取組を行うことです。町民の自助に対する意識向上のための考案はあるかということでございますけれども、今回の熊本地震においても、このような取組を行っていた家庭においては被害も最小限に抑えられたと聞いておりますので、熊本地震を体験したことで、町民の皆様意識も格段に向上しているものと考えております。今後も自助の取組については、町民の皆様に啓発を行うとともに、これから策定します地域防災計画の中にも取り入れるなど、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。

日本語には的確な言葉がありまして、備えあれば憂いなし。ふだん準備がしてあれば、万一の事態が起きても心配しないで済むということですが、人間というのは悲しいもので、喉元過ぎれば熱さを忘れるという言葉もあります。ぜひそうならないためにも、各地区において学習会などを1年に1回はしていただき、そういう重要性の学習の場を設けていただくように要望いたします。

次に、2の3の学校における児童・生徒に対しての自助の教育について質問します。

先ほど、自助の大切さをお聞きしました。学校ではそれぞれ訓練が行われていると思いますが、登下校時などで災害が起きた場合は、子どもたちはどのようにして自分自身を守るように指導されているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） 御質問にお答えをいたします。

まず、先ほどの質問にありましたように、今の時代を生きている子どもたちは、この後、地域の担い手となる子どもたちであります。そういった意味で、安全教育というものについては十分力を入れているということをもっと申し上げておきたいと思います。

それでは、御質問にお答えをいたします。

先ほどからありますように、自助というのは、ほかの人の力に頼らず、自分の力で事をなし遂げるとあります。自分の身は自分で守る、自分で何とかする、そういった力を育成するための教育について、特に災害時に自分の命や安全を守ることができれば、家族や友人、隣人を助けに行くことができるなど、次の共助につながっていくものだと思います。自助力の高い人が多いほど、災害発生時や防災時に強い地域や町ということになると思います。

まず、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、そして今年4月に発生しました熊本地震、このように災害に遭遇したときなど、想定外の事象や未知の事象に対しても、持てる力を総動員をして主体的に解決していこうとする力を培っていくことが必要であり、そのためにはまず、基礎となる学力や体力を、そういった土台となるものをしっかりと身につけるということが不可欠です。基礎的な知識はいつの時代にあってもおろそかにすることがあってはならないものだというふうに思います。これはまさに、現行学習指導要領で目指す生きる力の育成であり、基礎、基本を確実に身につけて、いかに社会が変化をしようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断をし、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調して、他人を思いやる心や感動する心など、そういった豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、そういったものが自助力や共助の精神の涵養にもつながるものだというふうに思っております。

各学校においては、学校安全全体計画、それから年間計画を作成しております。児童・生徒の安全学習と安全指導の両面から、その計画によって指導しておるわけですが、まず安全学習では、教科、それから領域、小学校でいいますと、社会科、理科、体育、図工、家庭科、音楽、生活科、そういった教科の授業によって安全についての知識でありますとか技能の獲得を目指しております。課題解決型の学習過程を取り入れることで、考える力、思考力や判断する力、判断力、行動力の育成を図っているということでもあります。また、道徳の授業では、自他の生命を尊重する心や規則の遵守、公德心、公共心の育成を図っているところであります。例えば、小学校学習指導要領社会科では、3、4年生の授業において、地域社会における災害及び事故の防止について、いろんなどころを見学したり、または調査したり資料を活用したりして調べて、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにするといった内容を学習しております。町が独自で作成をしております副読本「伸びゆく菊陽町」では、安全な暮らしとまちづくりといった資料を活用して、自分たちが暮らす地域を題材として学習をしています。また、総合的な学習の時間等を利用して、防災頭巾、そういったものを作成した学校もあります。安全指導の面では、学校行事、学級活動、児童会活動、クラブ活動等を通して、日常生活の中に存在する危険に気づき、判断

し、対処できる実践的な態度や能力の育成を目指しております。先ほど、危険に遭遇したときにどうするかというふうなことの一つの例としまして、先月11月4日金曜日に実施をされましたシェイクアウト訓練ですが、各学校でこれは参加をしました。まず、1番目に低い姿勢をとる。それから、2つ目に頭を守る。3つ目に動かない。そういったことを地震から身を守る3つの安全行動について学習をしたところです。そのほかにも、各学校とも年に二、三回ではありますが、地震や火災時の対応についての避難訓練を実施しております。避難訓練の実施に当たって、学校によりましては、事前学習として、校内の危険箇所を自分たちで歩いて回って、そういうところの有無を調べたり、落下物がないか、もしも倒れてきたときに危ないのではないか、そういったものを確認をした上で、安全な避難場所の確認等を児童・生徒自らが行った上で、授業時間ではなく、いきなり休み時間に避難訓練を実施したりして、そこで自分で判断をして行動するといった訓練も行っております。そういった工夫も取り入れながら、訓練の様子も大分変わってきたところでもあります。また、保護者への児童・生徒引き渡し訓練なども行っておりまして、特に大勢の人間が動きますものですから、授業参観等の学校行事等を利用して、引き渡し訓練を実施した学校等もあります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） やはり学校にいるときはいいんですけれども、途中、登下校のときに、頭をまず守る。そこから動かない。これがやはり基本にならないと、子どもが親元にいるときでさえ、大切な命は守れません。ましてや、自分たちだけのときは、日ごろの知識やよほど訓練されていないと命は確保できませんので、子どもたちに幾つかのシミュレーションされた知識と行動する力があれば、災害を最小限度に抑えることができます。また、親さんも、自分以上に子どものことが心配ですので、慌てて探し回り、新たな二次災害に巻き込まれるということも考えられます。これまでの幾つかの震災の場所で、子どもさんは無事だったのに、その子どもを探しに出られた御両親が亡くなったという事例はたくさんあります。親御さんとも連携をとって、それぞれの学年に合った自助の教育を要望いたします。

それでは、次に移ります。

次は、地域コミュニティにおける共助の促進を町はどう図るのかについて質問します。

先日、あるマンションで、これは昨日、川俣議員もおっしゃいました。挨拶はしないように決められたということを知りました。理由は、犯罪に結びつくからだということでした。人と人とのコミュニケーションの破壊がここまで来ているとは本当に驚きです。しかし、この菊陽町においては絶対そうならないようにしたいものです。

さて、今回の震災で家屋の全壊や一部損壊はありましたが、幸いにも亡くなられた方がおられず、それだけでも本当によかったと思います。大規模な震災においては、初期段階での公的支援には限界があります。被害を最小限に抑えるため、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという共助がとても大切だと思われれます。先の答弁でもそれはありました。しかし、こ

れまでは自助と同じくそれほど真剣には考えられませんでした。今回を振り返って、地域コミュニティの果たす役割がこういうときに力を発揮することを改めて再認識した次第です。

そこで、質問します。

人とはかかわりたくない、隣近所は煩わしいと思う人たちが増えている昨今、地域コミュニティにおける共助の促進を町はどう図っていくのか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） では、質問にお答えします。

近年、人口減少、少子・高齢化が急速に進みまして、都市部を中心に、人間関係や地縁的なつながりの希薄化が指摘されており、地域を支える担い手や医療、介護施設の不足、地域経済の衰退など、地域住民の不安が高まっています。同時に、大多数の人々が社会のニーズや課題に対して、地域住民による自主的な取組が大切と考えており、実際、大規模災害が発生したときなどには、地域住民自身による助け合いが生活支援等において大きな役割を果たしてきております。

地域コミュニティとは、隣近所の助け合い、地域社会のことであり、地域住民が日常生活を送る上でお互いに協力し、交流し、協力しながら、安全・安心なまちづくりを行っている住民同士のつながりや集まりのことです。以前は、どこにでもあった向こう三軒両隣という御近所同士の交流を活発化することで、相互に声かけして支え合うなど、日ごろからのつき合いときずなが重要であると思います。

現在、自治会においても、自治会長や公民館長を中心に、各種安全講話の実施、危険箇所の安全点検、お年寄り等の安全確認など、地域に根づいた取組を実施されており、このことについては、町としましても、全町的な広がりとなるよう取り組んでまいります。

さらに、防災面では、自主防災組織を中心に、地域住民参加の防災訓練やライフラインが止まったときを仮定しまして、炊き出し訓練を行うなど、日ごろからの活動が大事であり、あわせて活動の中心となる地域リーダーの育成や防災士の育成を図ることで共助の促進に努めてまいります。

また、共助の取組についても、これから策定します地域防災計画の中にも取り入れるなど、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。

我が鉄砲小路でも、去る11月23日に、27回目を迎える氏神様を祭る村祭りが行われました。区長さんはじめ区議員さん、またそれに携わる皆さんは本当に大変だったと思います。小さい子どもから老人に至るまで、初めて会う人、1年に1回、この祭りでしか会わない人などさまざまな人の会合の場所となります。私はこういう地区の催しが地区のコミュニティを活性化させ、いざというときの機動力になり、地域防災の機能強化につながっていくのではないかと

思います。ほかの地区においてもいろんな行事が行われています。頑張っている人、頑張っている地域を応援してこそ町全体に活力が湧きます。そして、それが地域の自主防災につながっていけば一石二鳥にも三鳥にもなります。共助の促進という点から、ぜひ今後、御検討いただきたいと思います。そして、そのときは、地区地区の要望に合った無償の支援をお願いいたします。

そういうことで、次の質問に移ります。

次は、支援物資について質問します。

今回の震災で、全国から温かい支援物資が届きました。しかし、それが配られたときは、食料、飲料はどうか確保ができていました。随分日にちがたってから、老人会などを通して我が家にもそれをいただきました。当初、本当にそれを必要としていた人たちにはどれだけ配給されたのでしょうか。交通が麻痺していたとか、県の職員がふなれのため仕分けに手間取ったとか、理由があったみたいですが、今回の教訓として、今後は国や県とどのような連携で支援物資を円滑に配給されるのか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 国や県とどのような連携で支援物資を円滑に配給するかということでございますけれども、熊本地震時は、基本的には熊本県の健康福祉政策課が支援物資供給の窓口となっております、支援物資の要請は、町の災害対策本部から、電話やファクス、国から支給されておりましたiPadにより要請しており、物資の調達を行っておりました。あわせて、熊本地震発災当初は、国や県からのリエゾンといたしまして、連絡員が参っておりましたので、リエゾンを介して必要な物資の調達を行っております。このように、国や県、他の自治体からの支援や民間企業等からの大口の物資支援を受け、指定避難所を中心に支援物資の配給を行っております。一方で、避難者が減少した後にも、紙おむつ、生理用品等の支援物資が大量に届き、在庫が大量に生じるなど、支障が出たのも事実でございます。

このようなことから、国においては、支援物資の配分システムの構築を現在なされているとのことですので、この成果を見、本町での課題を整理した事務を加味して、地域防災の中で位置づけしていくことと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 恐らく送られた方々は、もらわれている人たちの笑顔を想像しながら、ほっと安堵されて送られたと思います。温かい善意が最大限に生かされるように、今後お互いの意思疎通で役割がスムーズに図られることを願います。

次の質問に移ります。

先ほど、宮城県の白石市、利府町、東松島市を視察、研修させていただいたことはお話ししましたが、津波で大損害をこうむった東松島市は、復旧、復興の最中でした。白石市、利府町は少し内陸の方に位置しますが、津波の被害はあったものの、東松島市ほどではありませんで

した。ただ、この3市町は、福島第一原子力発電所の事故に伴い、農畜産物の出荷停止など、甚大な経済的損失をこうむっていました。そのような3市町ではありますが、未来へ向かって力強く前進されていたのに感銘を受けました。

そこで、1つ気になったのが、3市町とも、他県の区や市町などと災害支援ネットワークを広げて、東松島市は東京都大田区や埼玉県東松山市と、白石市は山形県長井市や岩手県奥州市と、利府町は静岡県清水町や北海道七飯町と災害時相互応援協定を提携しています。この利府町においては、教育委員会を中心に、子どもたちがお互いの町を行き来して交流を深めているとのことでした。小さいときから、自分が住んでいる町とは違う町を知ることは、次世代を担う子どもたちの客観性を育てる一つの手段とも言えます。そして、前に質問しました全国からの支援物資以外にも、そういうところから支援していただけるならとても心強いですし、県を經由してきませんので、確実に我が町に届けられ、配給も円滑にできるのではないのでしょうか。そのようなことを考えたとき、この菊陽町においても、他市町との災害時相互応援協定を結び、それから姉妹都市へと発展させていければ、町にも新しい風が吹くと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） お尋ねの災害時における災害時相互応援協定については、平成15年7月に、熊本県市長会と熊本県町村会において、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定を締結しておりまして、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨災害時や本年4月の熊本地震時におきましても、同協定に基づき、被災市町村に対し、多数の市町村からの応援が行われております。

本町に対しましても、熊本地震時にこの協定に基づき、被害が少なかった熊本県南の多数の市町村から、県南といいますと、球磨郡とか、そういう多数の市町村から応援をいただいております。あわせて、関西広域連合の奈良県と奈良県内の市町村、九州内では福岡県及び福岡県内の市町村から多くの職員の派遣をいただいております。あわせて、支援物資の提供もいただいております。

姉妹都市につきましては、現在、鹿児島県屋久島町と豊後街道菊陽杉並木に植栽されている屋久杉が縁で交流が始まりまして、平成6年に旧屋久町と、平成20年に合併後の屋久島町と改めて姉妹都市盟約を締結しております。平成27年5月の屋久島町の口之永良部島の新岳の爆発的噴火によりまして、全島民が避難した際には、本町より義援金をはじめ、米や生活必需品を送っております。今回の熊本地震の際には、屋久島町や屋久島町の関係団体から多額の義援金や食料品等の支援物資の提供をいただいているところでございます。

お尋ねの災害時における災害時相互応援協定による姉妹都市をつくってはどうかということですが、熊本地震の際には、道路の寸断による交通網の乱れが発生したり、複数の交通手段による支援の重要性を強く認識したことから、熊本空港が本町に立地している強みを生かしまして、就航路線でつながった空港の所在都市との協定締結を考えております。具体的に申

しますと、大阪空港の所在都市であります大阪府豊中市との協定締結を考えております。まずは、災害時の相互応援に関する協定、後々は空港で結ぶ友好都市提携に関する協定を目指しております。参考までに、豊中市からも、水等の支援物資、それと50万円の義援金をいただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） ありがとうございます。豊中市と今後もぜひしっかりした提携を結び、菊陽町をアピールしていただきたいと思います。

菊陽町も、やはり助けられる側だけではなく、助ける側にも重きを置き、未来に向かって日々前進している町であるということを、ぜひ外の方に向かってアピールしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、PTSDという略語を皆さんは御存じだと思います。これは、甲斐議員より発音をちょっと習いましたけれども、ちょっと難しくて、片仮名みたいに読みますけれども、Post Traumatic Stress Disorderの頭文字をとった言葉です。日本語でいうところの心的外傷後ストレス障害です。数か月前の出来事です。あるショッピングセンターで買い物していましたが、お母さんに連れられた小学校1、2年生と思われるお兄ちゃんと3歳ぐらいの弟の兄弟が仲よくふざけていました。すると、ドンと下から突き上げるような振動と数秒の揺れがありました。地震です。私もびっくりして、あっと声を出してしまい、体が硬直してしまいました。すると、今まで元気ではしゃいでいたお兄ちゃんの方が、お母さんに駆け寄り、足に抱きついて、怖いよ怖いよといって泣き出しました。それをしばらく見ていた下の弟もお母さんに駆け寄って泣き出しました。お母さんは2人を抱き締めて、大丈夫よ大丈夫よ、ママがいるでしょといって、また強く抱き締めました。それでも2人はお母さんの腕の中で泣きじゃくりました。こういう光景は、震災後、よく見ました。私も恐がりの方ですので、少しの揺れでもキャッキヤ騒ぎますし、ましてや子ども、余震のたびにおびえ、苦しんでいるのが分かります。この病名の症状としては、急に泣き出したり、睡眠障害、逃避行動、そして過去の強烈な体験が突然脳裏によみがえるフラッシュバックなどがあるといえます。

そこで、質問です。

小・中学校において、震災後、それらの症状が学校や家庭で見られる子どもがいるのでしょうか。そして、そのケアはどうしているのか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、御質問にお答えをいたします。

今お伺いしたとおり、PTSD、心的外傷後ストレス障害というふうに言われるものですが、PTSDに陥る原因としましては、今回の震災などの自然災害であるとか火災、それから事故、それから暴力や犯罪被害、そういったものが原因になることが多いというふうに言われ

ております。強烈なショック体験や強い精神的ストレスが心のダメージとなって、今御紹介いただいたように、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖を感じるものだというふうに言われています。症状としては、一般的に、突然怖い体験を思い出す、フラッシュバックです。不安や緊張が続く。目まいや頭痛がある。眠れない。そういった症状があるようです。地震直後の5月26日水曜日の読売新聞の記事によりますと、今回の熊本地震を受けて、子どもの体調や言動に異変を感じた保護者から、県内の児童相談所への相談が多く寄せられたというふうな記事がありました。その内容は、余り話さなくなった、夜泣きをするようになった、一人でいるのを怖がる、怖い夢を見て眠れなくなった、そういった子どもの変調を心配するケースが目立ったとのことでした。このようなケースのほかにも、車中泊をせがむ、友達や兄弟に意地悪をする、乱暴な言葉を使うようになった、そういった内容の相談もあるということでした。

さて、熊本地震による心や体の不調を訴える本町の児童・生徒の実態把握のために、町で配置をしていただいております子育て支援課の要保護児童対策員、それと学務課におりますスクールソーシャルワーカー、この2人が中心となりまして、心と体のチェックリストというものを作成しました。これについては、全校に配付をしまして、児童・生徒、それから保護者の皆さん、そちらの方にアンケートを行いました。児童・生徒の変化について、そういうふうには本人、それから保護者が感じているところでの変化、それから同時に、毎朝の学校に通うようになった子どもたちの健康観察を担当がしますので、健康観察、それからいろんな授業で入れかわり立ちかわり教員が教室に行きますので、そういった教員による見取り、そういうものをずっと合わせまして、スクールカウンセラーによるカウンセリングであるとか、スクールソーシャルワーカーによる関係機関へのつなぎであるとか、そういったものが必要である子どもさんについては支援をやってまいったところです。学校再開後から、これはちょっと古いですが、9月9日までの数値になりますが、さまざまな理由によって、スクールカウンセラーの対応件数は143件ありました。スクールソーシャルワーカーの対応件数は全部で54件ありました。このような状況を受けて、町内の小学校に県外から短期間または長期間の人的派遣をしていただきまして、そういうスクールカウンセラーの資格を持ってる方とか、心理士の資格を持ってる人とか、そういった人のかかわりもありまして、随分成果も上がってる場所だと感じております。

地震の影響による心のケアが必要と思われる児童・生徒については、これまで4小学校、32名、そのうちカウンセリングを現在継続しているケースは2件であります。現在、このような状況ですけれども、ストレスとなる出来事を経験してから数か月、時には何年もたってから症状が出ることもありますので、今後とも、心と体のチェックリストをはじめ、各学校の教職員全員による見取りを丁寧に行いながら、心のケアが必要な児童・生徒への支援体制をさらに充実させてまいりたいというふうに思っています。町配置のスクールソーシャルワーカーを有効活用しながら、家庭への支援もあわせて行っていきたいと考えております。

学校が再開して7か月が過ぎました。児童・生徒が安心して生活できる環境整備に、これからも努めてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 我が家には牛がおりますけれども、牛と人間を比べると失礼で、比べることはできませんけれども、やはり先生は仕事が大変だと思います。毎日いろんな仕事が重なって、でも観察するというのはとても大事なんです。ですから、牛も、毎日朝晩観察することから始めます。ですから、人間を同じということにはいきませんが、先生方にも、その観察の点から見ていただきますようお願いいたします。

小さいときに受けた心の傷は、大人になってからもずっと引きずります。早く心が健康になるよう最善を尽くして見守っていただき、そしてケアをしていただきますようお願いいたします。

続きまして、最後になりますけれども、今年の3月の一般質問で、この総合体育館建設については質問させていただきました。最後に答弁された教育長が、私も体育系の出ですので、建てたいのはやまやまですが、何しろ先立つものがありませんという御答弁でした。覚えていらっしゃると思います。また、生涯学習課長兼中央公民館長古賀さんの説明では、町全体事業の優先順位及び財政規律の堅持を考慮しながら、総合体育館に向けた計画を検討していくが、いつということは想定できていないという答弁でした。間違いありませんでしょうか。はい。

しかし、3月のときとは状況が著しく変わりました。今回の震災のときも、指定避難所としての機能もせず、町民のいろんな思いの委託が今の体育館では果たすことができません。思い切って建て直したらどうかと考えます。宮城県へ研修に行かれた方は、利府町の庁舎を見てびっくりされたと思いますが、50億円の庁舎でした。東日本大震災の前に建てられたそうですが、びくともしなかったというのを伺いました。この町は、JRの新幹線の車両基地があり、毎年10億円が町の財政に入るといふ豊かな町ではありましたが、無駄を未来へつなぐというのが町のコンセプトにあり、そのときは無駄と思われることであっても、未来にはそれが有効に働くという考えのもとに行政が動いているようでした。利府町と菊陽町は財源も違いますが、世の中の流れで、今だと思ふときが必ずあります。それが今だと私は思っています。このように老朽化した体育館を、3月の質問のとき以上に老朽化しております。それを町長、どんなようにこれからしていけるか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お尋ねの、まず今の町民体育館でありますけれども、これは昭和48年に開館していますので、建築からも43年が経過したところであります。4月の熊本地震の発生時には、天井の一部が崩落しまして、天井部に封じ込めをしておりましたアスベストの、これが落下したことによりまして、現在、立入禁止としております。

それから、震災発生後、直ちに文部科学省による被災度区分の判定の調査を依頼しまして、

6月末にその調査結果が報告されております。結果内容は、鉄筋コンクリートの柱及びはりに大きな被害はなく、小規模な損傷というところで結果が出ております。

そして、ただしこの天井部とアスベストを除去した上で詳細な被害調査を実施する必要があると指摘されたところであります。この結果をもとに、設計監理費と天井及びアスベスト除去を含む修理工事を担当課の方で業者を通じて、概算で見積もった費用というのが、今出ておるところで1億2,000万円ぐらいそれがかかるということであります。

本町においては、当時は今回の震災で、もう古くもなつとるということで、建て替えるようなところの国が支援ができないかということで、相当いろいろ国や県の方に要望してきたところでもありますけども、さらに厳しいというのが、本町においては、今回の震災による国からの激甚指定は受けておりますけども、そのために特別な被災地方公共団体等に該当するかということ、これ合志市もそうでもありますけども、合志市もヴィーブルが壊れて、15億円ぐらいの修理費用がかかるということでもありますけど、特別地方被災公共団体というのは、いわゆる町の税収の5%、本町でいくと3億円から5億円近くになりますけど、その分が補助対象事業の町が負担する補助裏の分として出ていないと該当しないということで、そこまではうちの町では行ってないということで、そうなりますと、国からの文科省の補助というのは全然受けられないということで、ぜひこういう面で、非常に厳しいということでもありますので、修理の方も見てみますと、床あたりにもやはりひずみ等が出ておるところがあるということでもありますので、そういう分を、今のところでは修理するのが全くの町の単独事業になってしまっていて、全て町の負担ということですが、ただし、50%については、災害関係ということで、これも普通交付税の需要額で措置される、借金した分については、そういうところはあるようですけども、新制度の何かそういう、ほかの面でもいろいろ被災しとるということで、制度の創設等も国等に働きかけているところではあります。

そして、総合体育館でありますけども、昨日も、川俣議員のところでも答弁はしましたけども、現時点で、この体育館等の費用あたりはまだきちんと出てないようなところもありますけども、今の時点で、今回の熊本地震で借金をするという予定が17億円というのが、全く予定しなかったところが目の前にどんと来て、これをどう、非常に有利な方法でできるというなどに取り組みしておりますけども、やはり総合体育館、本当に人口も4万人を超えてきて、本当に待ちに待っておられる施設でありますので、ぜひ取り組みたいと思っておりますけども、現時点ですぐそこに行くというわけにはいきませんので。ただし、26年度から基金の積立てを毎年1億円ずつは積み立てておまして、まず自己財源の方の、そういうものも、厳しいときでもできるだけそういうものを持っておかないと先に進めないというところで取り組んでおりますので、やはり今の時代に合ったような総合体育館の建設も、基本構想等は出ておりますので、結構金も、さっき言われたぐらいの金額が出てるんじゃないかと思っておりますけども、将来を目指すためには大事な施設であるということで、大事にしていきたいというように考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 確かに、財源がないことは昨日の答弁からも聞き取れました。やはり立ちどまっては、でも何も先に進みませんので、さっき町長が言われましたように、新制度、新事業がいつできるか、出るか分かりませんので、やはり陳情ということは常に考えていただいて、県にも国にもどんどん、こういう状態だからと出かけていって発言していただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時4分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成28年12月7日（水）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成28年12月9日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成28年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成28年12月9日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第46号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第2 議案第47号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第3 議案第48号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について  
日程第4 議案第49号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第5 議案第50号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第6 議案第51号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について  
日程第7 議案第52号 町道路線の認定について  
日程第8 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
日程第10 議員派遣について  
日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 大久保 輝 君   | 2番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3番  | 西 本 友 春 君 | 4番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番  | 佐々木 理美子 君 | 6番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7番  | 吉 本 孝 寿 君 | 8番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 坂 本 秀 則 君   |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君   |
| 13番 | 大 塚 昇 君   | 14番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18番 | 渡 邊 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
 総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君  
 産 業 建 設 部 長 兼 松 本 洋 昭 君  
 商 工 振 興 課 長 兼 吉 川 義 則 君  
 総 務 部 審 議 員 兼 東 桂 一 郎 君  
 総 務 課 長 高 木 定 伸 君  
 財 政 課 長 阪 本 章 三 君  
 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 宮 川 照 之 君  
 健 康 ・ 保 険 課 長 志 垣 敏 夫 君  
 町 民 課 長 大 山 陽 祐 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 中 島 秀 樹 君  
 農 政 課 長 兼 補 佐 古 賀 直 之 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 総 務 課 長 兼 補 佐 兼 総 務 法 制 係 長 川 上 一 弘 君  
 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長

副 町 長 井 手 義 隆 君  
 教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君  
 福 祉 生 活 部 長 佐 藤 清 孝 君  
 会 計 管 理 者 兼 山 崎 謙 三 君  
 会 計 課 長 兼 阪 本 浩 徳 君  
 総 合 政 策 課 長 酒 井 章 彦 君  
 税 務 課 長 宮 本 義 雄 君  
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 子 育 て 支 援 課 長 介 護 保 険 課 長 市 原 憲 吾 君  
 西 部 支 所 長 服 部 誠 也 君  
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君  
 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 環 境 生 活 課 長 兼 下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君  
 学 務 課 長 士 野 公 典 君  
 図 書 館 長 矢 野 信 哉 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第46号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議案第46号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（酒井章彦君） おはようございます。

議案第46号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、所得税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

この改正は、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会日本側と亜東関係協会台湾側との間で、民間取り決めとして日台租税取り決めが締結されたことによるものです。この取り決めは、日本国内における法的効力はなく、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の適用もされないため、日台租税取り決めの内容を日本国内で実施するための国内法整備が行われ、所得税法等の一部を改正する法律第8条における外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に対応するため、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、1枚めくっていただきますと、改正条文がございます。さらに、5枚めくっていただきますと、参考資料の新旧対照表がございます。参考資料の1ページ目、附則第20条の次に、第20条の2を新設いたします。これは、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めるもので、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台租税取り決めが適用されて、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、特例適用利子等または特例適用配当等については他の所得と区分して、3%の個人の町民税を課税する特例を定めるものです。

さらに、5ページの中段以降につきましては、この改正に伴う字句及び条のずれを修正するものです。

最後に、附則について説明いたします。

前に戻っていただき、改正条文の4ページ、下から10行目の附則により、第1項で施行期日を平成29年1月1日とし、第2項で経過措置として、個人の町民税への適用については平成30年度課税から行うとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第47号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第47号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（酒井章彦君） 議案第47号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、所得税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

この改正は、ただいま可決いただきました議案第46号菊陽町税条例の一部を改正する条例で説明しました個人の住民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

内容につきましては、1枚めくっていただきますと改正条文がございます。

附則第12項の次に、第13項と第14項の2項を新設いたします。これは、第13項で特例適用利子等を、第14項で特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるもので、先ほど説明しましたように、特例適用利子等及び特例適用配当等について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることを定めるものです。

さらに、この改正に伴う項のずれを修正するものです。

最後に、附則について説明いたします。

改正条文の2ページ、附則によりまして、第1項で施行期日を平成29年1月1日とし、第2項で国民健康保険税への適用については平成30年度課税からするとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第48号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第48号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第48号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成28年度も残り4か月となりましたが、歳入の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたもの、不用額が見込まれるものがあり、また状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますのでよろしく願いいたします。

まず、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に10億8,596万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ176億8,314万3,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

2ページから6ページは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は3件の事業になります。

款の3民生費、項の2児童福祉費、事業名が放課後児童クラブ施設整備事業で、金額は1億



2,374万7,000円であります。これは、国の補正予算による中部小学校と西小学校の放課後児童クラブ施設整備事業であり、今年度中の施行が困難であるため繰越明許費とするものであります。

次に、款の8土木費、項の3都市計画費、事業名が第二土地区画整理事業で、金額は1億4,000万円であります。これは、工事予定箇所において、関係地権者との協議等に日数を要しており、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費とするものであります。

次に、款の11災害復旧費、項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、事業名が菊陽町役場庁舎災害復旧事業で、金額は3,244万2,000円であります。これは、ここ庁舎3階議場の災害復旧工事について、3月議会終了後から5月末までの工期を予定しているため、繰越明許費とするものであります。

8ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、1の追加で、中部小学校と西小学校の放課後児童クラブ施設整備事業と、平成28年熊本地震による徴税減免に対する歳入欠かん債の2件、限度額の計1億8,340万円を追加し、2の変更では、起債の7件について限度額を増減し、補正額として6億4,230万円を増額することにより、地方債の限度額の合計を25億8,690万円とするものであります。

9ページ以降は補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。

次は、歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に御説明申し上げます。

まず、1、総括の歳入です。

主な補正額を申し上げますと、款の1町税を1億3,168万4,000円増額、款の16国庫支出金を5億297万9,000円増額、款の20繰入金金を2億5,000万円減額、款の23町債を6億4,230万円増額しております。

歳入合計は、補正額として10億8,596万円の増額となり、総額は176億8,314万3,000円となります。

下の11ページは歳出になります。

主な補正額を申し上げますと、款の3民生費を1億3,292万2,000円増額、款の8土木費を1億825万1,000円減額、款の9消防費を9億2,641万円増額しています。

歳出合計も補正額として10億8,596万円の増額となり、総額は176億8,314万3,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

次は、2の歳入になります。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は、所得割を5,472万1,000円、均等割

を169万6,000円増額しております。

項の2固定資産税、目の1固定資産税の現年課税分は、土地を1,276万円、家屋を3,470万円、償却資産を2,780万7,000円増額しております。

13ページを御覧ください。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分5の地方創生交付金は、地方創生推進交付金を762万5,000円計上しております。

目の2民生費国庫補助金で、14ページをお開きいただき、節区分3児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備交付金6,656万8,000円は、放課後児童クラブ施設整備事業費に対する補助金であります。

目の9災害復旧費国庫補助金、節区分3衛生災害復旧費補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金を4億6,233万円増額しています。

15ページを御覧ください。

款の17の県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分3児童福祉費補助金は、放課後児童クラブ施設整備費補助金を1,664万円計上しております。

16ページをお開きください。

款の20繰入金、項の2基金繰入金は、町税等の増額が見込めるため、目の1財政調整基金繰入金を2億5,000万円減額し、計を6億9,000万円としております。

17ページを御覧ください。

款の23町債は、18ページにかけて、先ほど、第3表地方債の補正で説明したとおり、地方債の追加と事業内容の変更による増減をしております。このうち18ページの項の10災害復旧債は、災害等廃棄物処理事業や歳入欠かん債などで6億3,740万円を増額し、災害復旧債の計を15億8,830万円としております。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移ります。

それでは、20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費、節区分13委託料の計画策定業務委託料1,600万円は、都市防災総合推進事業としての補助事業で、地域防災計画の改定及びそれを踏まえた復興まちづくり計画の策定委託料であります。財源は社会資本整備交付金で、補助率2分の1であります。

21ページを御覧ください。

目の20地方創生総合戦略費1,562万1,000円は、きくよう健康ビジネス起業家プロジェクト事業としての補助事業費を計上しております。財源は地方創生推進交付金で、補助率2分の1であります。

25ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分15工事請負費は、中部小学校と西小学校の放課後児童クラブ建設事業費を1億2,374万7,000円計上しております。

次に、28ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分19負担金、補助及び交付金は、津久礼井手整備事業の新農業水利システム保全対策事業負担金を340万円、県営堀川地区農村環境保全整備事業負担金を600万円、29ページを御覧いただき、土地改良区工事等助成金で、堀川12号ポンプ修繕工事分を944万7,000円計上しております。

30ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費は、用地取得に対する工場等立地促進補助金3,162万円を計上しております。

31ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費は、補助事業の内示額に合わせて事業費を4,354万9,000円減額しております。

32ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の3公共下水道費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、公共下水道分の下水道事業会計への負担金と補助金を2,110万5,000円減額しております。

33ページを御覧ください。

項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費は、補助事業の内示額に合わせて、古閑原団地建設事業費を4,920万7,000円減額しております。

34ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分13委託料で、災害ごみ処理委託料を2億7,346万7,000円、損壊家屋解体撤去業務委託料を6億5,099万4,000円増額しております。

35ページを御覧ください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分18の備品購入費は、新年度のクラス増に向けた各種備品の購入費を計上しております。

36ページをお開きください。

目の2教育振興費で、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助を356万7,000円計上しております。これは、平成28年熊本地震で被災し、家屋が半壊以上で町税等の減免を受けている世帯に対する補助であります。

下の段の項の3中学校費でも、37ページにかけて、新年度のクラス増に向けた各種備品の購入費や被災による要保護及び準要保護児童生徒援助費補助を計上しております。

39ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木災害復旧費は、節区分の15工事請負費で、町道の災害復旧工事費を1,229万1,000円計上しております。

40ページをお開きください。

項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の2公用施設災害復旧費は、節区分の15工

事請負費で、ここ庁舎3階議場の災害復旧工事費を2,980万7,000円計上しております。

42ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため664万4,000円を減額し、計を1億851万1,000円とするものであります。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第48号の、今説明を詳しくいただきましたけれども、1つ、ページ8ページの歳入欠かん債で、1億4,300万円あるんですけれども、災害による町税の減免等ということでしたけれども、少し内容についてお願いしたいというのが1つです。

それから、ページ21ページの地方創生総合戦略費の中のきくよう健康ビジネス起業家基本構想策定業務委託で1,000万円、それから補助金も285万円とありますけれども、これはどういう内容をイメージしているのかというのが第2点目です。

それから、ページ30ページの企業誘致費の中で、工場等立地促進補助金が3,162万円計上されていますが、これについてはどういう内容でというのがちょっと先ほど説明がなかったもので、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、ページ34ページ、防災管理費の中で、委託料で損壊家屋解体撤去業務委託料で6億5,099万4,000円の計上がありますけれども、今どの程度進んでいるのかというのと、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、私の方からは、歳入欠かん債について御説明いたします。

町税関係の町民税の減免見込み額が4,000万円、固定資産税の償却資産等になるかと思えますけれども、減免見込み額が1億3,000万円、軽自動車税の減免見込み額が2万1,000円ということから、その分についてを歳入欠かん債ということで起債するところであります。この分につきましては交付税措置があるということで、あえて起債を借りるということにしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、2番目の質問の、ページ21ページ、地方創生関係の事業の中の基本構想策定について、まずお答えいたします。

地方創生につきましては、平成26年度から、国、全国自治体の方で進めておりまして、さまざまな交付金が出されております。菊陽町の方も、当初からこの事業に取り組んでおりまし

て、さまざまな事業を行ってきていまして、平成28年度につきましては、きくよう健康ビジネス起業家プロジェクトという名称で交付申請をしましたところ、国の方から採択をされております。今回、熊本県では、10市町村ぐらいしか採択されておりませんが、町の事業は採択されております。この事業は平成28年度、今年度途中ですけれども、今年度から平成30年度までの3年間の事業の中の1年目の事業というところでございます。1,000万円の内容につきましては、御存じの「さんふれあ」につきましては、都市部と農村部をつなぐ交流の場というコンセプトがもともとございます。これに加えて、美と健康のミュージアムというようなコンセプトを加えたところで、「さんふれあ」の新たな活用を検討していきたいという形で、その構想の策定経費を1,000万円入れさせていただいております。

それから、補助金だったと思いますけれども、補助金につきましては、さまざまな事業を展開する上で、その事業のPRをするための補助金を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） 失礼しました。企業誘致の補助金等でございますけれども、これは原水工業団地に誘致いたしました株式会社名古屋精密金型の竣工ができましたものですから、これに対する土地の取得額1億2,648万930円が契約額でございますが、これの25%を土地の取得の助成金ということで支出をするということで、3,162万円という形で出しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 続きまして、家屋の公費解体についてでございますけれども、12月2日現在の進捗状況を申し上げたいと思います。

申請棟数が住家で177棟、納屋などの非住家につきまして89棟、それから自主的に先行解体をされる世帯棟数が45棟でございます。現在311棟の申請があっております。それに対しまして、解体済みであります棟数でございますけれども、住家が47棟、進捗率は26.6%、非住家が9棟で10.1%、先行解体を含めました全体的な進捗率は32.4%といった状況でございます。

今回、補正をお願いしております6億5,000万円につきましては、これまで補正予算において1億4,000万円ほど解体費の予算確保をさせていただいております。3月までに必要な額7億9,000万円ほど見込んでおりますので、その差額を今回お願いしたところでございます。

廃棄物の廃棄作業につきましては、一応3月までに2万8,000トンを見込んでおります。全体的な計画としましては、本年度3月までに、大体申請棟数の約6割を完了できればというふうに考えております。残り4割を来年の夏ごろまでに完了できればというふうに思っております。廃棄物の発生量は約3万8,000トンぐらいを見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 議案第48号について質問いたします。

2件です。いずれも財源についてです。

25ページ、民生費の中で、放課後児童クラブの建設工事というのがあります。1億2,374万7,000円ですか。この財源は、参照によりますと、次のように理解してよろしいかどうかです。国が6,600万円余り、それから民生費が4,000万円ちょっとですね。県の補助が1,600万円ちょっとというふうな、そういう財源になるかどうか。それでいいのかどうかです。それが1点です。

それから、もう一点は、34ページ、今、小林議員の質問がございましたが、款の9消防費の中で、災害ごみ処理委託料、それから損壊家屋解体撤去業務委託料、いずれも9億円ほどが計上されておりますが、財源はどうなっておるのか。

以上2点です。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今質問がありました分については、まず先に結論を申しますけど、今の理解でいいかと思えます。説明を加えます。

財源については、ページ14ページのところの、国の子ども・子育て支援整備交付金、これが6,656万8,000円、それと熊本県がページ15ページ、放課後児童クラブ施設の補助金で1,664万円でございます。この分については、国の補助基準額に対して補助割合は、国が3分の2、そして熊本県と町が各6分の1となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、災害ごみ処理委託料と損壊家屋解体撤去業務委託料についての財源について説明いたします。

国が2分の1の4億6,233万円、それを受けまして、地方債をまた4億6,230万円起債をするということになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第49号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第49号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。

それでは、議案第49号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,555万1,000円とするものであります。

6ページと7ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では、繰越金と諸収入を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金と諸支出金を増額しております。

8ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の5繰越金は、平成27年度からの繰越金の確定により、196万2,000円を増額し、996万2,000円としております。

次に款の6諸収入は、目の1保険料還付金を10万円増額しております。

下のページで歳出について説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は196万2,000円を増額し、款の4諸支出金は保険料還付金を10万円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第50号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第50号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さんおはようございます。

議案第50号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に52万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,760万7,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

歳入は、国庫支出金の増額であります。

下のページで歳出は、総務費の増額及び予備費の減額であります。

次に、8ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金は、52万6,000円を追加しております。

下のページで歳出の主なものでは、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を108万9,000円増額しておりますが、これは介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料などであります。

次に、10ページをお開きいただき、款の9予備費を予算調整のため52万7,000円減額しております。

最後に、4ページをお開きください。

款の1総務費、項の1総務管理費のうち、介護保険システム改修事業の105万3,000円につきましては、平成29年度からの改正と平成30年度からの改正として、今年度、来年度の2年度にわたる改修となり、年度内に終わらないため繰越明許費としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第51号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第51号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第51号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、社会資本整備総合交付金の減額や熊本地震により国などの関係機関との事前協議に時間を要していることによる建設改良費の減額でございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画書で御説明いたします。

第2条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入を2億5,945万4,000円減額し、7億6,237万8,000円としております。

それから、支出につきましても、2億5,945万4,000円減額し、11億2,246万円としております。

御覧のように、収入額が支出額に対して不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

第2条の中段ごろから御覧いただきたいと思っております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,008万2,000円の補填財源につきまして、過年度分損益勘定留保資金を697万7,000円、当年度分の損益勘定留保資金を3億1,799万円、減債積立金を1,542万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,968万7,000円にそれぞれ改めることとしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第3条企業債の補正につきましては、事業費の減額に伴い、流域関連公共下水道事業分の限度額を2億140万円減額し、2億5,800万円とし、限度額の総額を4億100万円としております。

続いて、第4条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,337万8,000円減額し、2億3,140万7,000円としております。

次に、4ページをお願いいたします。

ここからは、補足書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、事業費の減額に伴い、2億140万円減額し、4億100万円としております。

続いて、項の3負担金は、目の1他会計負担金については、雨水事業費に対する繰入金でございまして、財源を目の3の工事負担金に振りかえますので、108万1,000円減額しております。

次に、目の3工事負担金は、平成27年度実施の花立第1排水区幹線築造工事に対する熊本市からの負担金でございしますが、一部工事を28年度へ繰り越したために、その工事費に対する精算が平成29年度とすることになりましたので、679万5,000円を減額しております。あわせまして、負担金は787万6,000円減額し、2,408万7,000円としております。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、汚水事業や災害対策事業などの建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございまして、事業費の減や入札請負残等を合わせまして、備考欄のとおり、計は2,337万8,000円を減額し、1億889万1,000円としております。

続きまして、項の5交付金、目の1交付金は、備考欄に記載しておりますとおり公共下水道事業については、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、2,430万円の減額とし、また農業集落排水事業の農山漁村地域整備交付金につきましては、補助対象の委託費を減としたために、交付金を250万円減額しております。合わせまして2,680万円の減額となり、予定額を9,970万円としております。

以上、収入合計は2億5,945万4,000円減額し、7億6,237万8,000円とするものです。

次のページの支出につきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費において、2億5,945万4,000円減額し、4億2,834万9,000円としております。主な減額理由を申し上げますと、公共下水道事業は今年度施行予定でございました町道高速側道2号線、これは向陽台地区でございますけれども、周辺の雨水整備であります花立第1排水区幹線築造工事につきまして、社会資本整備総合交付金の減や高速道路関係機関との協議が熊本地震の影響により遅れまして、年度内発注が見込めないこと、さらには第2区画整理地内の区画道路築造計画の進捗が遅れておりまして、下水道工事に着手できない状況でございしますので、2億5,360万円を減額しております。

次に、農業集落排水事業につきましては、本年度、農業集落排水施設整備事業計画書の作成

を行い、今年度において施設の機能強化を図ることとしておりましたが、白水浄化センターなどの施設につきましては、これまで補修、更新、そして耐震補強工事も実施しております。また、平成28年1月までに実施しました機能診断調査の結果も良好であって、なおかつ今回の熊本地震におきましても大きな事故などが発生しておりません。そのため、熊本県とも協議をいたしまして、予定しておりました農業集落施設整備事業計画作成業務につきましては実施を見送ることといたしまして、585万4,000円を減額しております。

以上、支出合計は2億5,945万4,000円減額し、11億2,246万円とするものです。

次の6ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書でございます。

このキャッシュフロー計算書は、1事業年度の資金収入、支出の状況を表示した報告でありまして、経営活動を行うに当たっての、いわゆる現金収支が健全な状態であるかどうかを見るものであります。

まず、業務活動キャッシュフローですが、当期の純利益を363万2,705円を予定しております。そのほか、固定資産減価償却に見合う使用料が6億8,700万円余、利息の支払い1億7,949万7,000円、それから未払金あるいは未収金等の増減等ございまして、業務活動によるキャッシュフローは2億8,901万円余を予定しております。

続いて、その下の投資活動によるキャッシュフローでございますが、有形固定資産の取得に関する支出、建設改良費に伴う支出でありますけれども、5億900万円余であります。そのほか、交付金による収入等ございまして、投資活動によるキャッシュフローはマイナス2億7,748万円余を予定しております。この投資活動によるマイナス分を、先ほどの業務活動キャッシュフローでカバーするというところでございます。

最後に、その下の財務活動によるキャッシュフローでございますが、企業債の発行による収入、それから企業債の償還等でございますが、企業債の発行が4億1,820万円余、企業債の償還が6億1,182万2,546円を予定しております。今回、企業債の発行よりも償還の方が積極的に行われているということが見てとれるわけでございます。最終的に、資金の期末残高を3,206万6,894円と予定しております。

この業務活動キャッシュフローにつきましては、当期純利益の363万2,705円の根拠につきまして、次の9ページのバランスシートの貸し方部分の一番下の方の剰余金の部分にその根拠を示しております。

また、最後の11ページのセグメント情報につきましても、一番下段の方に、その根拠を示しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 議案第52号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第52号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第52号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

①の路線は、小平ノ上1号線であります。

場所は、馬場地区の東側、菊陽北小学校の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。

②の路線は、久保田馬場楠線であります。

この路線は、国道443号であり、熊本県で管理を行っております。現在、熊本県では、空港周辺の慢性的な渋滞の解消と阿蘇熊本空港へのアクセス向上を図るため、今年度から平成37年度までの10か年計画で、大津町下町交差点から菊陽町曲手交差点間の4車線化に取り組んでいるところであります。計画では、全体延長約2.5キロメートルのうち約1.1キロメートルを現道拡幅、約1.4キロメートルをバイパスによる整備が予定されており、このバイパス計画は現在の上村橋の上流側へ新しい橋をかけて整備する方針であります。

これまでの県の道路改良事業では、バイパスの工事が完成し、旧道区間が県の道路区域から除外されると同時に町道認定を行ってまいりましたが、より確実な旧道引き継ぎを行うため、平成27年10月に、県の道路の改良工事等に伴い生ずる旧道の市町村引き継ぎ事務処理要領が改訂されまして、事業着手と同時に、旧道部の町道認定が必要となったことから、今回、町道認定をお願いするものであります。

なお、旧道部は、町道認定を行ったとしても、バイパスの工事が完成し、県から引き渡しを

受けるまでは国道443号として県が管理するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員のうちお二人の委員の方が、平成28年12月18日をもって任期満了となります。そこで、現在の委員であります吉岡光憲様と西塔正弘様を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、お一人目の吉岡光憲様は、菊陽町大字原水1643番地にお住まいで、昭和21年9月7日生まれの現在70歳です。吉岡様は、昭和40年に熊本国税局に入局し、昭和46年から東京国税局国税専門官、国税訟務官等を歴任し、昭和61年に退職されまして、同年6月に税理士事務所を開業し、現在に至っておられます。

お二人目は、西塔正弘様です。菊陽町大字原水1564番地にお住まいで、昭和31年2月12日生まれの現在60歳です。西塔様は、昭和55年に熊本県経済農業協同組合連合会に入会され、平成14年6月に同連合会を退職し、翌年3月に行政書士事務所を開設され、現在に至っておられます。

お二人とも、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、公正な審議をお願いできるも

のであり、委員として適任であると思しますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、吉岡光憲君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は吉岡光憲君を同意することに決定いたしました。

次に、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、西塔正弘君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は西塔正弘君を同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（高木定伸君） それでは、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明をさせていただきます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち3名の方が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、候補者として、菊陽町大字津久礼2353番地4にお住まいの鬼塚成子様を再任、また菊陽町大字津久礼560番地にお住まいの平野葉子様を新任の候補者として、今回、2名の方をお願いいたしますもの

であります。

御兩名を御紹介いたしますと、鬼塚成子様は、菊陽町大字津久礼2353番地4にお住まいで、昭和28年1月15日生まれの63歳でございます。京都府立大学を御卒業され、その後、中学校の教諭として教鞭をとられ、御結婚を機に教職を退職された後は、学習塾等の経営をされ、人格及び識見ともに高く、平成26年4月から人権擁護委員として積極的に活動されておりました、平成29年4月から2期目の再任をお願いするものです。

次に、新任としてお願いいたします平野葉子様は、菊陽町大字津久礼560番地にお住まいで、昭和30年12月8日生まれの61歳でございます。昭和53年4月に菊陽町役場に勤務され、平成28年に退職されるまでは、人権教育・啓発の部署、東部町民センター等を歴任され、人権問題に深く携わられてこられました。人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考え、平成29年4月から新任として推薦をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、鬼塚成子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は鬼塚成子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につきまして議会の意見を求めることについて、平野葉子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は平野葉子君を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

各種議員の研修会に議席に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときに、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からお申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後にお諮りをします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたします。

石原武義君。

○11番（石原武義君） 発言の許可をお願いいたします。

内容は、議事進行について迷惑をかけたことです。

○議長（渡邊裕之君） 許可いたします。

続けてどうぞ。

○11番（石原武義君） 私は、去る11月10日19時、熊本地震災害復興支援特別委員会の事前の打ち合わせの会議に出席したところ、同僚議員からアルコールのにおいがすると指摘されました。アルコールのにおいがすれば、会議に出席できないと申し合わせ事項があったので、そのまま退席しました。翌日、正副議長から事情聴取を受け、自分の行動のうかつさを深く反省いたしました。私の行動が、議会の議事審査等の議会運営に多大な御迷惑をおかけしました。このことで、菊陽町議会や菊陽町への信用がなくなるのではないかと、私自身心配しました。今回、道義的な責任をとって、文教厚生常任委員長を辞任しました。また、全協で議長より厳重な注意を受けました。町民の方、町長はじめ菊陽町役場職員の方に心からおわび申し上げます。ここに深い反省をもって、心からおわびいたします。誠に申し訳ございませんでした。今後は、襟を正し、緊張感を持って議員の仕事に邁進することをここにお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 発言の機会をいただきたいと思いますが。

○議長（渡邊裕之君） 内容について。

(10番坂本秀則君「議事進行に迷惑かけた件です」の声あり)

許可いたします。

○10番（坂本秀則君） こんにちは。

私が、昨年6月に起こしました不祥事のために、菊陽町議会の議事審査などの議会運営に多大な御迷惑をおかけいたしました。このことで、菊陽町議会並びに菊陽町への信用、信頼が揺らいできました。私自身、深く反省し、猛省しております。菊陽町町民の方々をはじめ、町執行部及び職員並びに議員の方々に心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上の事情を鑑みて、6月定例会終了後、議員を辞職いたします。皆様の御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第4回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時7分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 吉 山 哲 也

菊陽町議会議員 北 山 正 樹

菊陽町議会会議録  
平成28年第4回12月定例会

平成28年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919